

諸外国の紛争処理制度の比較

平成 17 年 4 月 25 日

電気通信事業紛争処理委員会事務局

《目次》

頁

一 電気通信事業紛争処理をめぐる国際的動向	1
各国の電気通信事業者相互間紛争処理機関の概要	3
二 EU及びEU諸国	22
1 EUの紛争処理制度	22
2 英国の紛争処理制度	24
3 仏国の紛争処理制度	43
4 独国の紛争処理制度	48
5 スウェーデンの紛争処理制度	54
6 フィンランドの紛争処理制度	61
7 総括	66
三 米国	67
1 米国の紛争処理制度	67
2 米国の競争環境の概要～紛争の背景	80
四 アジア諸国	90
1 韓国の紛争処理制度	90
2 インドの紛争処理制度	98
(脚注)	102

一 電気通信事業紛争処理をめぐる国際的動向

(1) 電気通信分野においては、先進各国を中心として電気通信市場の自由化が開始されてから約 20 年になるが、その間、単に競争原理を導入するだけでなく、実質的な競争を促進するために積極的に相互接続を確保するための政策が行われてきた。

また、こうした事前の政策だけでなく、事後的にも、競争活動の過程で生じる事業者相互間紛争を公正中立に解決し、また、事業者 / 利用者間に生じる紛争を利用者利益増進の観点から解決するための紛争処理制度を設ける国が増えてきている。

(2) このような世界的動向を受けて、海外では、紛争処理についての調査・研究・議論が活発に行われるようになっている。

(3) たとえば、ITU (International Telecommunication Union) では、2004 年 8 月 31 日から 9 月 2 日にかけて、『紛争処理に関する欧州ワークショップ』が開催され、電気通信分野における紛争処理の重要性と、今後の方向性についての議論が行われた¹。

すなわち、この分野ではネットワークのボトルネック性故に相互接続に関する紛争が発生しやすく、各の規制機関が、相互接続協定の交渉を円滑にするために接続約款の策定・公開等の事前ルールを整備すべきであり、それでも紛争が生じた場合には、規制機関が介入を行っているように、この分野における規制機関の役割は大きいとしている。

(4) また、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) では、2005 年 1 月、『質の高い規制のための独立的で説明責任ある規制当局の設計』というセミナーが開催され、その中で電気通信分野における規制と紛争処理についての議論が行われた²。

(5) こうした電気通信事業の紛争処理制度に関する関心は、特に欧州において高い。こうした背景には、電気通信事業者間の紛争の長期化と不確実性が競争を阻害し、引いては電気通信産業に消極的な影響を及ぼしているのではないかとの問題意識があるものと思われる。

そこで、英國国際比較法研究所(British Institute of International & Comparative Law)*では、2004 年 7 月 6 日、EU 加盟 6 ケ国(仏、独、愛、蘭、西、英)の電気通信事業紛争処理に関する比較研究報告書を発表し*、各国毎の実際の規制状況が欧州指令と乖離しており、EU 域内統一市場

の形成を遅らせていると結論づけている。また、同報告書は、欧洲の電気通信産業の将来が紛争発生時の適時適切で効果的な意思決定如何に大きく懸かっているとも言っている。

- * the Society of Comparative Legislation (1894年設立) と the Grotius Society (1915年設立)とが、1948年に統合されて出来た研究機関。<<http://www.biicl.org/>>
- * “Study on the Effectiveness of Telecommunications Dispute Resolution<<http://www.biicl.org/admin/files/BIICLTelecoms%20Report%202004.pdf>>; “New wave of EU telecoms investment under threat”<<http://www.biicl.org/admin/files/New%20wave%20of%20telecoms%20investment%20under%20threatFINAL.pdf>>

こうした調査研究を受けて、EU 加盟国では、競争促進や利用者保護の視点から、紛争処理制度を強化しようとする様々なアプローチが見受けられ始めている。

(6) 翻って、我が国の電気通信事業紛争処理委員会は、設立以来、諸外国の電気通信事業紛争処理制度についての海外調査を実施し、また、実際にも諸外国の規制機関、紛争処理機関と意見交換を行ってきており、その成果が蓄積されてきていたところである。そこで、今般、『諸外国の紛争処理制度の比較』という形で集大成し、電気通信事業に関係する者へ情報提供することとした次第である。

諸外国の電気通信事業紛争処理制度を一覧表に整理すると、おおよそ次表のとおりとなるが、紛争処理のような極めて実務的な制度は、各国における電気通信市場の競争状態、就中、支配的事業者と新規事業者との勢力関係はもとより、行政と立法・司法の関係等の所産物であるため、単純な比較だけでは誤解を与える惧れもある。そこで、次章以下では、各々の電気通信事業紛争処理制度の詳細について、その置かれた環境条件を含めて述べていくこととする。

各国の電気通信事業者相互間紛争処理機関の概要

	英国	仏国	独国
紛争処理機関、紛争処理体制	<p>O F C O M</p> <p>・「競争・市場グループ」が担当。</p> <p>Telecom Adjudicator</p> <p>A D R</p>	<p>A R T</p> <p>・「法務部」が担当。</p> <p>・外部の専門家（弁護士）の助力を得ることがある。</p>	<p>R e g T P</p> <p>（裁定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 5つある「裁定室」が、事案の性格に応じて担当。 裁定室は室長1名、副室長2名等で構成。第1室の室長は、R e g T P長官、副室長は、二人の副長官がなる。 裁定自体はR e g T Pの職員のみで行うが、ごく例外的な案件に限り、外部の有識者などから決定の準備や意見具申を受けることが可能。 <p>（仲裁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁手続に従事する者は、R e g T Pの裁定室の職員ではなく、特別に訓練された外部の仲裁人が担当する。
規制・政策部門との関係	<ul style="list-style-type: none"> 従来、政策立案は貿易産業省（D T I）が行い、規制機関であるO F C O Mは規制と紛争処理とを実施することに 	<ul style="list-style-type: none"> A R Tは、規制及び紛争処理を扱う独立規制機関。 政策立案は、経済財政産業省（M I N） 	<ul style="list-style-type: none"> R e g T Pは、規制と紛争処理を行う独立規制機関。 政策立案は、連邦経済労働省（B M W A）

	なっているが、O F C O Mにおいて政策立案にも取り組む姿勢を明らかにしている。(2003.12.16. カーター長官発言)	E F I) が担当。	が担当。
紛争処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ O F C O M による裁定 ・ Telecom Adjudicator による facilitation、ruling 又は adjudication ・ A D R 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A R T による裁定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R e g T P の裁定室による裁定 ・ 仲裁(2004 年電気通信法第 124 条により新設。)
紛争対象事項	<p>(O F C O M)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子通信ネットワーク、電子通信サービス及び無線スペクトラムに関する紛争 ・競争法又は事前条件に関する苦情 <p>(Telecom Adjudicator)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L L U に関する紛争 <p>(A D R)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方当事者が支配的事業者でない場合で O F C O M が処理を拒絶した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互接続若しくはネットワークアクセス又は、既存設備の共同使用、加入者リストの提供等に関する紛争 	<p>第 1 裁定室：免許、周波数 ユニバーサルサービス</p> <p>第 2 裁定室：反競争的行為、料金規制</p> <p>第 3 裁定室：反競争的行為、事後料金規制</p> <p>第 4 裁定室：相互接続</p> <p>第 5 裁定室：郵便関係</p>
申請	<p>(O F C O M)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者以外の第三者が申請することは認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請が出来るのは、紛争の当事者に限られる。 ・申請には特定の様式は必要としない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者以外の第三者が申請をすることはできない。 ・一方当事者が支配的事業者である場合

	<ul style="list-style-type: none"> 申請要件が規定されており、紛争の詳細に関する明確な情報を申請者が提出することを要件とする。 		<p>は、裁定室の職権により申請なしでのアクションが可能。(相互接続に関する事例の時は申請が必要。)</p>
紛争処理手続	<p>(裁定)</p> <p>O F C O Mが、事業者からの申請を受けて、相手方当事者に当該申請を送付する。</p> <p>受理されたことを申請者に通知し、紛争の範囲を公表する。</p> <p>最初の分析及び当事者との協議を行う。</p> <p>情報を請求する。</p> <p>裁定案の準備及び公表。</p> <p>10日間のコンサルテーションを行う。</p> <p>裁定の最終決定手続及び証拠提出の最終期限となる。</p> <p>裁定の最終決定を準備する。</p> <p>裁定の最終決定を公表する。</p>	<p>A R Tが、事業者からの申請を受ける。</p> <p>A R Tが、相手方当事者へ申請書及び添付資料を送付し、相手方当事者が、答弁を提出する。</p> <p>A R Tが、権限の及ぶ範囲かどうか及び受理の可能性について検討を行う。</p> <p>A R Tの権限が及ぶ範囲であって申請が受理できる場合には、当事者が直接意見を表明できる機会を付与される。</p> <p>必要な場合には、協議、調査、鑑定などを行う。</p> <p>A R Tが、裁定を行い、当事者に通知、公表する。</p>	<p>(裁定)</p> <p>R e g T Pが、事業者からの申請を受ける。</p> <p>R e g T Pが、当事者の意見聴取を行う。</p> <p>公開の口頭による交渉に基づいてR e g T Pが裁定を行う。</p>

調査権限、文書・報告請求権	<p>(裁定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信法に基づく資料提出請求権及び競争法に基づく立入調査権限がある。 いずれも強制調査であり、違反がある場合には制裁金やサービス提供の停止処分、罰金（立入調査に関する違反の場合は禁固刑の場合あり。）が科せられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 任意調査のみ。通常は質問表を相手方に送り、それに答えてもらう形とする。 質問・立ち入りとともに、相手方の同意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信法に基づく強制調査権があり、調査に必要な書類を提出させることや、業務場所に立ち入っての業務監査を行うことが出来る。
決定の効力	<ul style="list-style-type: none"> 裁定には直接执行力はない。 裁定に従わない場合の罰則はない。 裁定に不服がある場合、競争委員会の不服申立機関(Competition Appeal Tribunal)に訴えることができる。 不服申立自体にはOFCOMの裁定を停止する効力はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 裁定には直接执行力はないが、従わない場合、制裁手続きに移行する。 裁定に不服がある場合、1ヶ月以内にARTに取消・変更を求めるか、パリ控訴院に訴えることができる。ただし、不服申立自体には原則として決定を停止する効力はない。 これまで65件の裁定中18件がパリ控訴院に持ち込まれたが、全ての案件がパリ控訴院によって却下されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 決定を直接強制することは出来ない。 相互接続に関する決定については、事業者は期限以内に決定に従う義務を負う。 決定に従わない場合、最高100万ユーロの制裁金を課すことができる。 決定に不服がある場合、行政裁判所さらに上級行政裁判所に告訴することができる。 これまで、ほぼ全ての決定が裁判に持ち込まれている。
紛争処理件数(注)	<p>(裁定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2003年12月29日のOFCOM 	<ul style="list-style-type: none"> 1997年以降、ARTによる裁定は65件。 	<p>(裁定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1998年から2004年までの7年間

	発足時から2005年2月までに紛争案件として6件が調査対象となつてあり、5件が解決。	(2004年7月までは調停手続があったが、法律改正により廃止された。なお、1997年から2004年7月までの調停での解決件数は0件。)	で、 <ul style="list-style-type: none"> 反競争的行為の裁定を60件 相互接続の裁定を248件 <p>(仲裁) <ul style="list-style-type: none"> 2004年末段階で実施例なし。 </p>
紛争処理期間	(裁定) <ul style="list-style-type: none"> 予備調査期間が15営業日。 4ヶ月以内に処理をするよう規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争処理手続の場合は決定までに4ヶ月間。 	(裁定) <ul style="list-style-type: none"> 接続に関する標準期間は原則10週間、特別なケース及びその他は、4ヶ月以内。
情報開示	(裁定) <ul style="list-style-type: none"> 原則公開(但し、企業機密に関する部分は当事者の意向により非公開とすることがある。) 当事者の要望により事業者名を非公開にすることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 裁定の結論と理由は原則公表される。 但し、企業機密に関する部分は当事者の意向により非公開とすることもある。 ARTのホームページ又は年次報告書で入手可能。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット及び官報に掲載される 決定及び相互の主張は原則公開だが、企業秘密などについては例外がある。

(注)紛争としてカウントしている事案の範囲は各国によって異なる。

参考 事業者 / 利用者間紛争処理

紛争処理機関	民間ADR(英国)	消費者団体、裁判所(仏国)	RegTP(独国)
紛争対象	・電話、ファクシミリ、インターネット、SMSなどに関する事業者 / 利	・事業者 / 利用者間紛争全般	・事業者 / 利用者間紛争全般(電気通信消費者保護令、郵便サービス令、郵便ユ

	用者間紛争		ニバーサルサービス令で消費者に留保されている権限が侵害された場合など)
紛争処理体制	<ul style="list-style-type: none"> • O F C O Mの承認を受けたA D Rスキーム(O T E L O 及びC I S A S)のうち、各事業者が登録をしているスキームに申請する。 • O T E L OとC I S A S のいずれにも登録していない事業者については、O F C O Mに申請する。 	<ul style="list-style-type: none"> • A R Tは、消費者団体へ連絡するか、裁判所へ直接提訴する。 	<ul style="list-style-type: none"> • RegTP 内の調停機関に訴えることができる。

	スウェーデン	フィンランド
紛争処理機関、紛争処理体制	<p>P T S</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法務局」が担当。内部職員である弁護士、技術者、エコノミストなどに対応。 ・外部の有識者に意見を聞くこともある。 	<p>F I C O R A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通信市場及びサービス局」が担当。内部職員及び内部の弁護士に加えて、必要に応じて外部の専門家もスタッフに組み込んで処理。
規制・政策部門との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T S は、規制及び紛争処理を担当する独立規制機関。 ・ 政策立案に関しては産業雇用通信省 (Ministry of Industry, Employment and Communications) が担当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ F I C O R A は、規制及び紛争処理を担当する独立規制機関。 ・ 政策立案に関しては運輸通信省 (M i n T C) が担当。
紛争処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T S による斡旋 ・ P T S による裁定(斡旋が 4 ヶ月以内に解決しない場合、若しくは斡旋が中断した場合には、裁定を行わなければならない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ F I C O R A による斡旋 ・ F I C O R A による裁定(斡旋が 4 ヶ月たっても解決しない場合及び、当事者が要請した場合)

紛争対象事項	<ul style="list-style-type: none"> ・電子通信法、規則又は免許条件等に関する紛争。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者相互間の紛争。
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・PTSが職権によって紛争に介入することは出来ず、申請があった場合のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・FICORAが職権で又は当事者の申請による。
紛争処理手続	<p>(裁定)</p> <p>PTSが、当事者から、書面による裁定申請を受ける。</p> <p>PTSが処理することのできる問題か否かを決定する。</p> <p>PTSが、両当事者の書面による主張を調査する。</p> <p>PTSが裁定を行う。</p>	<p>(斡旋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決められた形式はなく、ケース毎に対応する。 ・法令期限の4ヶ月以内に解決しない場合や、打ち切りになった場合は裁定手続に移行する。 <p>(裁定)</p> <p>FICORAが、職権又は当事者からの申請を受ける。</p> <p>FICORAが、当事者に説明を要求する。</p> <p>FICORAが、見解を提示</p> <p>FICORAが、裁定を行う</p>

調査権限、文書・報告請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・電子通信法による調査権がある 	<p>(任意調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての場合に関して任意調査ができる、一定の場合には、強制調査もできる。
決定の効力	<ul style="list-style-type: none"> ・決定に従わない事業者がいても、PTSが罰則を科すことは出来ない。 ・裁定の内容に不服がある場合には、行政裁判所に訴訟提起が出来る。(裁定の約半数は訴訟に持ち込まれている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期限内に裁定結果を実行しない事業者には、罰金を科す。 ・FICORAの裁定に不服がある場合には、当事者は行政裁判所に不服を申し立てることが出来る。
紛争処理件数(注)	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年7月以降、相互接続の条件や接続料を巡る裁定約70件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年の1年間で、斡旋が2件、裁定が31件行われた。
紛争処理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・実態として、平均して2ヶ月程度(ECTA資料より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信市場法で4ヶ月以内に裁定を行うことが定められている。なお、処理実績もほぼ同様。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定の情報は原則公開されるが、企業機密などについては、決定に含まない上、一般に公開もされない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定の結果に関してはホームページ上で入手が可能。 ・FICORAでの情報開示は情報公

		開法の適用を受けており、一部の企業秘密を除いて、全て開示対象とする。
--	--	------------------------------------

(注)紛争としてカウントしている事案の範囲は各国によって異なる。

事業者 / 利用者間紛争処理

紛争処理機関	P T S、The Swedish Consumer Agency、The National Board of Consumer Complaints (スウェーデン)	F I C O R A 及び裁判所等 (フィンランド)
紛争対象	・事業者 / 利用者間紛争全般	・事業者 / 利用者間紛争全般
紛争手段体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者が電子通信法を遵守しているかどうか、と言う問題については、P T S が監督。 ・その他については、独立行政庁である The Swedish Consumer Agency 又は The National Board for Consumer Complaints 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信市場法に関連する紛争については、F I C O R A で処理する。 ・それ以外の紛争については、消費者関連の当局に申請をするか、裁判所に提訴する。

	米国（州内通信）	米国（州際／国際通信）
紛争処理機関、紛争処理体制	<p>州公益事業委員会 (カリフォルニア州公益事業委員会(C P U C)のケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益事業委員会で働く行政法判事が斡旋人又は仲裁人になる。また、契約ベースで斡旋や仲裁の経験のある退職職員が雇われて斡旋人や仲裁人になることもある。 	<p>連邦通信委員会(F C C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の下にある執行局が担当する。 公式の苦情申出の手続の時のみ、外部の専門家の証言は助力を得ることがある。
規制・政策部門との関係	<ul style="list-style-type: none"> 公益事業委員会において、政策立案、規制、紛争処理を一体的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> F C Cにおいて、政策立案から規制、紛争処理までを一体的に実施している。
紛争処理体制	<ul style="list-style-type: none"> 公益事業委員会による斡旋 公益事業委員会による仲裁 	<ul style="list-style-type: none"> F C Cによる斡旋(明文規定なし) F C Cによる苦情申出
紛争対象事項	<ul style="list-style-type: none"> 相互接続、サービス又はネットワーク構成要素に対する接続要請に関する紛争 	<ul style="list-style-type: none"> 通信法違反の行為 既存事業者の設備へのアクセス条件等 州の公益事業委員会で措置を行わない場合

申請	<p>(仲裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的機関の介入の前に出来るだけ当事者間での協議努力を求めるという理由により、協議開始の請求書を受理してから 135 日目から 160 日目までの期間内に行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が提出することはできない。 FCCが職権により紛争に介入することはできない。 公式な苦情申出の場合は、申請様式が決められている。
紛争処理手続	<p>(仲裁)</p> <p>公益事業委員会が、仲裁申請を受ける。</p> <p>仲裁申請者が、公益事業委員会に提出した申請書及び関連書類の写しを公益事業委員会がこれを受理する日までに相手方当事者に提出する。</p> <p>公益事業委員会委員長又は指定された者が直ちに仲裁人を任命し、これを両当事者に通知する。</p> <p>相手方当事者が、州委員会が仲裁申請を受理してから 25 日以内に答弁書及び申請者の要望する追加情報を提出する。</p> <p>答弁書の提出後 7 日以内に両当事者が共同報告書を作成・提出し、合意事項と紛争中である事項を明確に区</p>	<p>(斡旋)</p> <p>FCCが、事業者からの情報提供を受ける (FCCは、書面作成を勧める)。</p> <p>FCCが、斡旋を求める書面の写しを相手方当事者に送付し、書面による回答を求める。</p> <p>両当事者と FCC が会合を行う。</p> <p>(公式苦情申出)</p> <p>申出書の内容を検証し、「公式苦情」として受理されるための基準を充足しているか検証が行われる。</p> <p>「公式苦情」としての受理が決定されると、苦情書の写しを相手方当事者に送付する。</p> <p>相手方当事者が答弁書を提出する。</p>

	<p>分する。</p> <p>仲裁審理</p> <p>仲裁人が仲裁案を作成し、格闘氏者がこれに対して意見を述べることが可能</p> <p>仲裁案に対して州委員会が決定し、強制力が発生する。</p>	<p>当事者と会合を行う。</p> <p>執行局で決定草案を決定する。</p> <p>決定草案を委員会において検討する。</p>
調査権限、文書・報告請求権	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁人が資料の提出依頼を出すことは出来るが、強制力はない。 (ただし、提出しない場合には相手方の主張が採用されてしまう可能性があるため、拒否されたケースはない。) 	<ul style="list-style-type: none"> FCCにはコモンキャリアに対する調査権が法令上認められており、情報をどうしても入手できないときに召喚状を出して求めることが出来る。 職権調査 (FCC-initiated investigation) を行うことができる。
決定の効力	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁案は公益事業委員会の決定を得た段階で強制力を有する。 ただし、仲裁案が提示された後に、案と異なる内容で当事者間の合意をすることは妨げられない。 仲裁内容に不服がある場合には、公益事業委員会に再審査を申し立てることができ、また、連邦地方裁判所に訴 	<ul style="list-style-type: none"> 公式の苦情申し出の決定に違反する事業者には、各違反ごとに最高10万ドル、継続する違反には一個の作為又は不作為に対して最高100万ドルの罰金を科すことができる。 FCCによる決定に不服がある場合には、FCCに再審査の申立を行う

	<p>訟を提起することが出来る。</p>	<p>か、連邦地方裁判所に提訴することができる。</p>
紛争処理件数(注)	<p>(斡旋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に 5 ~ 7 件程度。 <p>(仲裁)</p> <p>通信法第 251 条、252 条の下での仲裁</p> <p>年に 4 ~ 5 件</p> <p>カリフォルニア州相互接続手続に基づく仲裁</p> <p>年に 3 ~ 4 件</p>	<p>(斡旋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に 40 件程度。 <p>(公式の苦情申出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に 25 件程度。
紛争処理期間	<ul style="list-style-type: none"> 委員会は、当事者間で接続等の交渉要請が行われた日から 9 ヶ月以内に未解決論点の解決を行わなければならぬ。 <p>(カリフォルニア州では大型案件の場合、13 ヶ月から 14 ヶ月かかったケースがある。)</p>	<p>(斡旋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ケースバイケース。 <p>(公式の苦情申出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 11 ヶ月以内に決定草案(ドラフト)を決定、新規のコモンキャリアからの申出の場合、多くは 1 年以内に解決。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 紛争処理の結果は公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 斡旋時に提出された資料について、情

	<ul style="list-style-type: none"> 斡旋が成功した場合は、合意に至った時点で申請者が苦情申請を取り下げるため、記録としては残らない。 仲裁の結論については事業者名も含めて公開とするが、結論の背景については公表しない。また、証拠書類についても取扱いは慎重であり、積極的な開示は行われていない。 非公開情報については、守秘協定を締結した相手方当事者のみに公開される。 	<p>報公開法に基づく請求はできるが、そういうことがない限り秘密扱いとする。</p> <p>・公式苦情申出の訴状や答弁書の内容は一般に「公表」はしない。しかし、FCCのレファレンスルームにて情報公開法によらずに入手することが可能。</p>
--	---	---

参考 事業者 / 利用者間紛争処理

紛争処理機関	州の公益事業委員会（米国）	FCC（米国）
紛争対象	<ul style="list-style-type: none"> 当事者が、地域電話会社であるか、又は紛争が州内に留まる問題である場合 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者が長距離電話会社であるか、又は紛争が州際にまたがる問題である場合
紛争処理体制	<ul style="list-style-type: none"> 公益事業委員会に対する公式若しくは非公式の苦情申出又は斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> FCCの消費者政府関係局に対する公式又は非公式の苦情申出

	韓国	インド
紛争処理機関、紛争処理体制	<p>韓国通信委員会（KCC）</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会は、現在、7名の委員で構成されている。 委員会の下に、6つの課からなる事務局を置く。 	<p>電気通信紛争処理上訴裁判所(TDSAT)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長及び2人以内の委員による合議制。 TDSATに適切な職員を配置し、委員長の指揮の下で職務を遂行。
規制・政策部門との関係	<ul style="list-style-type: none"> KCCは、紛争処理及び審議諮問機関。政策立案・規制は、情報通信部（MIC）が担当。 ただし、行為の是正命令権や課徴金賦課権限などの一部の権限がMICからKCCに移管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年に規制機関である電気通信規制庁（TRA）から紛争処理機能が移管されて成立したのがTDSA Tであり、規制当局からは独立している。
紛争処理体制	<ul style="list-style-type: none"> KCCによる斡旋（裁定を行うのに適せず又はその他必要と認めるとき） KCCによる裁定 	<ul style="list-style-type: none"> TDSATによる裁定
紛争対象事項	<ul style="list-style-type: none"> 設備の提供、相互接続・共用、情報提供等に関する紛争。 	<ul style="list-style-type: none"> 免許を与える者（licensor）と免許を受ける者（licensee）の間の紛争

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2社以上の電気通信事業者間の紛争 ・ T R A I の行った指令、決定及び命令に対する訴えの処理
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の申請によってのみ申請が可能である。(K C C の職権による紛争への介入や、第3者による申請はできない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を侵害されたもの(aggrieved person)が、所定の期間内に申請を行うことが出来る。
紛争処理手続	<p>(裁定)</p> <p>K C C が、事業者からの申請を受ける。</p> <p>K C C が、相手方当事者へ通知し、意見を陳述する機会を付与する。</p> <p>K C C による意見聴取や鑑定などが行われる場合がある。</p> <p>K C C が裁定を行う。</p>	<p>T D S A T が、事業者からの申請を受ける。</p> <p>T D S A T が、当事者に対して聴聞を行う。</p> <p>T D S A T が、関係者の召喚等を行う。</p> <p>T D S A T が、裁定を行う。</p>
調査権限、文書・報告請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査課による調査権限があるが、K C C が積極的に調査を行うというよりは、中小事業者の問題提起を受けて調査を行うことが多い。 ・ 裁定手続中に文書等の提出要求や、立入検査要求を行うことが出来る。 (拒否することによる罰則規定はない) 	<p>書類による命令により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と認める情報や説明を書面で提出させるため、隨時、事業者に要求すること、 ・ 業務について調査させるため、複数の者を任命すること、 ・ 事業者の会計帳簿又はその他書類を調

	が、裁定における弁明不足につながり、不利な決定がされる可能性があるため、これまで拒否事例はない。)	査させるために、職員を差し向けること、ができる。
決定の効力	<ul style="list-style-type: none"> 裁定の送達後 60 日以内に民事訴訟を提起することができる。 裁定の送達後 60 日以内に訴訟が提起されない場合には、当事者間に裁定内容と同一の合意が成立したものとみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 裁定に従わない事業者には、最高 10 万ルピーの罰金、2 回目以降は最高 20 万ルピーの罰金を課せられる。 裁定又は命令に不服がある場合には通知があった日から 90 日以内に、最高裁判所に控訴できる。
紛争処理件数(注)	2002 年以降、事業者間紛争の裁定は 3 件申請。	<ul style="list-style-type: none"> 最近 2 年間で 337 件の紛争を受付。(事業者と消費者の間の紛争、事業者間紛争、事業者と自治体との紛争の合計。)
紛争処理期間	裁定を申請した日から原則として 60 日以内に裁定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 申請や訴えを受理してから 90 日以内に処理するよう規定されている(努力規定)。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開の時期に関する制約はない。 公共機関の持つ情報は全て公開するのが原則であるが、国家の利益を損害する情報法律で非公開対象となっている情報個人の私生活の秘密等を侵害するお 	<ul style="list-style-type: none"> 府の全ての決定は、TDSAT の年次報告において公表される、

	それがある情報 法人の営業上の秘密に関する情報 は非公開とする。	
--	--	--

(注)紛争としてカウントしている事案の範囲は各国によって異なる

事業者 / 利用者間紛争処理

紛争処理機関	KCC (韓国)	TDSAT (インド)
紛争対象	・事業者が利用者に与えた損害の賠償など	・事業者 / 利用者間の紛争全般
紛争手段体制	<ul style="list-style-type: none"> ・KCC内に設けられた「民願申告センター」窓口にて一次的に処理。窓口で対応できないような特異もしくは大型の案件についてはKCCによる裁定手続に移行する。 ・「民願申告センター」には、1日あたりおよそ100件の申告がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間紛争同様、TDSATの裁定にて処理（手続も事業者間紛争と同様）。

二 EU及びEU諸国

1 EUの紛争処理制度

(1) EUにおける競争の枠組み

2002年3月、EUでは、情報社会に関する従来の20の指令を「枠組み指令」、「アクセス・相互接続指令」、「認可指令」、「ユニバーサルサービス指令」、「プライバシー指令」及び「競争指令」の6つにまとめ、簡素化、明確化した(2003年7月施行)。

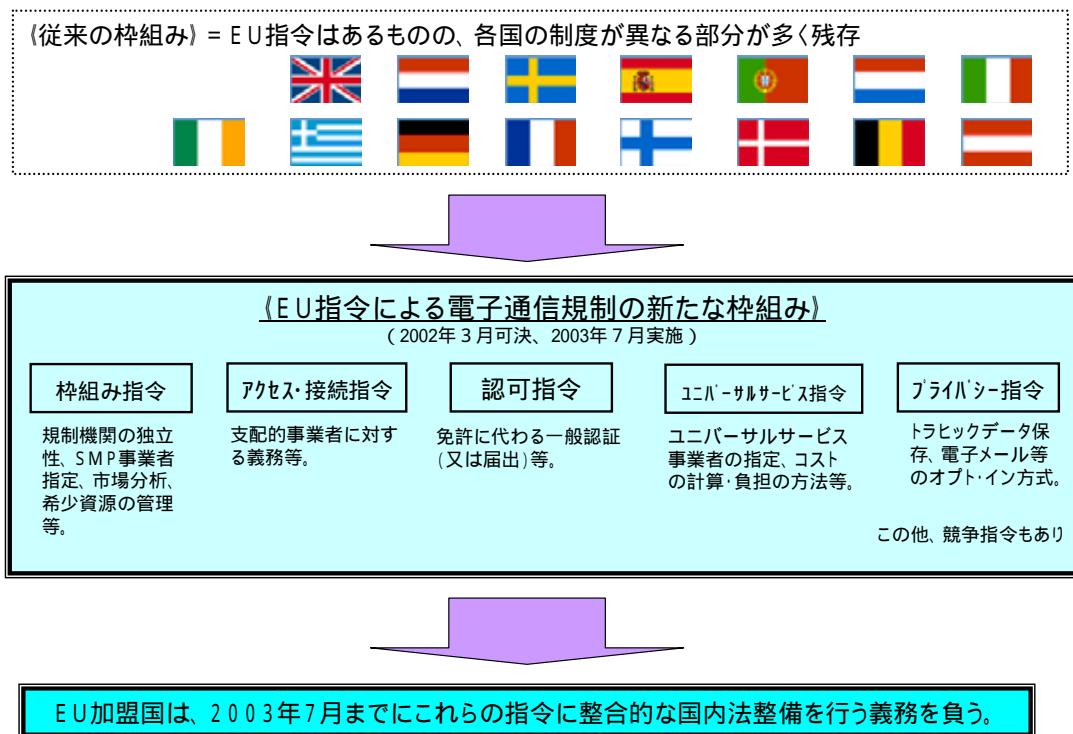
これを受け、各国は、上記指令に基づいた新たな規制の枠組みのための国内法を2003年7月までに整備しなければならないこととされている。

事業者間紛争処理に関しては、「枠組み指令」の中で、原則として各国の規制当局(NRA: National Regulatory Authority)が紛争処理を行うことと規定されている(図2参照)。これによれば、

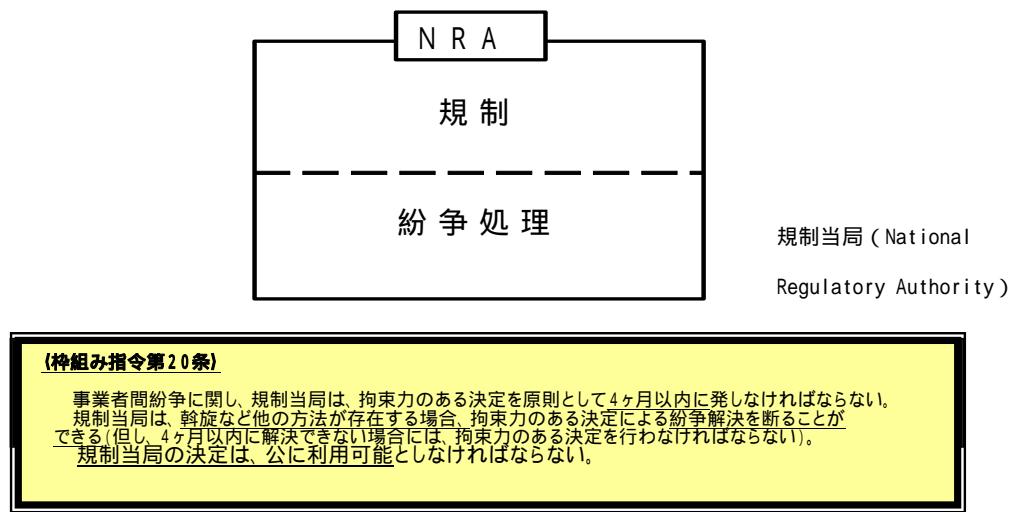
- a 規制当局は、拘束力のある決定を原則として4ヶ月以内に行わなければならない。
- b 規制当局は、斡旋など他に方法が存在する場合、拘束力のある決定による紛争解決を断ることができる(但し、4ヶ月以内に解決できない場合には、拘束力のある決定を行わなければならない)。
- c 規制当局の決定は、公に利用可能としなければならない³。

したがって、実際にも欧州では、後述するように、規制当局が紛争処理を行っている国が多い。

【図1：EUにおける競争政策の枠組み】



【図2：EUの紛争処理機関】



2 英国の紛争処理制度

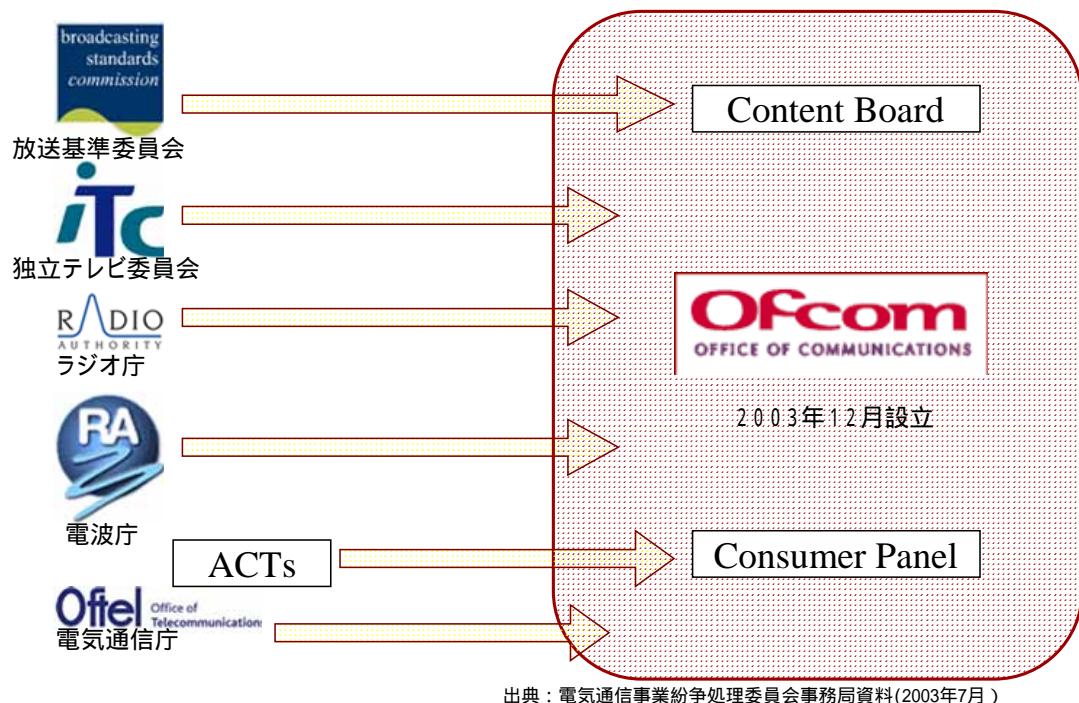
英国も、EU指令の下に規制当局が紛争処理を行っているが、近時、新たな試みが見られる。以下、この動向を紹介する。

(1) 英国における規制機関の統合

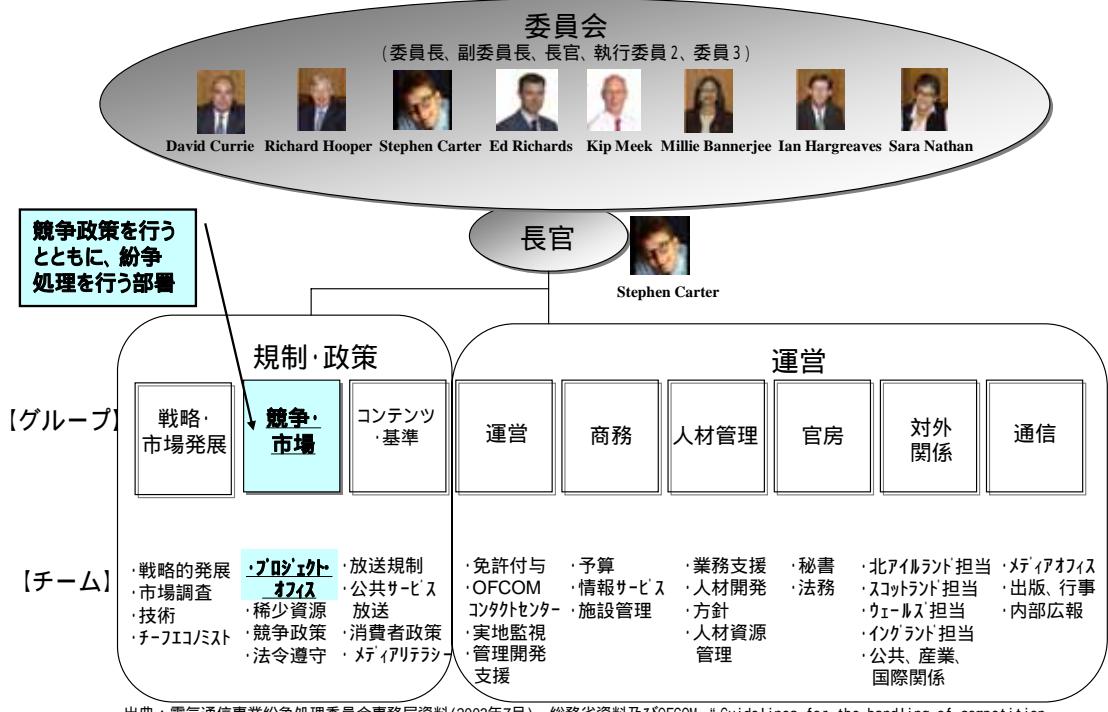
英国では、2003年12月、5つの規制機関(電気通信庁、電波庁、ラジオ庁、独立テレビ委員会及び放送基準委員会)が統合され、通信・放送に関する総合的な規制機関としてOFCOM(通信庁)が誕生した(図3参照)。

電気通信事業紛争処理に関する限り、このOFCOMが紛争処理機関となっており、具体的には、OFCOM内の規制部局である「競争・市場グループ」が紛争処理の業務を担当している(図4参照)。

【図3：英国における規制機関の統合】



【図4：OFCOMの組織】



(2) 事業者相互間紛争処理体制

1で述べたEUの新指令を受けて、英国では「2003年通信法」(以下「通信法」という。)が成立したが、同法及びOFCOMの設立により、英国の紛争処理の仕組みも変更された。

すなわち、従来、規制機関であるOFTELの裁定しかなかったが、現在では、OFCOMの裁定に加えて、後述するTelecom AdjudicatorやADRも認められた⁴。

具体的には、電子通信ネットワークサービス等に関する紛争について、一方当事者が支配的事業者でない場合、OFCOMは、紛争処理を拒絶し、ADRに付託することができる⁵(表1参照)。また、ローカル・ループのアンバンドリング(LLU)に関する紛争については、Telecom Adjudicatorが処理することとなっている⁶。

なお、EUの枠組み指令では、競争当局(NCA: National Competition Authority)が競争法の執行をすることと規定されている⁷が、英国では、電気通信分野における競争法又は事前条件(ユニ

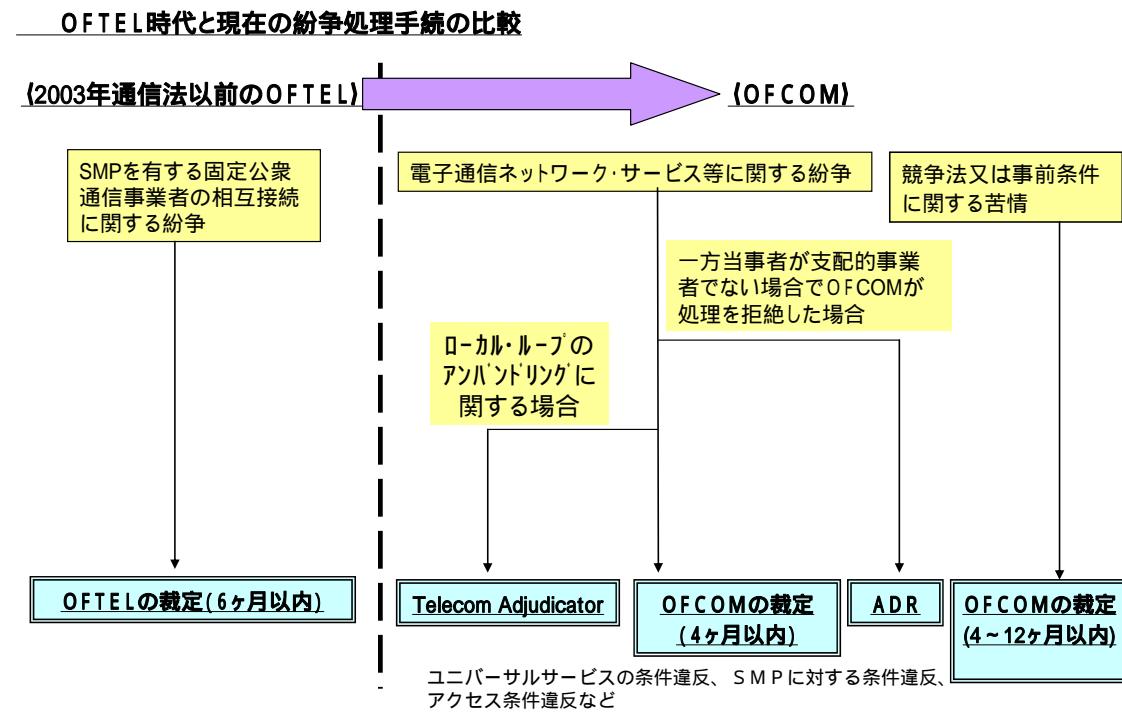
バーサル・サービスの条件、SMP (Significant Market Power) に対する条件、アクセス条件など) 違反に関する苦情については、OFCOMが処理を行っている⁸ (図5参照)。

【表1：紛争処理申請の受理の可否に影響を与える要因の例】

	Alternative forms of dispute resolution	Resolution by Ofcom
A large number of parties are involved	✗	✓
One of the parties is dominant in the relevant market	✗	✓
Both parties are dominant in the same market	✓	✗
None of the parties are dominant in the relevant market	✓	✗
Similar disputes are resolved in other industries without the intervention of the regulator	✓	✗
No welfare loss would result from a failure to agree	✓	✗

(出典：OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

【図5：英国の事業者相互間紛争処理体制】

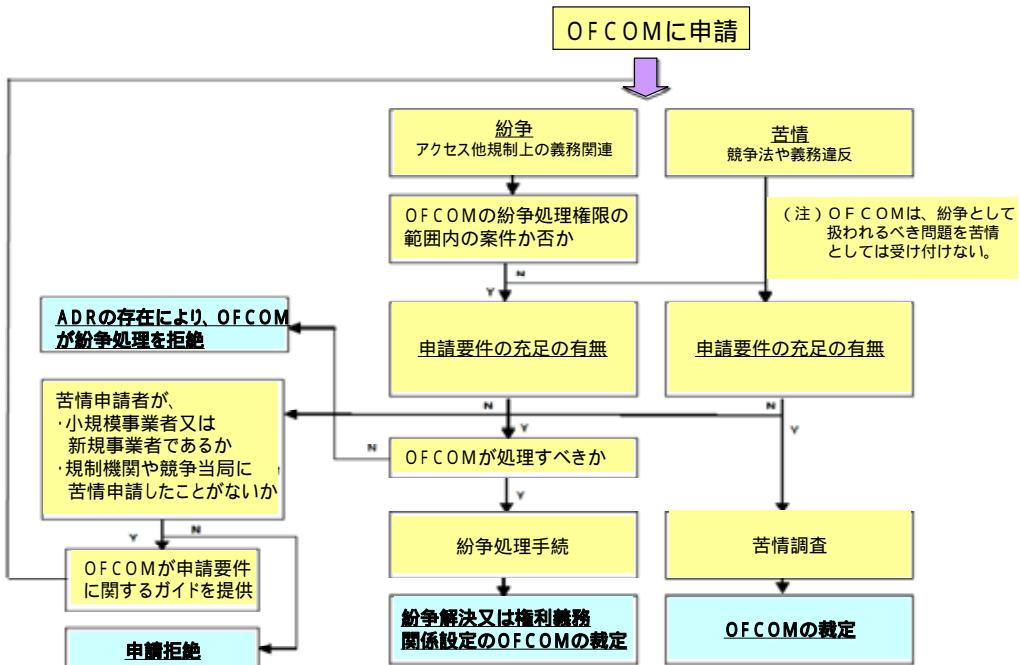


(3) 事業者相互間紛争処理手続

OFCOMに紛争処理を求める場合、紛争の範囲に含まれる論点に関する商業的交渉の書面による証拠、商業的交渉を通じて紛争解決のための裁量の努力を行ったというCEO等の宣誓などを含む紛争の詳細に関する明確な情報を申請者が提出することを要件とする⁹。

苦情については、違反したと主張する事前条件又は競争法の下での濫用を申請者が明確にすることや主張を裏付ける十分な証拠を申請者が提出することを要件とする¹⁰（図6参照）。

【図6：OFCOMの紛争及び苦情処理の流れ】

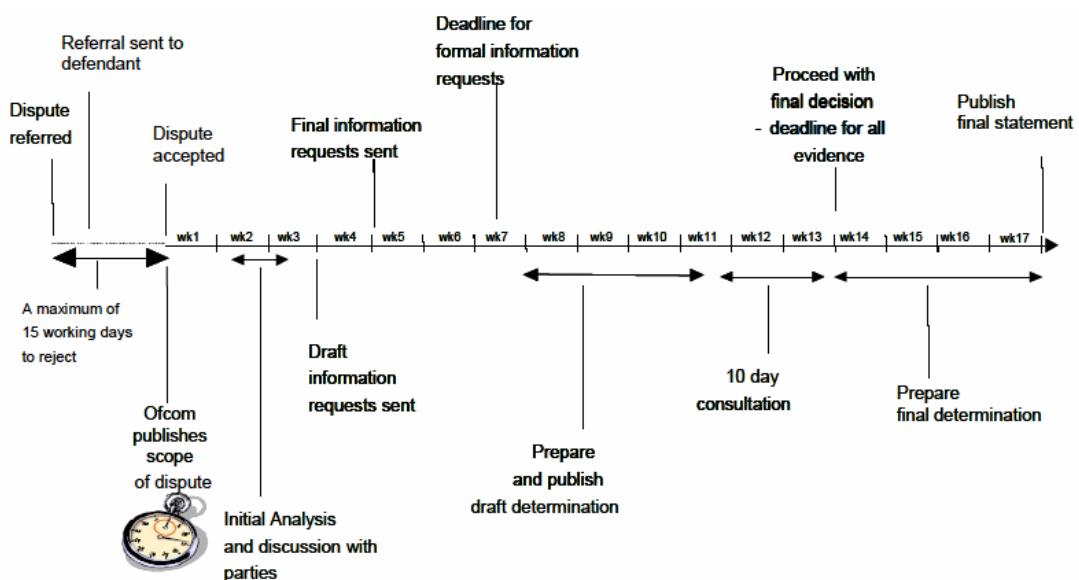


OFCOMが紛争処理を受理する場合の手続は、通常、次のとおりである（図7参照）。

- まず、事業者からの申請を受けて、OFCOMが、相手方当事者に当該申請を送付する。
- 次に、OFCOMは、当該申請が紛争処理のために受理されることについて申請者に知らせ、紛争の範囲を公表する（申請を受けてから15営業日以内）。
- 最初の分析及び当事者との協議を行う（申請受理から2～3週）。
- 情報を請求する（同4～7週）。
- 裁定案を準備し、公表する（同8～11週）。
- 10日間のコンサルテーション（同12～13週、パブリック・コンサルテーションは、案件が多数の関係者の利害に関わる場合にのみ実施。当事者のみの利害に関わる場合には、当事者に限定し、非公式なコンサルテーションを実施。）を行う。
- 裁定の最終決定手続及び証拠提出の最終期限となる（同14週）。
- 裁定の最終決定を準備する（同14～17週）。

- i 裁定の最終決定を公表する(同17週)(EU新指令に基づく通信法により、紛争処理は4ヶ月以内とされている¹¹。なお、苦情処理の期限は、紛争処理とは別に定められている(表2参照))。
- j 裁定に従わない場合の罰則は、ない。
- k 裁定に不服がある場合、競争委員会の不服申立機関(Competition Appeal Tribunal)に訴えることができる。

【図7：OFCOMの紛争処理の典型的なスケジュール】



出典：OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

【表2：紛争及び苦情処理の期限】

Type of investigation	Deadline
Disputes	As quickly as possible, up to a maximum of four months
Competition Act investigations	Six months where no grounds for action decision is made Twelve months for an infringement decision
Breaches of ex ante conditions	Four months for a closure statement or notification that a condition has been breached

出典：OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”

(4) 事業者相互間紛争処理実績

したがって、OFCOMは、OFTEL時代のように、原則としてすべての紛争や苦情を受理するわけではなく、むしろ要件や手続を制限することにより、範囲を絞り込んでいると言える。そして、OFCOMが受理しない紛争は、Telecom Adjudicator等への誘導を図っているものと考えられる。その結果、OFCOMの紛争処理実績を見ると、OFTEL時代と比較して件数が激減している（表3参照）。

【表3：英国における事業者相互間紛争処理実績】

	申請件数	予備調査件数	本調査件数	電気通信事業者間相互紛争件数
OFTELによる 処理 (2003年6～12月)	98件	85件	38件	
OFCOMによる 処理 (2003年末～2004年6月)	129件	32件	10件	6件（解決5） (2003年12月29日～ 2005年2月16日)

放送含む。苦情、紛争の合計。

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果（2005年2月）

(5) Telecom Adjudicator

概要

Telecom Adjudicatorは、OFCOMが、BTのローカル・ループのアンバンドリング（LLU）の進展を促すために、BTと他事業者との間のLLUに関する紛争について、専門的に処理させるために設立した機関である。OFCOMが作成した“Telecommunications Adjudicator Scheme”を、BTと他事業者とが個別に協定を締結することにより施行するという形をとる（“Telecommunication Adjudicator Scheme”には、adjudicatorの任命ルール、Facilitation（当事者間の対話を促す手続）のルール及び紛争解決のルールが含まれる）。

経緯

2004年5月、OFCOMが、「ブロードバンドフレームワーク」の中で、BTのLLUを進展させるために、“Telecom Adjudicator”的創設を提案し、同年7月、ピーター・ブラック氏をTelecom Adjudicatorに任命した。

地位、機能等

a 地位

Telecommunication Adjudicator Schemeに基づき、事業者から独立した地位であるが、任命は、BT及びその他の事業者と調整の上、OFCOMが行う¹²。

b 機能

BTとその他の事業者のLLUに関する協議が合意されるよう支援し、必要であれば勧告を行う(facilitation)。

BTとその他の事業者のLLUに関する紛争を処理(dispute resolution)する¹³。

c 紛争処理の効力

当事者は、原則としてこれに拘束される¹⁴。

d 会計

OFCOMがBTと協議の上で予算を決定する。OFCOMが支払い、BTがその50%を補填する¹⁵。

参加事業者

BT、C&W、キングストンなど16社(2005年4月1日現在)

¹⁶。

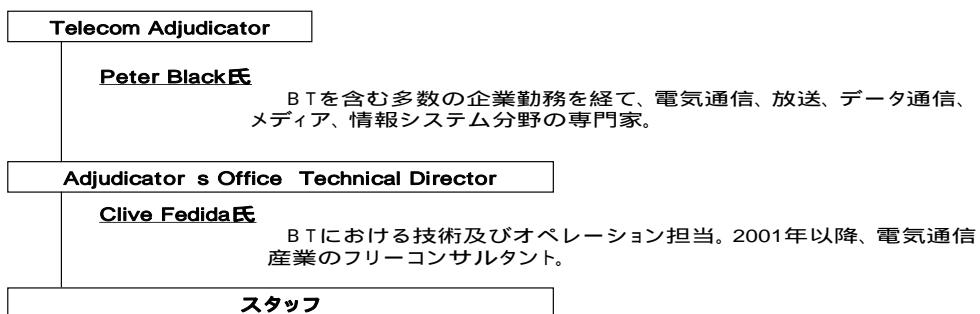
紛争処理実績

2005年2月、初めての事案として、ブロードバンドサービス提供事業者のブルドッグがBTとの間でLLUの料金等に関して紛争処理の申請を行ったが、3月21日、協議の進展を理由に申請が取り下げられた¹⁷。

組織

Telecom Adjudicatorは、性格上、電気通信事業者から独立した第三者機関である。ただし、現在のAdjudicatorであるブラック氏は、BT出身者となっている(図8参照)。

【図 8 : Telecom Adjudicator の組織】



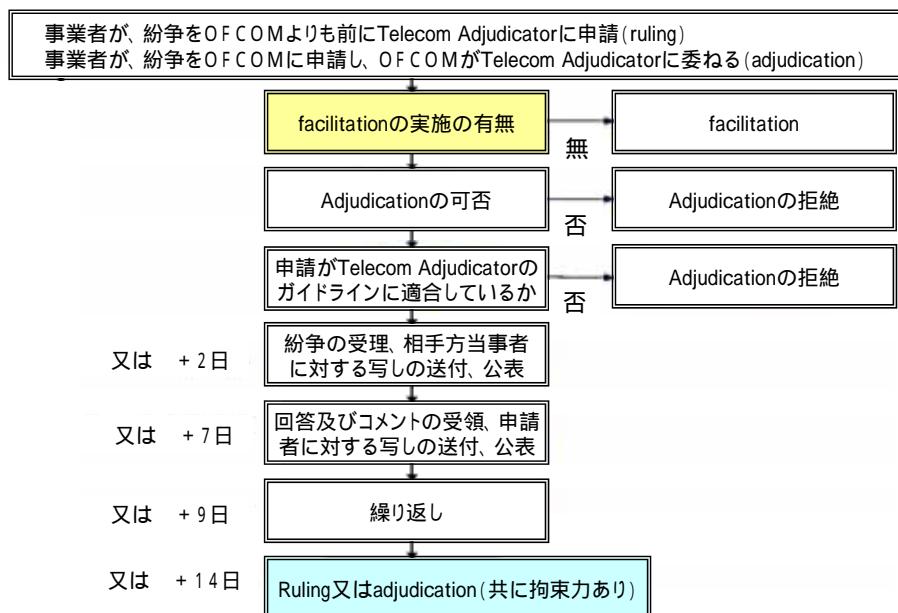
出典 : OTA (Office of the Telecom Adjudicator)のwebサイト

手続 (図 9 参照)

Telecom Adjudicatorの紛争処理手続は、次のとおり。

- a 事業者が、紛争を OFC OM に申請するよりも前に Telecom Adjudicator に申請 (ruling) するか、又は、紛争をまず OFC OM に申請してから、OFC OM が Telecom Adjudicator に紛争を委ねる (adjudication)。
- b OFC OM が、facilitation の実施を確認し、実施していなければ facilitation を行って、両当事者の協議を支援する。
- c 両当事者が facilitation を実施していれば、OFC OM は、adjudication の可否を審査する。申請がガイドラインに沿っていないなどの理由があれば、拒絶する。
- d OFC OM が、紛争処理の申請を受理し、相手方当事者に対して申請書の写しを送付し、公表する (a から 2 日以内)。
- e OFC OM が、相手方当事者からの回答及びコメントを受領し、申請者に対して写しを送付し、公表する (a から 7 日以内)。
- f OFC OM が、最終的に ruling 又は adjudication を行う (a から 9 ~ 14 日以内)。

【図9：Telecom Adjudicatorの手続】

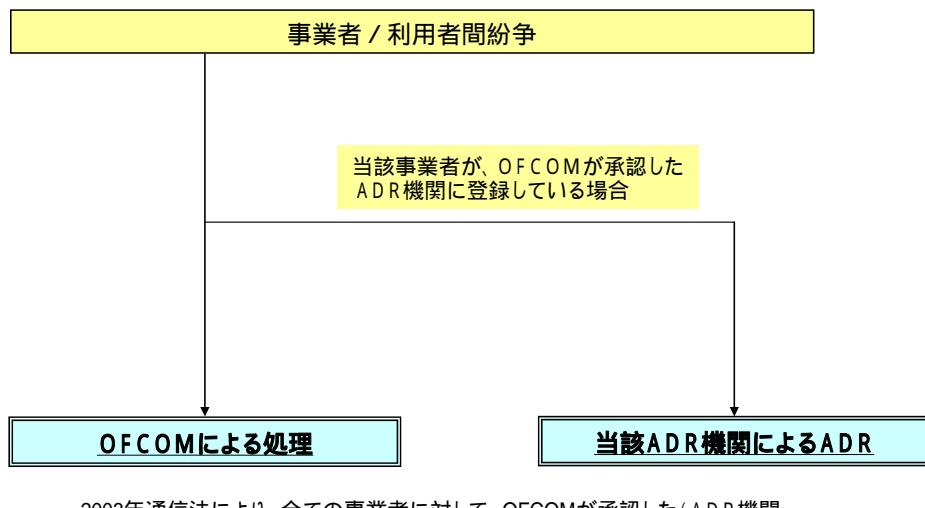


出典：OTA “Office of the Telecommunications Adjudicator Guidelines” (2004年10月)

(6) 事業者／利用者間紛争処理体制

英国では、事業者／利用者間紛争については、通信法に基づいて、原則として各事業者がOFCOMの承認した民間ADR手続に登録し、それによって処理することとされている¹⁸（図10参照）。

【図10：英国における事業者／利用者間紛争処理体制】



出典：2003年通信法第52条第5項、電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

O T E L O

通信法に基づいてOFCOM(承認当時はOFTEL)に承認されたADR機関は、現在までに2つある。最初に承認されたのは、O T E L O (Office of Telecommunications Ombudsman)である。

a O T E L Oについて

電話、ファクシミリ、インターネット、SMSなどに関する事業者／利用者間紛争¹⁹を処理するために複数の事業者によって設立された独立機関である。直接紛争を処理する者は、「オンブズマン」と呼ばれる。

b 経緯

年間約10万件の苦情・調査依頼を受けていたOFTEL(当時)が、事業者自身による苦情処理を奨励した²⁰。

これを受け、2002年にOmbudsman Service Limitedが設立され、2003年1月にサービスを開始した。

2003年9月、OFTELに通信法上のADR機関として承認された。

c 参加事業者

B T、O 2、ボーダフォンなど100社以上の事業者が登録している²¹(固定通信市場の95%以上、移動体通信市場の50%以上、ISP市場の30%以上のシェアに相当²²)。

d 苦情申請者

個人又は従業員10人以下の企業。

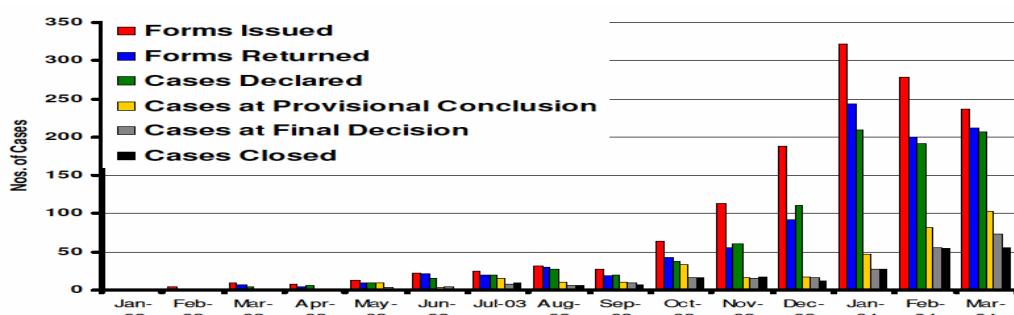
e 会計

参加事業者による拠出金及び紛争処理代金で運営している²³。

f 実績

2004年1月まで増加傾向にあったが、それ以降も多数の苦情を処理。2004年3月には、200件以上の申請があり、50件以上を処理した(グラフ1参照)。

【グラフ1：OTELOの苦情処理実績】

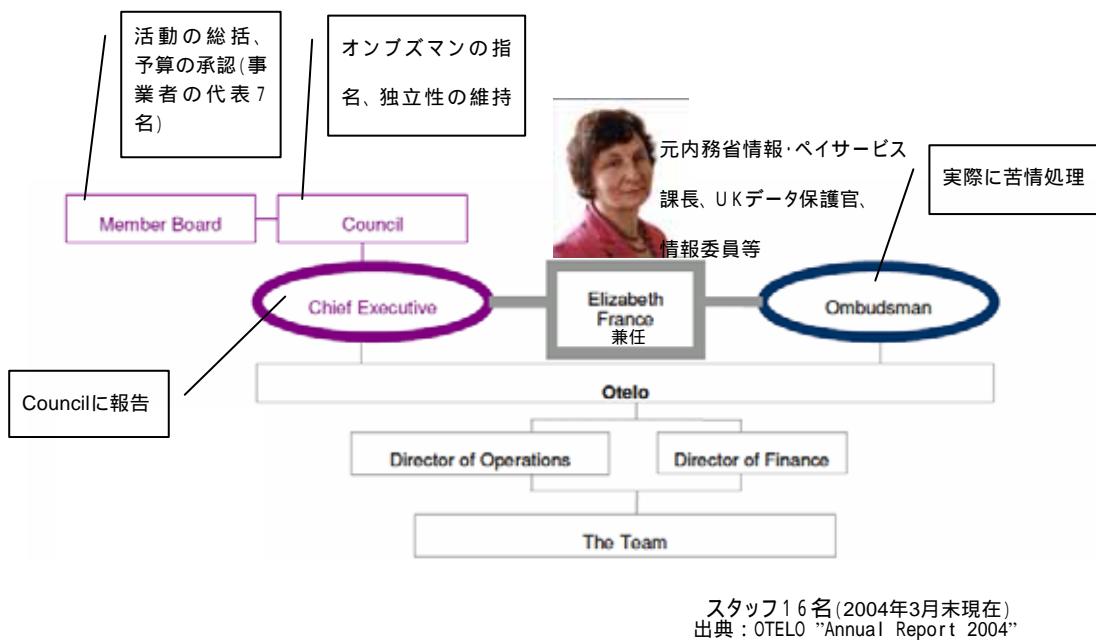


出典：OTELO “Annual Report 2004”

g 組織

OTELOでは、事業者から独立したオンブズマンが紛争を処理する²⁴。現在のオンブズマンは、内務省出身者で、事務局長(Chief Executive)も兼任している(図11参照)。

【図11：O T E L Oの組織】



h 手続（図12参照）

各事業者による苦情処理手続後、（それで解決しなければ）O T E L Oが当事者と話し、当該苦情がこのシステムに該当するか検討を行う。

該当する場合には、O T E L Oが、苦情のキーポイントを書き留め、利用者に送付する（該当しない場合には、別の処理方法を提示する）。

利用者がチェックして返信する。その際、利用者は、O T E L Oが手続を進める旨の同意及び事業者に連絡することを承認する。

利用者の承認を受け、O T E L Oが事業者に申請を行うよう、要求する。

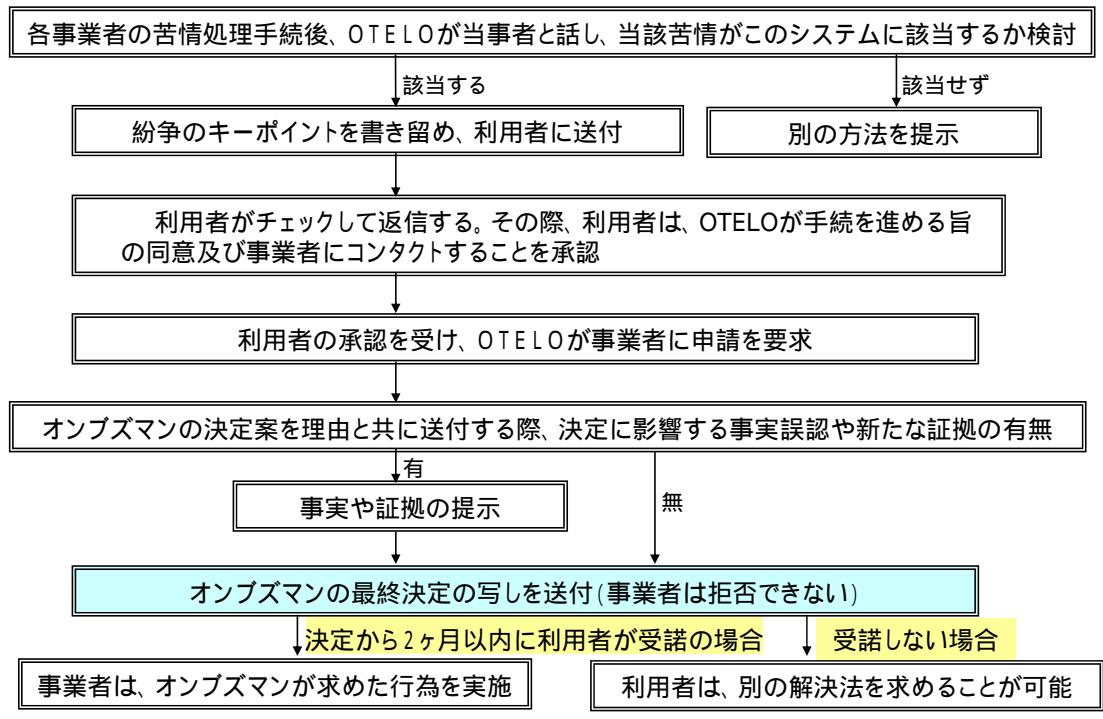
O T E L Oが、オンブズマンの決定案を理由と共に送付する際、決定に影響を与える事実誤認や新たな証拠の有無を確認する。

それらがあれば当事者は提示し、なければ提示せずにオンブズマンの最終決定の写しが送付される。

オンブズマンの最終決定に対して事業者は拒否できない²⁵。

最終決定から2ヶ月以内に利用者が受諾する場合には、事業者はオンブズマンが求めた行為を実施し、利用者が受諾しない場合には、別の解決方法を求めることが可能となる。

【図12：OTELOの苦情処理手続】



C I S A S

通信法に基づいてOFCOM（承認当時はOFTEL）に承認された2つ目のADR機関としては、CISAS（Communications and Internet Services Adjudication Scheme）がある。

a CISASについて

OTELOの拠出金及び紛争処理代金が高額であることなどから、登録を希望しない移動体通信事業者やISPが中心となり、公認仲裁者協会の協力を受けて設立された独立機関である²⁶。固定通信、移動通信、ファクシミリ、インターネット、SMSなどに関する料金やサービスなどの苦情を処理する²⁷。

b 経緯

2003年に、オレンジ、T-Mobile、テレウェスト、mmO2及び公認仲裁者協会紛争処理サービス（CIArb）により検討が開始された（CIArbがOFTEL（当時）の定めた基準に適合するように紛争処理手続を作成している）。

mmO2が離脱したものの、ISA (Internet Services Providers Association)が参加した。

同年12月、通信法上のADR機関として、OTEが承認し、サービス開始した。

c 参加事業者

キングストン、オレンジ、T-Mobile、テレウェスト、 AOLなど約100社²⁸(移動体通信市場の50%程度のシェアに相当)が登録した。

d 苦情申請者

個人又は従業員10人以下の企業。

e 会計

参加事業者の加入料及び紛争処理代金により運営している²⁹。

f 実績

2003年12月から2004年6月までの実績は、次のとおり。

【表4：CISASの苦情処理実績】

	調査	処理
件数	821	127(821のうち)

出典：CISAS “The First Report of the Communications & Internet Services Adjudication Scheme”

g 組織

CISASでは、OTEと同様、事業者から独立した4人のadjudicatorが紛争を処理する。Adjudicatorには、いずれも弁護士及び公認仲裁人が就任している(図13参照)。

【図13：CISASの組織】



h 手続（図14参照）

各事業者による苦情処理手続後、事業者が利用者にCISASによるスキームの案内及び申請書様式を送付する。

利用者は、申請書様式に記入の上、資料を付して3ヶ月以内にCISASに送付する。

CISASが、事業者に写しを送付し、14日以内に回答するよう要請する。

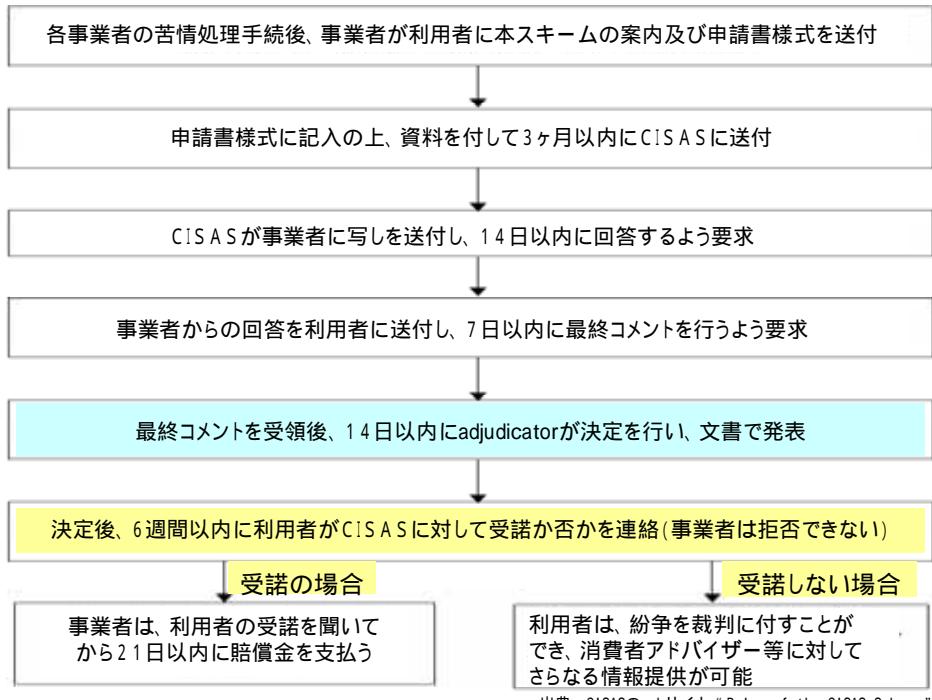
CISASが、事業者からの回答を利用者に送付し、7日以内に最終コメントを行うよう要請する。

最終コメントを受領後、14日以内にadjudicatorが決定を行い、文書で発表する。

決定後、6週間以内に利用者がCISASに対して受諾か否かを連絡する（事業者は拒否できない³⁰）。

利用者が受諾する場合には、事業者は、それを聞いてから21日以内に賠償金を支払う（利用者が受諾しない場合には、利用者は、苦情を裁判に付すことができ、また、消費者アドバイザー等に対してさらなる情報提供が可能である。）

【図14：CISASの苦情処理手続】



(7) 英国の競争環境の概要～OFCOMの「戦略的レビュー」(図15参照)

以上述べてきた最近の英国における紛争処理制度の多様化は、OFCOMの最近の政策によるところが大きいと思われる。OFCOMは、設立された2003年12月から、「電気通信」「公共サービス放送」及び「周波数枠組み」の3つの「戦略的レビュー」を開始した。

このうち、「電気通信」については、国内通信の複占制度の廃止を決定した1991年以来、12年振りにこの分野の規制の在り方を抜本的に見直すというものであった。

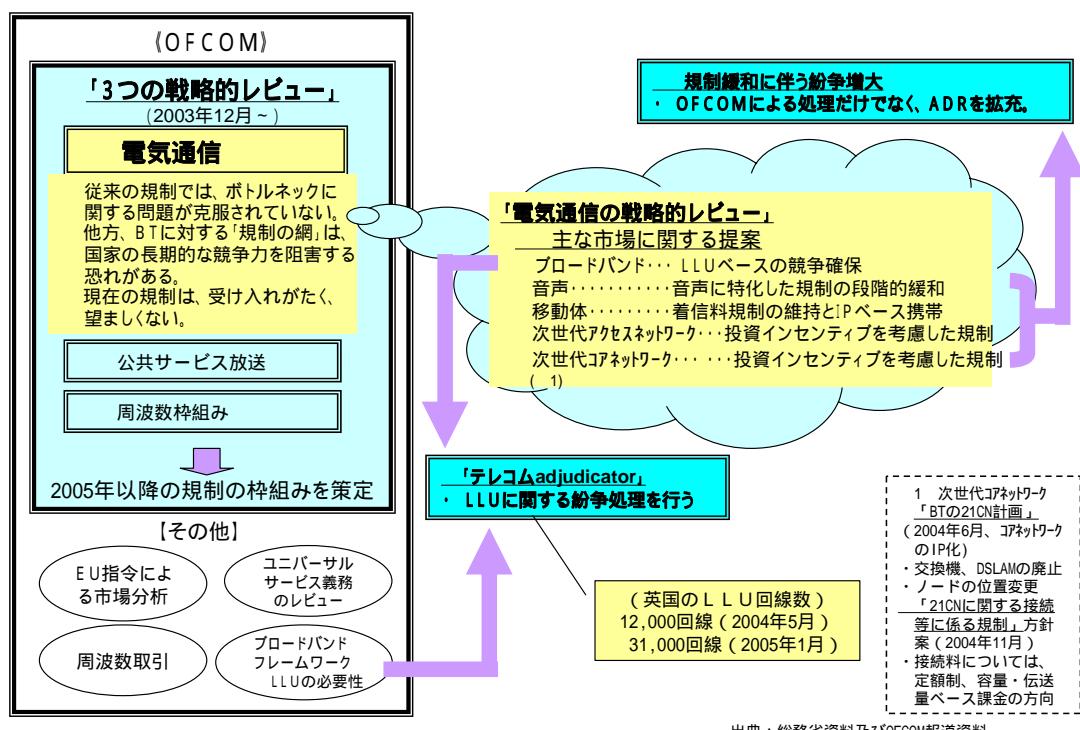
OFCOMは、従来の規制では、ボトルネックに関する問題が克服されておらず、他方、BTに対する「規制の網」は、国家の長期的な競争力を阻害する恐れがある点で、受け入れがたく望ましくないとした。

そこで、競争を有効に機能させつつBTの投資インセンティブを失わせないようにすることを目指している。すなわち、音声に特化した規制は緩和し、次世代ネットワークの投資を阻害しない規制とする一

方で、ブロードバンドについては、規制を強化してインフラの最深部、すなわちローカル・ループのアンバンドリング（LLU）を徹底して競争を促進することとしている。

音声に特化した規制の緩和による事業者／利用者間紛争の増加に対しては、O T E L O や C I S A S などの民間 A D R に委ねることとし、他方、LLU を徹底するために、これに関する紛争については、専門的な処理機関である Telecom Adjudicator に委ね、効果的に解決しようとしている。

【図15：OFCOMの戦略的レビューと英国の紛争処理制度】

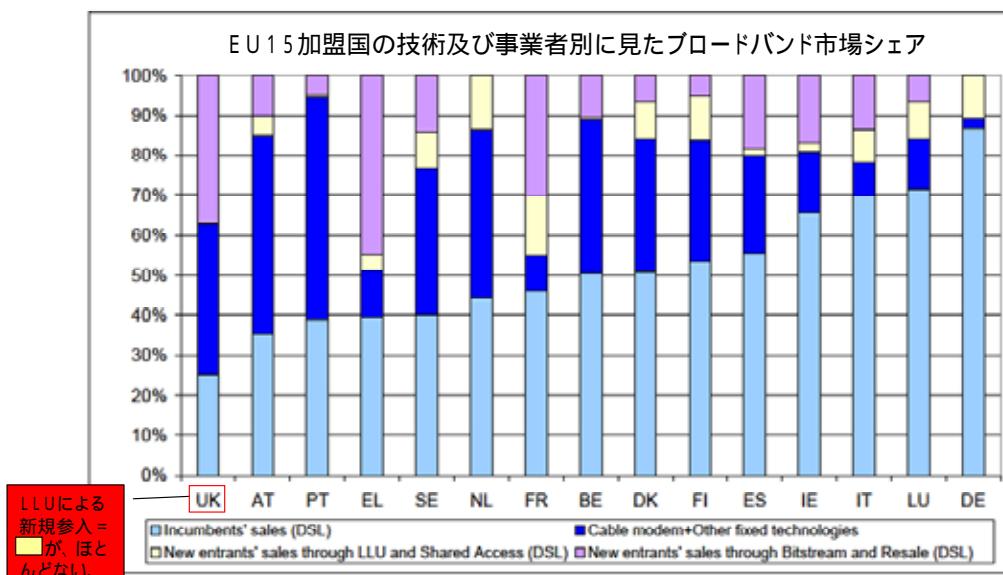


OfcomがこのようにLLUベースの競争に力を入れる背景には、英国が、この分野においてEU諸国の中でも遅れていることが挙げられる。英国の場合、既存事業者によるDSLの提供についてはシェアが低いが、他のEU加盟国に比較して、再販やビットストリームアクセスによる新規事業者のシェアが高くなっている、Ofcomが述べるLLUによるインフラの最深部の競争が進展しているとは言えない状況にある（グラフ2参照）。

【グラフ2：EU加盟国の技術及び事業者別のブロードバンドシェア】

「既存事業者の市場シェアがEU中最も低い英国では、主に再販で新規参入者が強力な足場を作った。英国では、基盤設備の競争も激しい。しかし、LLUは、この市場セグメントでの活動の増加を示すにも係わらず、まだ大きな影響力を持っていない。」

（欧州委員会「European Electronic Communications Regulation and Market 2004」（2004年12月6日））

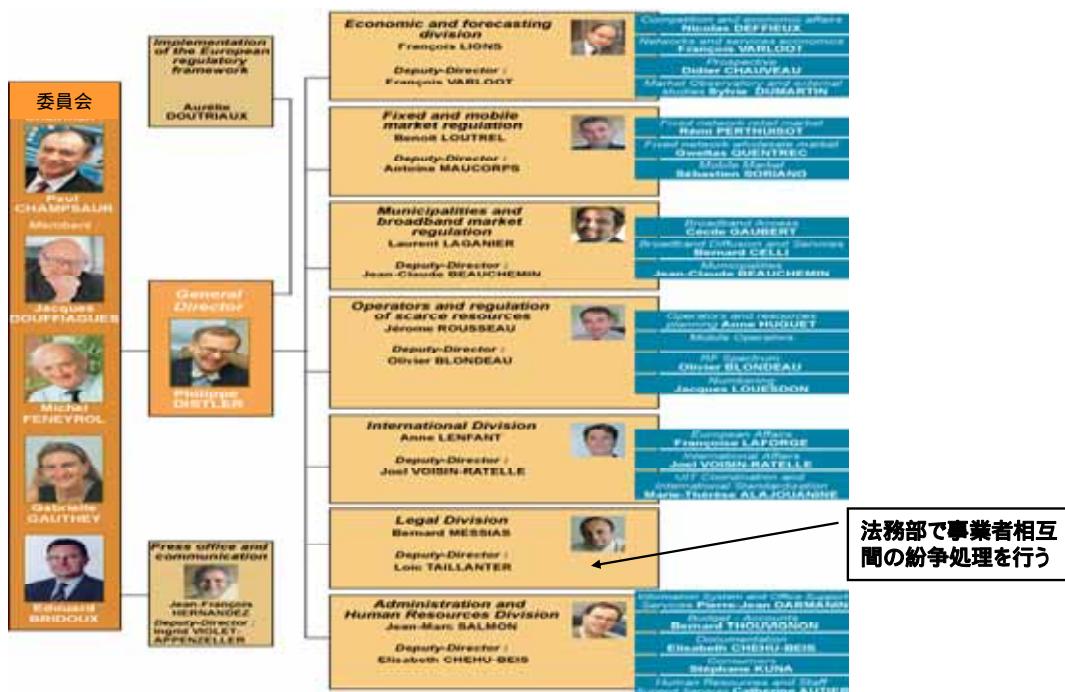


3 仏国の紛争処理制度

(1) A R T

仏国でも、規制機関であるA R T (L'Autorité de Régulation des Télécommunications)が紛争処理機関となっている。具体的には、規制部局である「法務部」で紛争処理を行っている（外部の専門家（弁護士）の助力を得ることがある。）（図16参照）。

【図16：A R Tの組織】



出典：A R Tのwebサイト

(2) 事業者相互間紛争処理体制

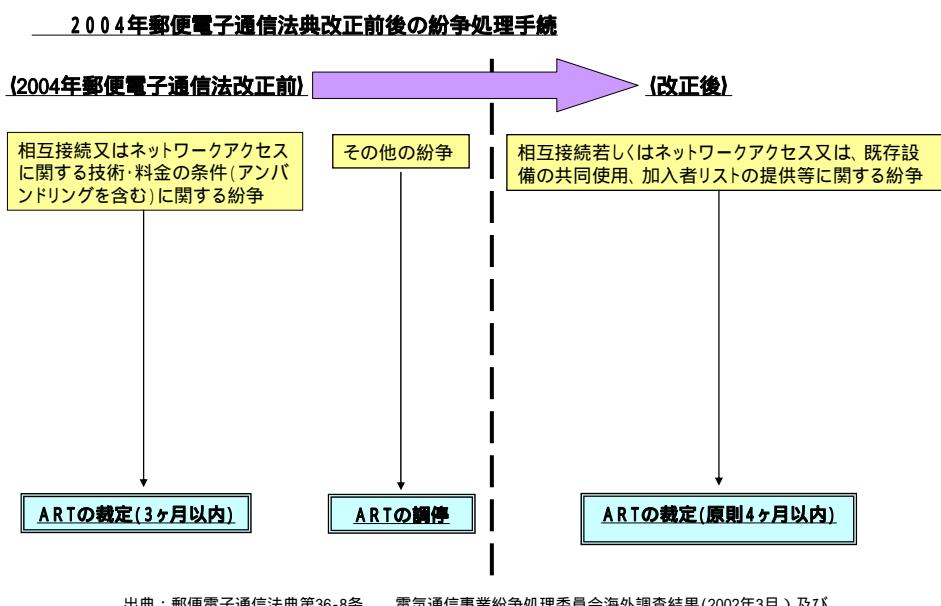
仏国においても、EUの新指令を受けて、「2004年郵便電子通信法典」（以下、「郵便電子法典」という。）が成立した。これにより、紛争処理体制にも変更が生じた。

従来、相互接続又はネットワークアクセスに関する技術・料金の条件に関する紛争などについては、A R Tの裁定、その他の紛争については、A R Tの調停によって処理していた。

ところが、現在では、アクセス若しくは相互接続の拒否、商業的な交渉の失敗、若しくはその結論についての不同意、相互接続取決めの実施及び電子通信ネットワークへのアクセス実施に関する不同意がある場合、また、事業者間の設備の共同利用の可能性と条件、加入者リストやローミング協約の締結、加入者リストの提供などに関する紛争について、ARTの裁定によって処理するだけとなっている（図17参照）³¹。

すなわち、従来、ARTは、裁定及び調停という2種類の仕組みを有していたが、現在では、調停は廃止され、裁定だけとなっている。

【図17：仏国の事業者相互間紛争処理体制】



(3) 事業者相互間紛争処理手続

ARTが紛争処理を行う場合の手続は、通常、次のとおりである（図18参照）。

ARTが、事業者からの申請を受ける。

ARTが、相手方当事者へ申請書及び添付資料を送付し、相手方当事者が、答弁を提出する。

A R T が、権限の及ぶ範囲かどうか及び受理の可能性について検討を行う。

A R T の権限が及び範囲であって、申請が受理できる場合には、当事者が直接意見を表明する機会を付与される。

必要な場合には、協議（対審）、調査、鑑定などを行う。

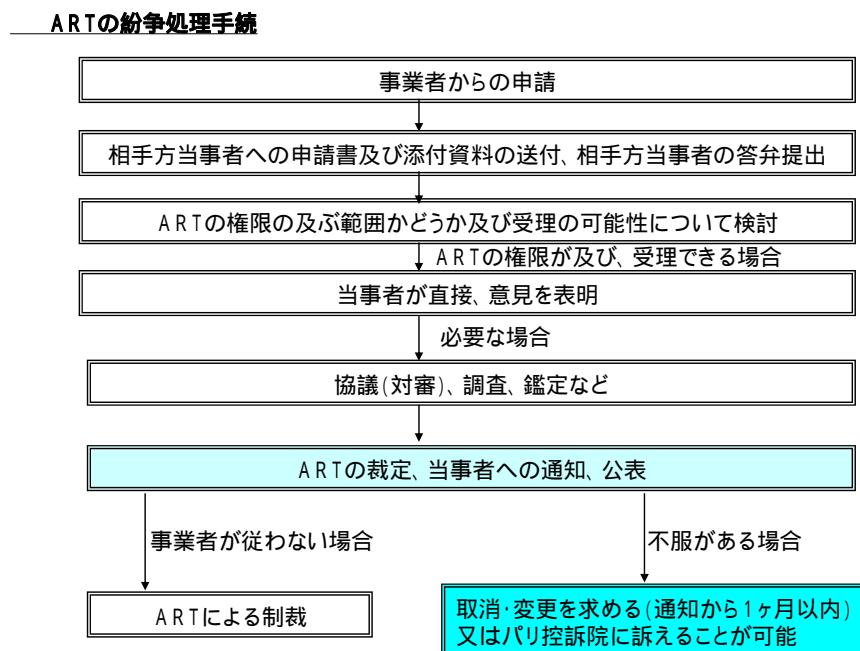
A R T が、裁定を行い、当事者に通知、公表する（郵便電子通信法典では、EU新指令に従い、紛争処理は4ヶ月以内とされている。）。

事業者が、A R T の裁定に従わない場合には、制裁措置の発動が可能となる。

事業者が、A R T の裁定に不服がある場合には、通知から1ヶ月以内にA R T に対して取消・変更を求めるか、又は、パリ控訴院に訴えることが可能となっている（これまで65件の裁定中18件がパリ控訴院に提訴されたが、全てパリ控訴院に却下されている。）。

紛争事例に関する情報は、A R T のWebサイト³²か年次報告書で入手可能となっている。

【図18：A R T の裁定の手続】



出典：郵便電気通信法典第36-8条及び同条に基づいて下される決定事項に関する手続規定第10条

(4) 事業者相互間紛争処理実績

1997年以降、ARTは、65件の事業者相互間紛争に関する裁定を行っている。これに対し、調停は0件であった。

【表5：仏国の事業者相互間紛争処理実績】

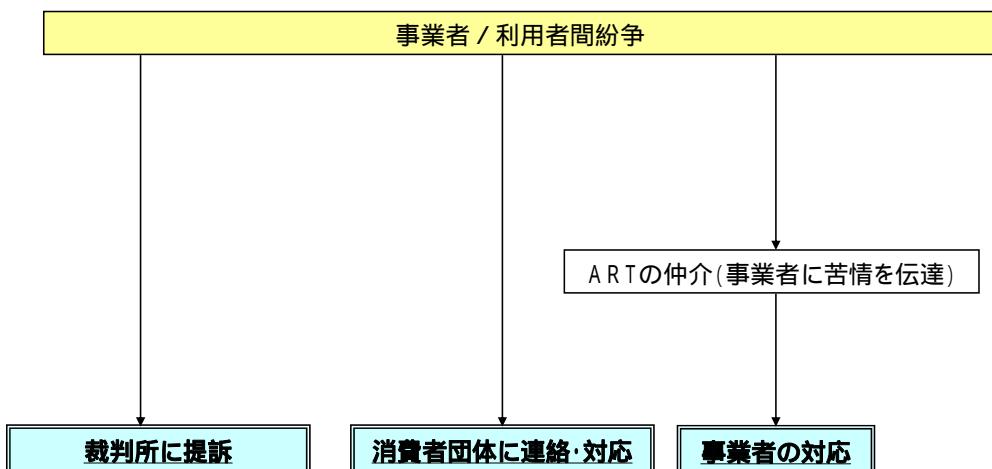
	裁定による解決件数	調停による解決件数	制裁手続発動件数
ARTによる 処理 (1997年~)	65件	0件 (手続開始2件)	29件

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

(5) 事業者 / 利用者間紛争処理体制

仏国では、ARTが事業者 / 利用者間紛争について、ADRその他の形で関与することはない。ARTに苦情申告があった場合も、事業者に苦情を伝達し、あとは事業者が対応するだけである。このほか、裁判所に提訴したり、消費者団体に連絡をするという手段がある(図19参照)。

【図19：仏国の事業者／利用者間紛争処理体制】



出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

（6）仏国の競争状況と紛争処理制度

仏国は、欧州委員会により、欧州の中では、「新規参入者が、ブロードバンド市場全体でもっとも高いシェアの一角を獲得した良い例」と評価されている（グラフ2参照）³³。

しかし、欧州委員会は、仏国について「既存事業者は、地域電話及びローカルアクセスの市場において支配的地位を維持しており、他事業者は、その攻撃的な戦略に関する規制機関の介入の欠如に懸念を抱いている。加入者回線の卸売の導入を既存事業者に提案しても実現しなかった。」とも評価している³⁴。

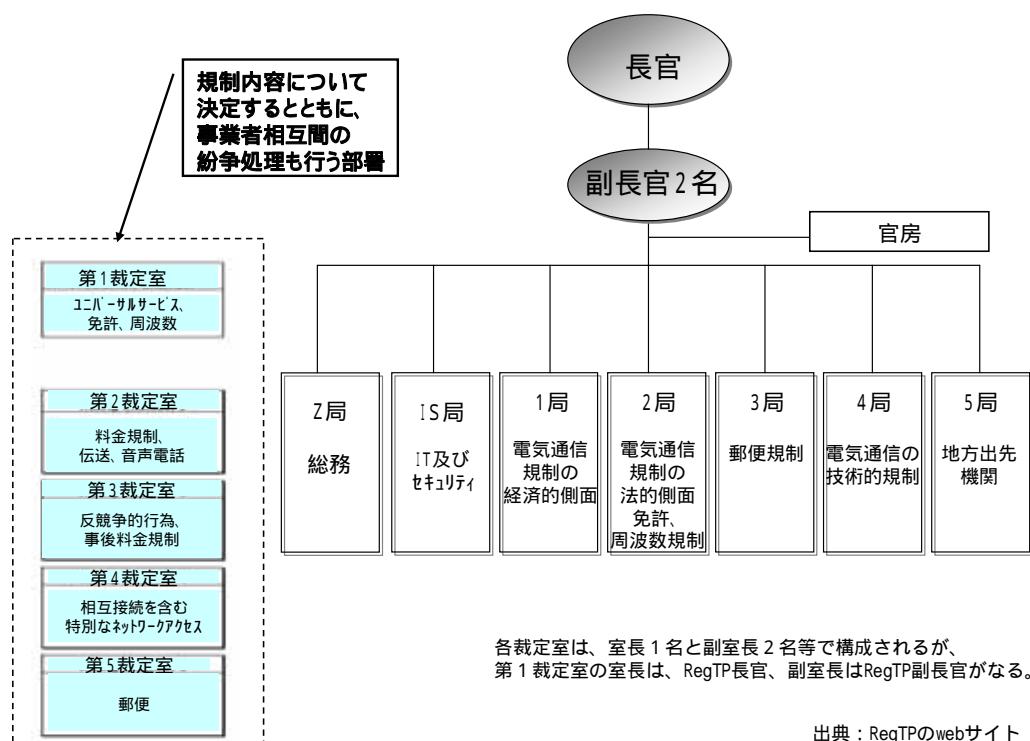
このように、支配的事業者が依然として強い力を有し、「（紛争は、支配的事業者対弱小事業者という構造が多く、）調停が機能しない状況である」（ART発言）ことにより、郵便電子通信法典において、調停は廃止されることとなった。

4 独国の紛争処理制度

(1) RegTP

独国でも、規制機関であるRegTP (Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post) が紛争処理機関となっている。具体的には、規制内容について決定する「裁定室」において紛争処理を行っている(図20参照)。

【図20：RegTPの組織】



(2) 事業者相互間紛争処理体制

独国においても、EUの新指令を受けて、「2004年電気通信法」(以下、「電気通信法」という。)が成立した。これにより、紛争処理体制にも変更が生じた(図21参照)。

従来、規制機関であるRegTPの裁定だけであったが、これに加えてRegTPの仲裁が制度化された。

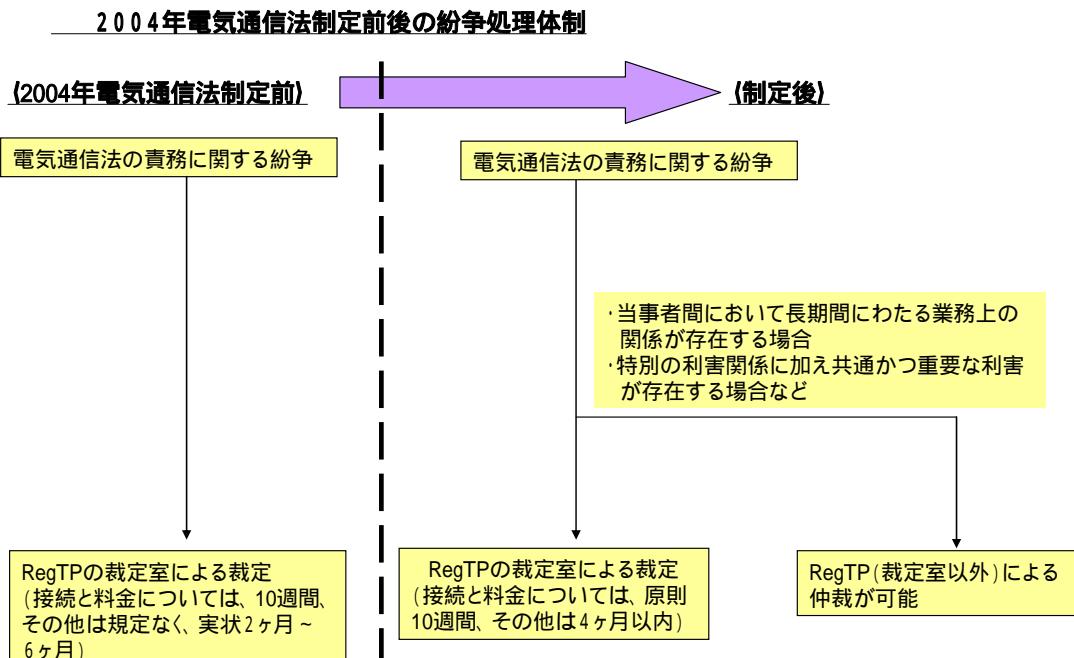
具体的には、従来から電気通信法の責務に関する紛争について裁定で（ごく例外的な案件に限り、外部の有識者などから決定の準備や意見具申を受けることが可能。）処理していたのに加え、紛争を仲裁するため「適切な場合」には、仲裁案を提示することができる³⁵こととなっている。

「適切な場合」とは、具体的には、当事者間において長期間にわたる業務上の関係が存在する場合、又は特別の利害関係に加え共通かつ重要な利害関係が存在する場合が該当する模様である。

また、一方当事者が支配下に置かれている状態や経済的に搾取されている状態であるとRegTPが判断した場合には、仲裁は行われない。他方、多くの議論となる問題が含まれている紛争は、仲裁の対象となりうる模様である³⁶。

ただし、実際の仲裁手続に従事する者は、RegTP内部の裁定室の職員ではなく、特別に訓練された外部の仲裁人が担当する。

【図21：独国の事業者相互間紛争処理体制】



(3) 事業者相互間紛争処理手続

R e g T P が紛争処理を行う場合の手続は、通常、次のとおりである（図22参照）。

R e g T P が、事業者からの申請を受ける（職権調査も可能。R e g T P には、電気通信法に基づく強制調査権があり、調査に必要な書類を提出させることや、業務場所に立ち入っての業務監査を行うことが出来る。）。

R e g T P が、当事者（場合により利害関係者も）の意見聴取（原則公開）を行う。

公開の口頭による交渉に基づいて（必須ではない）R e g T P（裁定室）が裁定を行う（接続及び料金問題は申請後10週間、その他は4ヶ月以内）。

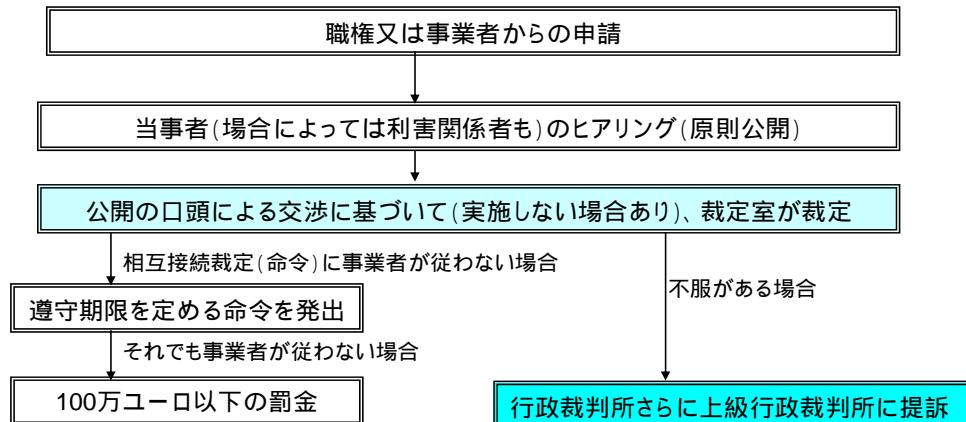
相互接続命令（裁定）に事業者が従わない場合には、R e g T P が履行期限を定める命令を発出し、それでも事業者が従わない場合には、100万ユーロ以下の罰金となる。

相互接続命令（裁定）に対して不服がある事業者は、行政裁判所、さらには上級行政裁判所に提訴を行うことができる。

R e g T P は、裁定結果をインターネット³⁷及び官報に掲載する。

【図22：独国の事業者相互間紛争処理手続】

RegTPの紛争処理手続(裁定の場合)



出典：2004年電気通信法第25条第8項及び第133条～第135条

(4) 独国の事業者相互間紛争処理実績

1998年～2004年におけるRegTPの事業者相互間紛争に関する裁定は、次のとおりである。

【表6：独国の事業者相互間紛争処理実績】

	第3裁定室 (反競争的行為、 事後料金規制)	第4裁定室 (相互接続)
RegTPの 裁定室に による処理 (1998年～2004年)	60件	248件

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

(5) 事業者 / 利用者間紛争処理体制

独国では、事業者 / 利用者間紛争については、RegTPが電気通信事業者に関する問題や一般的な情報を要求することによって利用者を支援する。例えば、RegTP 2局 216課に電気通信に関する調停機関 (Dispute Resolution Panel) が設置されている (図20及び図23参照)。

【図23：独国の事業者 / 利用者間紛争処理体制】



出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

(6) 独国の競争状況と紛争処理制度

ドイツでは、電話だけでなく、ブロードバンドサービスにおいても、旧国営事業者であるドイツテレコムが市場支配力を有している (グラフ3参照)。

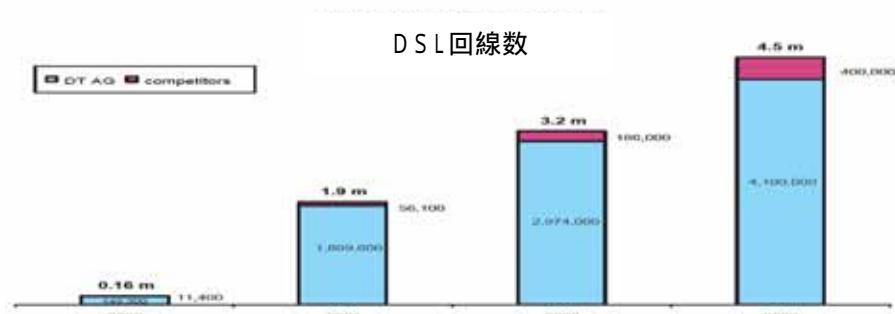
このため、(4)で述べたように、相互接続をめぐる紛争が多発している。

しかし、ドイツでは、伝統的に連邦政府の力がそれほど強くなく、また、裁判所に対する事業者の信頼性が高いためか、RegTPが行う裁定も、一例を除き全て裁判所に提訴され、裁判で決着している。

そこで、(2)で述べたようにドイツ政府は、強権的な裁定だけでなく、当事者の合意を基礎とする解決に到達させることができるよう、紛争解決に向けた当事者への支援である仲裁制度を電気通信法において新設した。

これにより、司法手続及びその費用を回避することができるようになった。

【グラフ3：ドイツにおける競争状況～
DSL市場におけるドイツテレコムのシェア】



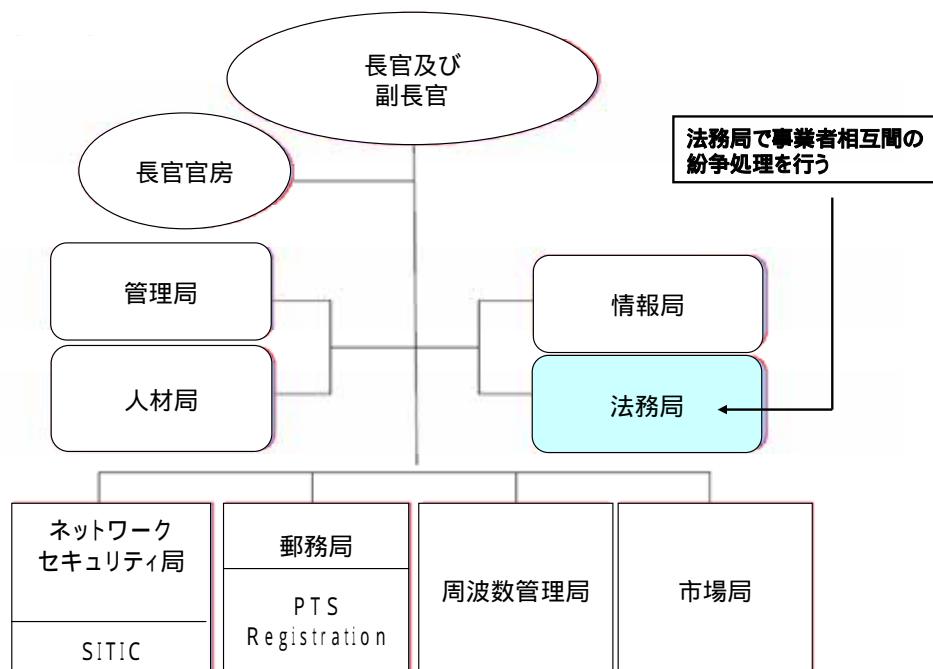
出典：RegTP “Annual Report 2002及びAnnual Report 2003”

5 スウェーデンの紛争処理制度

(1) PTS

スウェーデンでも、規制機関である PTS (Swedish National Post and Telecom Agency) が紛争処理機関となっている。具体的には、規制部局である「法務局」において紛争処理を行っている（外部の有識者に意見を聞くこともある）（図 24 参照）。

【図 24 : PTS の組織】



出典：PTSのwebサイト

(2) 事業者相互間紛争処理体制

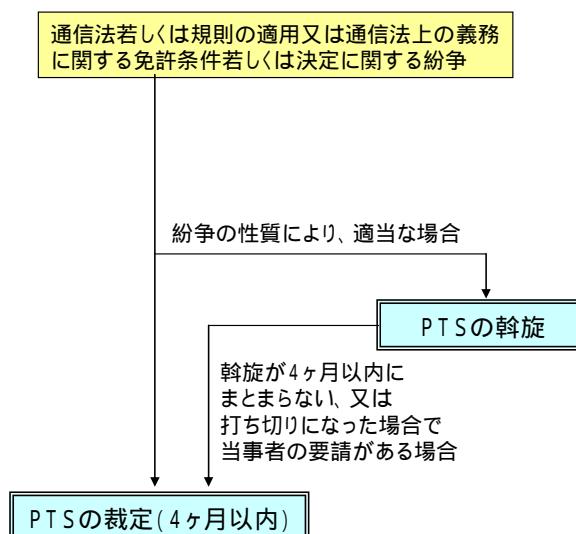
スウェーデンにおいても、EUの新指令を受けて、「2003年電子通信法」（以下「通信法」という。）が成立した。しかし、これによって紛争処理体制に特段の変更は生じていない。

スウェーデンでは、後述するように、1997年以降、規制機関である PTS の裁定及び斡旋による紛争処理が行われている。

具体的には、通信法や規則、免許条件、決定による義務に関する紛争が生じた場合には、事業者は、PTSの裁定に委ねることができる。紛争の性質により適当な場合には、PTSは斡旋に委ねることもできる。

但し、斡旋が4ヶ月以内にまとまらない、又は打ち切りになった場合は、PTSは、当事者の要請により、裁定を行うことができる³⁸（図25参照）。

【図25：スウェーデンの事業者相互間紛争処理体制】



出典：2003年電子通信法第7章第10条及び第11条

（3）事業者相互間紛争処理手続

PTSが紛争処理（裁定）を行う場合の手続は、通常、次のとおりである（図26参照）。

PTSが、当事者からの書面による申請を受ける。

PTSは、PTSが処理することのできる問題か否か（電子通信法又は規則、決定から生じる問題か否か）の決定を行う。

P T S が、相手方当事者の書面による主張を調査する。

P T S が、次の点を踏まえて検討を行う。

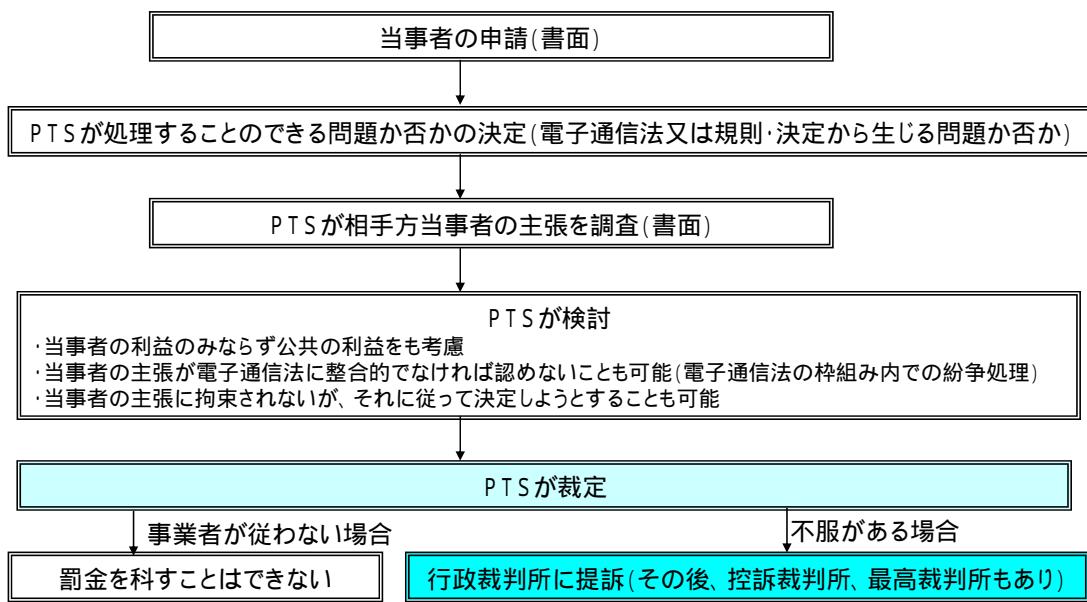
- a 当事者の利益のみならず公共の利益をも考慮する。
- b 当事者の主張が電子通信法に整合的でなければ認めないことも可能である（電子通信法の枠組み内での紛争処理）。
- c 当事者の主張に拘束されないが、それに従って決定しようとすることも可能である。

P T S が、裁定を行う。

裁定に事業者が従わなければ、P T S が罰金を科すことができる。

P T S の裁定に不服がある事業者は、行政裁判所に提訴（その後、控訴裁判所、最高裁判所へ上訴）することができる。

【図26：スウェーデンの事業者相互間紛争処理手続】



出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

(4) 事業者相互間紛争処理実績

2003年7月以降におけるPTSの事業者相互間紛争に関する裁定は、次のとおりであるが、斡旋は、あまり利用されていない模様である。

【表7：スウェーデンの事業者相互間紛争処理実績】

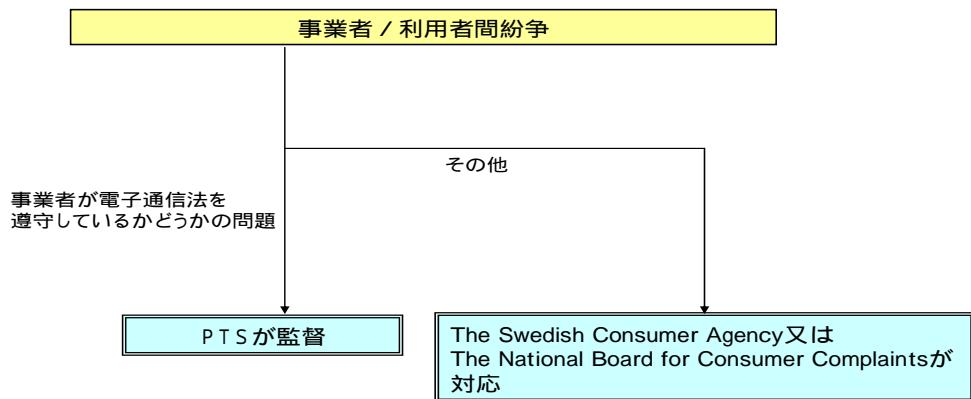
	相互接続条件、接続料など
PTSの裁定による処理 (2003年7月～)	約70件

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

(5) 事業者 / 利用者間紛争処理

スウェーデンでは、事業者 / 利用者間紛争については、PTSが通信法を遵守しているか否かという点について監督は行うが、処理を行うというわけではない。他の分野と同様、独立行政庁 (Independent Government Agency) である The Swedish Consumer Agency が訓練・支援する地域消費者アドバイスセンターがアドバイスを行ったり、同じく独立行政庁である The National Board for Consumer Complaints(ANC) が勧告を行ったりすることにより、対応する (図27参照)。

【図27：スウェーデンの事業者／利用者間紛争処理体制】



出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)並びにThe Swedish Consumer Agency及びThe National Board for Consumer Complaintsのwebページ

(6) スウェーデンの競争状況と紛争処理制度

スウェーデンでは、初めて電気通信法が制定された1993年に、同法により相互接続が義務化され、規制機関としてその前年に設立されたNTA (National Telecom Agency) も、権限を増加させてNPTA (National Post and Telecom Agency、現在のPTS) となった。

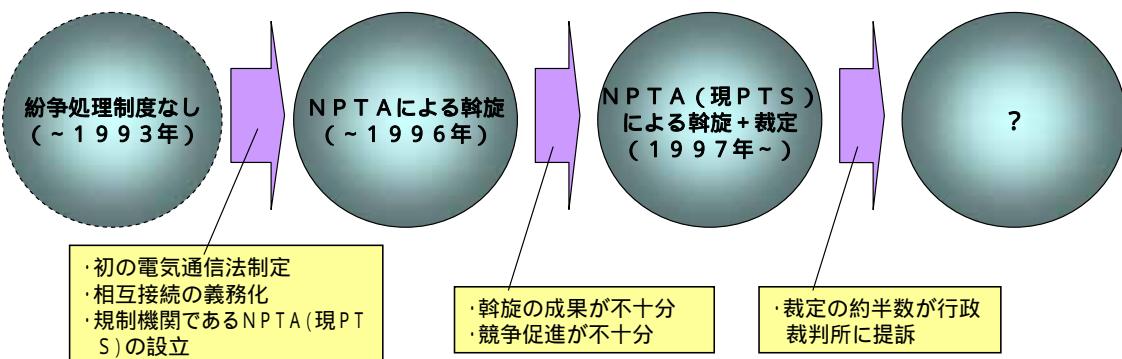
同法により、NPTAによる斡旋が制度化された³⁹が、斡旋はほとんど利用されず、競争促進にとっては不十分であることがすぐに明らかとなった。

そこで、1997年にNPTAによる裁定が制度化された。

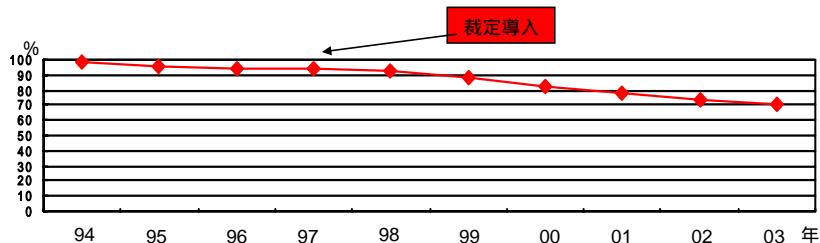
裁定は、斡旋に比べて事業者に利用され、より多くの相互接続協定が締結され、従来よりも競争が促進された⁴⁰ (図28及びグラフ4参照)。

しかし、裁定の約半数が行政裁判所に提訴されるなど、紛争の迅速な解決という点から問題もある。

【図2 8及びグラフ4：スウェーデンの競争状況と紛争処理制度】



(参考)スウェーデンにおける競争状況～テリアソネラのシェア(固定電話収入)



出典：総務省資料、PTS “Reflections-Ten years of experience with the Swedish Telecommunications Act”、
PTS “The Swedish Telecommunications Market2003”及び1993年電気通信法第58条・第60条、ECTA “Regulatory scorecard”

(7) ストーカブ公社

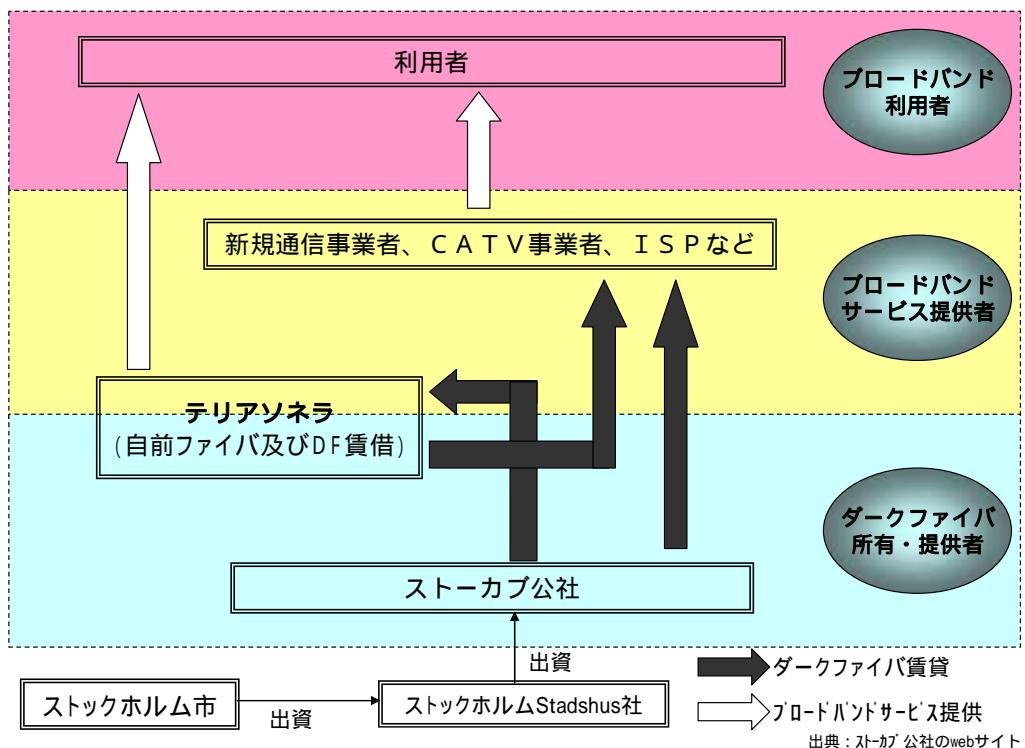
スウェーデンは、EUの他の加盟国と同様に、相互接続の推進及びそれに伴う紛争処理制度の整備を行っているが、それに加えてスウェーデン独自の競争政策として、ストーカブ公社を設立している(図2 9 参照)。

スウェーデンでは、電気通信市場への競争導入後も旧国営事業者であるテリア(現在のテリアソネラ)が独占的地位を有していたため、スウェーデン政府は、新規事業者がテリアのインフラに依存せずにサービス競争を行えるようにすることとした。

そこで、ストックホルム市が出資するストーカブ公社を設立し、同社がストックホルム市に光ファイバを敷設して、ダークファイバとして各事業者に平等に貸し、これを利用したブロードバンドサービスの競争を促すという政策を実施した。

これにより、光ファイバを利用したブロードバンドサービスの平等な競争条件が整備された。

【図29：スウェーデンにおけるブロードバンド階層構造】

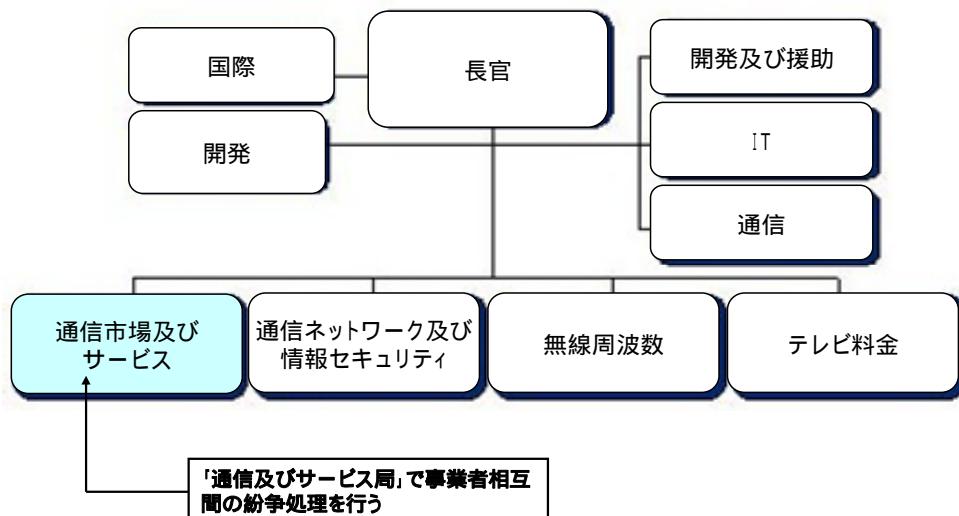


6 フィンランドの紛争処理制度

(1) FICORA

フィンランドでも、規制機関である FICORA (Finnish Communications Regulatory Authority) が紛争処理機関となっている。具体的には、規制部局である「通信及びサービス局」で（必要に応じて外部の専門家もスタッフに組み込んで）紛争処理を行っている（図 30 参照）。

【図 30：FICORA の組織】



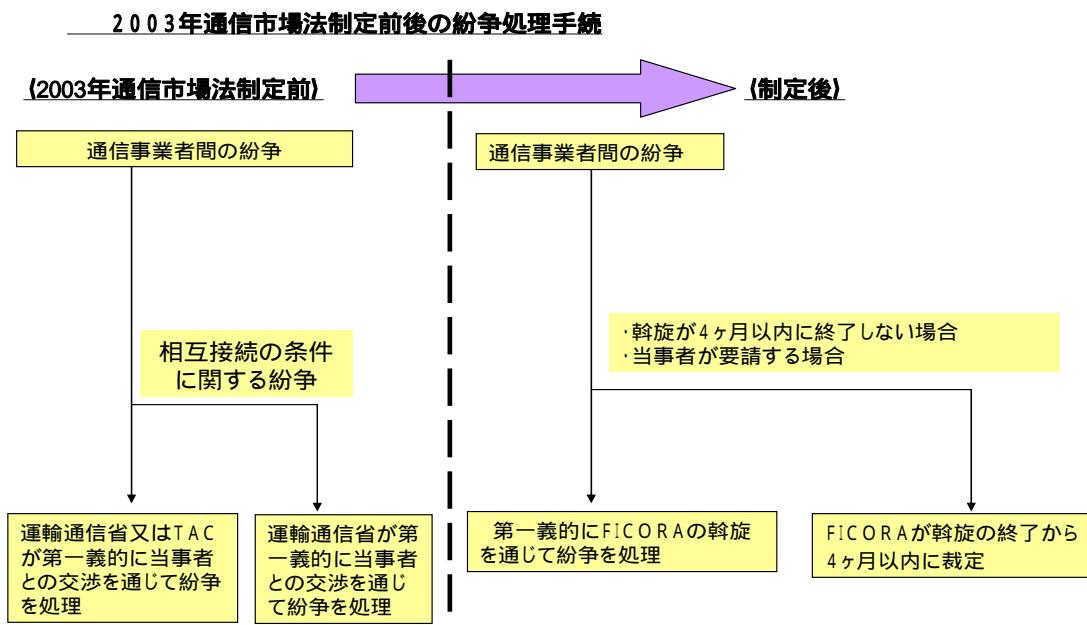
出典：FICORA の web サイト

(2) 事業者相互間紛争処理体制

フィンランドにおいても、EU の新指令を受けて、「2003 年通信市場法」（以下「通信市場法」という。）が成立した。これにより、紛争処理体制にも変更が生じた（図 31 参照）。

従来、運輸通信省又は規制機関である FICORA（2001 年 8 月までは TAC (Telecommunications Administration Centre)）が、第一義的に事業者との交渉を通じて紛争を処理しなければならないこととされていたが⁴¹、現在では、FICORA が第一義的に斡旋を通じて紛争を処理しなければならず、4 ヶ月以内に解決しないか、又は当事者が要請すれば FICORA は裁定をしなければならないことが明記されている⁴²。

【図31：フィンランドの事業者相互間紛争処理体制】



(3) 事業者相互間紛争処理手続(裁定の場合。なお、斡旋の手続については、定められておらず、事件毎に異なる。)(図32参照)
FICORAが、職権又は事業者からの申請を受ける。

FICORAが、当事者に対して説明を要求する(必要に応じて立入検査を行う。)

FICORAが、見解を提示する(この段階で当事者から意見を提示することが可能)

FICORAが、裁定を行う(申請から4ヶ月以内)

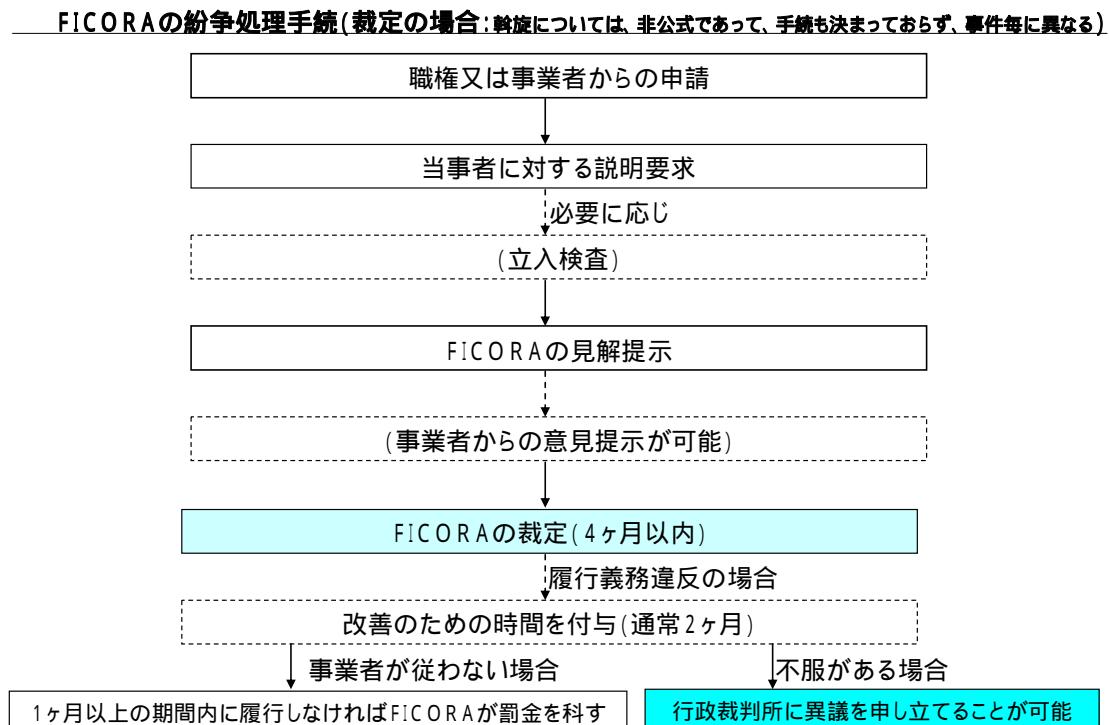
裁定内容について履行義務違反がある場合には、FICORAが履行期限(通常は2ヶ月)を付与する。

それにも関わらず当事者が従わない場合には、なお1ヶ月以内に履行しなければ、FICORAが罰金を科す。

裁定内容に不服がある当事者は、行政裁判所に異議を申し立てることができる。

裁定の結果に関してはホームページ状で入手が可能であるが、FICORAでの情報開示は情報公開法の適用を受けており、一部の企業秘密を除いて、全て開示対象とする。

【図32：フィンランドの事業者相互間紛争処理手続】



(4) 事業者相互間紛争処理実績

2004年におけるFICORAの事業者相互間紛争に関する斡旋及び裁定は、次のとおりであり、斡旋に比べて裁定が多く利用されている。

【表8：フィンランドの事業者相互間紛争処理実績】

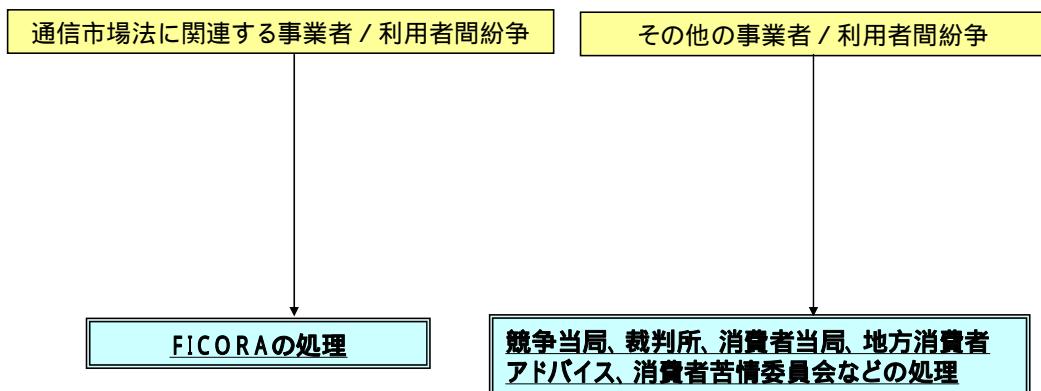
	斡旋による解決	裁定による解決
FICORA の処理 (2004年)	2件	31件

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年3月)

（5）事業者／利用者間紛争処理体制

フィンランドでは、通信市場法に関連する事業者／利用者間紛争については、FICORAが処理を行う（図33参照）。

【図33：フィンランドの事業者／利用者間紛争処理体制】



出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年3月)

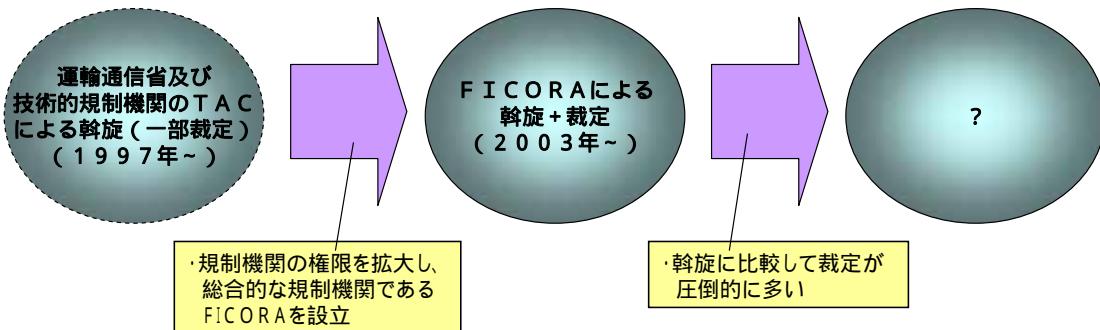
(6) フィンランドの競争状況と紛争処理制度

フィンランドでは、当初、技術的規制機関であったTAC及び運輸通信省が、第一義的に斡旋によって紛争処理を行っていた（相互接続条件に関する紛争については、別に規定があり、運輸通信省が裁定を行うことができた⁴³。）

しかし、従来の斡旋だけでは紛争解決の実効性、引いては競争の促進が十分でなく⁴⁴、また、EU新指令により拘束力のある決定による紛争処理を行わなければならなくなつたことから、より広い規制権限を有する規制機関であるFICORAを設立した。これに伴い、FICORAに斡旋の権限を一元化するとともに、FICORAの裁定権限も通信市場法に明記された。

この結果、（4）のとおり、裁定は、斡旋に比べて事業者に利用されることとなつた（図34参照）

【図34：フィンランドの競争状況と紛争処理制度】



出典：1997年改正電気通信市場法第36条、通信市場法第126条及び電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年3月)

7 総括

(1) 上述のとおり、EU加盟国では、規制当局が紛争処理を行っているが、その手法については各国の競争状態、行政と司法の関係等により違いが見られる。

(2) すなわち、英国では、紛争処理手法の選択肢を多様化しようとしているが、強権的な裁定と、当事者の互譲を引き出す斡旋等の紛争処理手法の両方を併有しているその他の国では、新規事業者は、支配的事業者との紛争に際して、規制当局に紛争処理を委ねる際、当事者間の力の差に鑑みて、強権的な裁定を希望する傾向が見られる。

(3) このため、仏国では調停が廃止されて裁定のみとなり、スウェーデンやフィンランドでは斡旋に加えて裁定が新設された。

(4) しかしながら、規制当局が強権的な裁定により紛争を処理することが、必ずしも迅速な紛争解決になっているわけではない。規制当局の裁定結果がほとんど裁判所に提訴されてしまい、結局、長い時間がかかるてしまう独国では、紛争を長期化しないために、仲裁による解決の手法が追加された。

(5) このように欧州においては、電気通信事業紛争処理制度の改善に向けた様々な動きが見られるが、これは、電気通信事業分野の紛争処理の重要性が欧州全体で認識された上で、それが故に紛争処理をより効率的かつ効果的なものとするための試行錯誤がなされているものと見ることができる。

(6) また、O E C Dでは、そもそも規制当局が紛争処理を行うことの問題が議論され始めている⁴⁵。すなわち、
紛争処理と規制とは、機能的に異なるものではないか。
規制当局は、規制の補助的機能として紛争処理を行うのか、それとも特別裁判所として行うのか。
などである。
このように紛争処理のような具体論に立ち入ると、政策と規制の分離といった単純な二分論が応用しにくいことを示している。

(7) いずれにせよ、当委員会としては、今後も欧州やO E C Dにおける議論を見守って行きたい。

三 米国

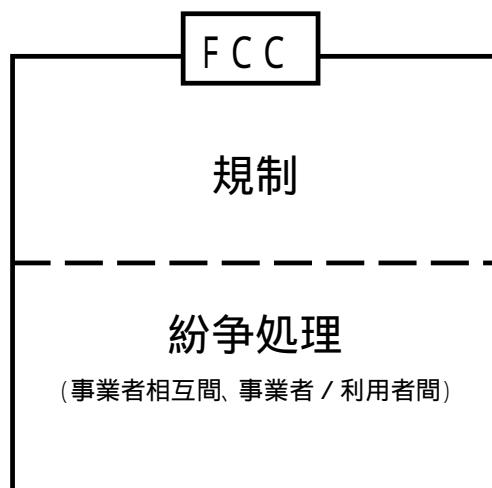
1 米国の紛争処理制度

(1) 米国における紛争処理制度の概観

米国は、歴史的経緯から、連邦と州という二重の権力構造を特徴としており、通信行政においても、FCC (Federal Communications Commission: 連邦通信委員会) が州際及び国際通信を所管しており⁴⁶、各州のPSC / PUC (Public Service Commission / Public Utilities Commission: 公益事業委員会) が州内通信を所管している。その結果、FCC が州際及び国際通信に関する紛争について処理を行い、PSC / PUC が州内通信に関する紛争について処理を行う（図35参照）。

なお、ここに言う「紛争」には、電気通信事業者相互間のものと事業者 / 利用者間のものの両方が含まれている。

【図35：米国の紛争処理機関（州際・国際の紛争）】



(注)州内の問題については、州の公益事業委員会が規制も紛争処理も行っている。

(2) 州内通信に関する事業者相互間紛争処理

上記(1)で述べたとおり、州内通信に関する規制機関である各州の公益事業委員会が、既存地域電話会社(I L E C :Incumbent Local Exchange Carriers)と競争的地域電話会社(C L E C :Competitive Local Exchange Carriers)との間の相互接続、サービス又はネットワークの構成要素に対する接続要請に関する紛争について、斡旋を行う⁴⁷ (図36参照)。

また、I L E C が交渉の招請を受領した日の後135日目から160日目までの期間内に、通信事業者又は斡旋交渉に関わるそのほかの当事者は、州の公益事業委員会に仲裁を申し立てることができる⁴⁸。

組織

a ニュージャージー州公益事業委員会のケース

仲裁人1人。元裁判官等8~10人のリストがある。

州委員会が仲裁人を補助。州委員会は、スタッフ250人。うち、16人が通信関係(電気通信部)。技術者、会計士、料金分析、経営等の専門家。法的事項については、官房の法務次長が非公式に助言を行う。

b カリフォルニア州公益事業委員会のケース

州委員会が斡旋人及び仲裁人(行政法判事。契約ベースで斡旋や仲裁の経験のある退職者を雇うケースもあり。)を補助。州委員会は、約50人だが、紛争処理に専属しているわけではない。この他、法務関係のスタッフがいる。

手続(仲裁)

a 仲裁申請は、協議開始の請求書を受理してから135日目から160日目までの期間内に行うことができる⁴⁹。

b 仲裁申請者は、申請に際しては、未解決の論点、当該論点に関する各当事者の主張、その他当事者が協議して解決した論点についても提出する⁵⁰。

c 仲裁申請者は、公益事業委員会に提出した申請書及び関連書類の写しを、公益事業委員会がこれを受理する日までに相手方当事者に提出しなければならない⁵¹。

d 公益事業委員会委員長又は指定された者は、仲裁申請があれば直ちに仲裁人を任命し、これを両当事者に通知する。

仲裁人は、例えば、ニュージャージー州では、外部から任命されるが、委員が仲裁人になることができる州もある。カリフォル

ニア州では、氏名された委員が仲裁人として行動できる。

ニュージャージー州では、仲裁人の任命に際しては、日程確保の可能性や利害関係人でないことの検証のために、通常 2 ~ 3 週間かかっている。

e 相手方当事者は、州委員会が仲裁申請を受理してから 25 日以内に答弁書及び申請者の要望する追加情報を提出する⁵²。

f 当事者は、検証 (Discovery) 手続を探ることができます。これにより、情報の開示を相手方に求め、期限内にこれを得ることができます。

ニュージャージー州では、実際にこの手続が採られた例は、2 例のみ。

g カリフォルニア州では、答弁書の提出後 7 日以内に両当事者は、共同報告書を作成、提出し、合意事項と紛争中である事項を明確に区分する⁵³。

h 仲裁の審理を開始する。

ニュージャージー州では、仲裁人は、5 日以内に審理の日程を決定する。仲裁人は、追憶的審理の日程を決めることができます。

カリフォルニア州では、答弁書の提出後 10 日以内に仲裁の審理と意見等聴取を開始する⁵⁴。仲裁人が他に決定を行わない限り、意見等聴取の開始から 10 日以内に審理及び聴取を完了する⁵⁵。

i 仲裁の審理、意見等聴取の参加者は、両当事者のみに限定される。

ニュージャージー州では、一般からの傍聴は、認められない。

カリフォルニア州では、意見盗聴取には、一般からの傍聴が原則として認められるが、秘密審理を望む当事者は、仲裁人に対して、理由を付した書面によりこれを申請することができます⁵⁶。

j 仲裁人は、仲裁案を作成し、各当事者は、これに対して意見を述べることができます。

ニュージャージー州では、仲裁人が仲裁案を作成した後、当事者は、10 日以内に委員会に対して再審査を申し立てることができます。

カリフォルニア州では、意見等聴取の後、15 日以内に仲裁案草案 (Draft Arbitrator's Report (DAR)) を提出する⁵⁷。各当事者は、その 10 日以内に D A R に対する意見を提出することができます。この意見は、仲裁人の許可なく 20 ページを超えてはならない⁵⁸。仲裁人は、その意見の提出から 15 日以内に最終仲裁案 (Final Arbitrator's Report) を提出する。提出に際しては、電気通信部がレビューを行う⁵⁹。

k 州委員会は、接続等の請求が行われた日から 9 ヶ月以内に未解決論点の解決を行わなければならない⁶⁰。

カリフォルニア州では、単純な事件は 9 ヶ月で集結しているが、当事者は、協議中に頻繁に始期を変更するとのことであり、多くの論点を含む複雑な事件では、13 ~ 14 ヶ月かかっている。

l 接続やネットワーク要素の料金、伝送及び着信料、電気通信役務の卸料金については、料金の決定基準が法律で定められている⁶¹。

m 仲裁により採用されたいかなる接続協定も州委員会に提出し、その認可を受けなければならない。

n 仲裁案に関しては、当事者で再検討して異なる案で合意することも可能。

o 仲裁案は、委員会決定 (ruling) を得て強制力を有する。仲裁人の役割は、仲裁案を作成したところで終了する。

p 不服のある当事者は、州委員会に再審査を申し立てたり、連邦地方裁判所に訴え提起したりすることができる。

情報収集及び開示

a 公益事業委員会の調査権限

仲裁手続における調査について、仲裁人の行う資料等の提出依頼には、強制力はない。但し、証拠を出さないと相手の主張が採用されてしまうこともあり、実際には資料等の提出が拒否された事例はない。

公益事業委員会より資料等の提出を求めることができる⁶²。裁判所に申請して罰則のある召喚状を発出してもらうことも可能。

b 証拠物の情報公開

積極的に公開するものではなく、基本的に慎重に扱っている。当事者は、公開が不適切と考える場合には、非公開の請求をしなくてはいけない(不適切な損害が生じる恐れがある場合に、(仲裁人でなく) 委員会が非公開を決定する。カリフォルニア州ではそのための規程がある。)

非公開情報は、守秘協定を締結した相手方当事者に開示される。

c 結論の情報公開

結論は、事業者名も含めて公表する。背景は、非公開。

委員会の結論は、どの事業者でも閲覧が可能(各事業者は、正式な手続に時間をかけずに他の事業者に行われたことと同様の扱いを受けることを申し出ることが可能⁶³)。

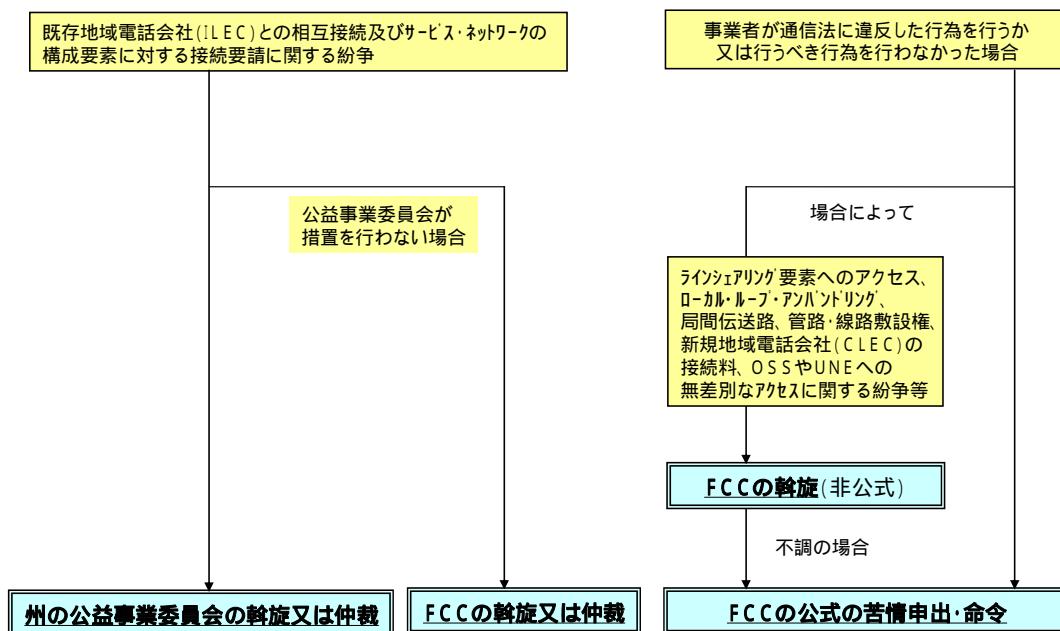
(3) 州際／国際通信に関する事業者相互間紛争処理

連邦通信法の適用を受ける州際通信・国際通信サービス⁶⁴を提供する公衆通信事業者⁶⁵が同法に違反して或る行為を行った場合及び行うべき行為を行わなかった場合、州際及び国際通信に関する規制機関であるFCCに対する公式の苦情申出を行うことができる⁶⁶。

また、ラインシェアリング要素へのアクセス、ローカル・ループのアンバンドリング、局間伝送路、管路・線路敷設権、CLECの接続料、OSS、UNEへの無差別なアクセスに関する紛争等については、FCCの非公式な斡旋によって紛争処理を行うこともできる。

なお、この非公式な斡旋が不調な場合には、FCCの公式の苦情申出を行うことも可能である（図36参照）。

【図36：米国の事業者相互間紛争処理体制】



出典：連邦通信法第208条(a)、第252条(a)(2)、(b)(1)、(e)(5)及び電気通信事業紛争処理委員会海外調査結果(2002年3月)
並びにFCCのwebサイト

組織

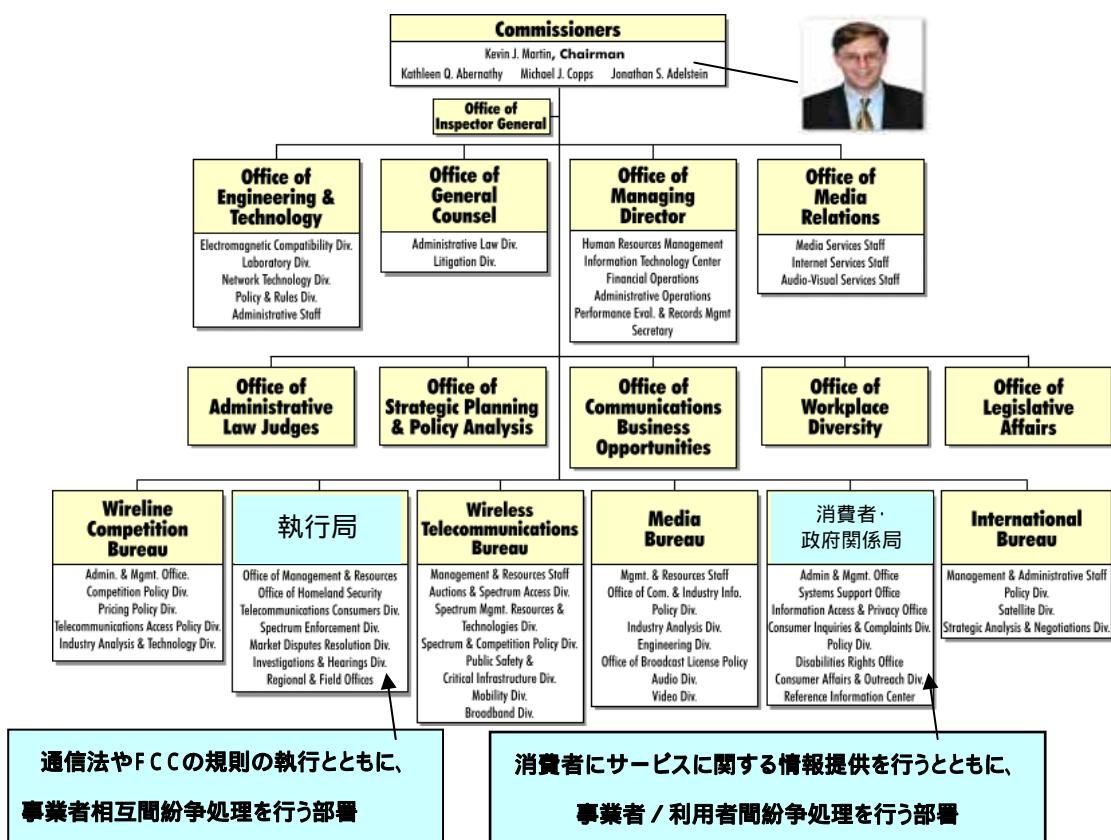
a FCCでは、連邦通信法やFCC規則の執行を担当する執行局(Enforcement Bureau)において事業者相互間紛争の処理を行う(図37参照)。

執行局は、従来、業界毎に各局に分かれていた取締り部門を合体させ、1999年に設置されたもの。これにより、より効果的に優先順位を設定しながら作業を行うことが可能になった。

斡旋と公式の苦情申出とでは、アプローチが異なるため、部門を分けています。但し、スタッフを完全に分けてはいる訳ではない。

斡旋においては、外部の専門家などの証言を求めることがないが、公式の苦情申出においては、専門的な証言を得るために、外部の専門家の助力を得ることがある。

【図37：FCCの組織図】



出典：FCCのwebサイト

手続

a F C C の斡旋（非公式）（図38参照）

事業者が、F C Cスタッフに対し、基本的な事実関係及びどの法律に違反しているかについて情報を書面又は電話（可能な限り書面）により提供する。電話により情報提供があった場合には、より多くの情報を求め、基本的な情報を盛り込んだ書面を作成することを勧める（公式の苦情申出ほど整った形式のものでなくてもよい）。

F C Cが、斡旋を求める書面の写しを相手方当事者に送付し、問題の内容を説明する。

相手方当事者に、これに対する回答を書面で行わせる（通常10日程度）。

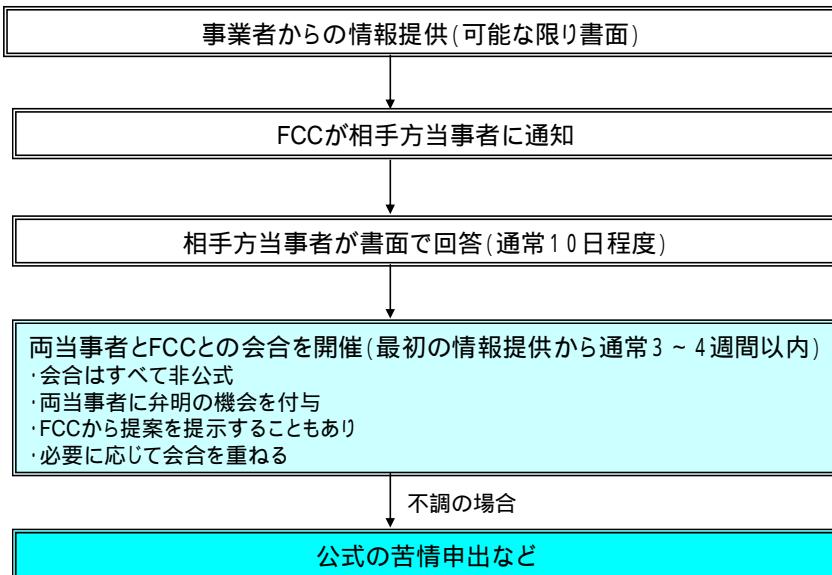
両当事者からの書面が得られた時点で、両当事者とF C Cスタッフとの間の会合を設定する。（通常、斡旋を求める最初の連絡から3～4週間以内。緊急の場合には、より早く行うこともある。）

- 当事者には、弁護士だけでなくビジネス上の関係者も出頭させるように指示する。
- 両当事者に対して、各々の主張を説明させる機会が付与される。
- 必要に応じてF C Cから質問を行う。
- F C Cから、各々の主張の弱点などを予備的に説明し、両当事者から提案や会合前に考えなかつたような創造的な解決方法を検討するよう奨励する。
- F C Cからの提案を提示することもある。
- 1回の会合や電話で解決しない場合には、必要に応じて会合を重ねて解決を模索する。
- 斡旋手続は、公開されない。当事者から提出されたものも主張も、公開されない（情報公開法により一般から公開を求める事もできるが、そういうことがない限り秘密扱いになる。また、F C Cでは、斡旋が不調の場合にも、斡旋手続により得られた情報を事後の公式手続においては用いない。）

斡旋が不調の場合には、公式の苦情申出などができる。

【図3.8：米国の事業者相互間紛争処理手続その1】

(一) FCCの斡旋(非公式)



出典：電気通信事業紛争処理委員会海外調査結果(2002年3月)

b FCCの公式の苦情申出(図3.9参照)

FCCが、申出書の内容を検証し、「公式苦情」として受理されるための基準を充足しているか否かを決定する。申出書には、次の記載が必要^{6.7}となる。

- ・ 申出者の氏名
- ・ 申出者の職業、住所、電話番号及び相手方当事者の職業、住所、電話番号(分かる限り)
- ・ 違反している法令の条項
- ・ 違反を構成する事実
- ・ 求める調査、法的分析等
- ・ 損害賠償その他求める処分 等

「公式苦情」としての受理を決定すると、苦情書の写しを相手方当事者に送付する^{6.8}。

相手方当事者は、答弁書を20日以内に提出する^{6.9}。

答弁書においては、事実関係及び法的な問題を詳細に説明する^{7.0}。

答弁書が提出されたら当事者と会合する。

これが、追加的な斡旋の場となることもあり得る。

上記会合で解決されない場合には、当該者が論点を絞ったり、情報開示の仕方について決定するなどして、共通の土台を作る。

- ・ 事実関係及びそれに関わる法律についての合同の見解 (joint statement) を発出し、不一致な点を明らかにする。
- ・ 両当事者で宣誓や尋問により、どのような情報を入手するかについて相談する。
- ・ 両当事者は、FCCの求めに応じて摘要書を提出する。

執行局では、11ヶ月以内に決定草案(ドラフト)を決定する。

決定草案は、委員会に送られ、委員会において原案通り採択するか変更するかを決定する。この内容がFCCとしての決定になる。

新規のコモンキャリアから執行局への公式苦情申出は、多くの場合、1年以内に解決している。

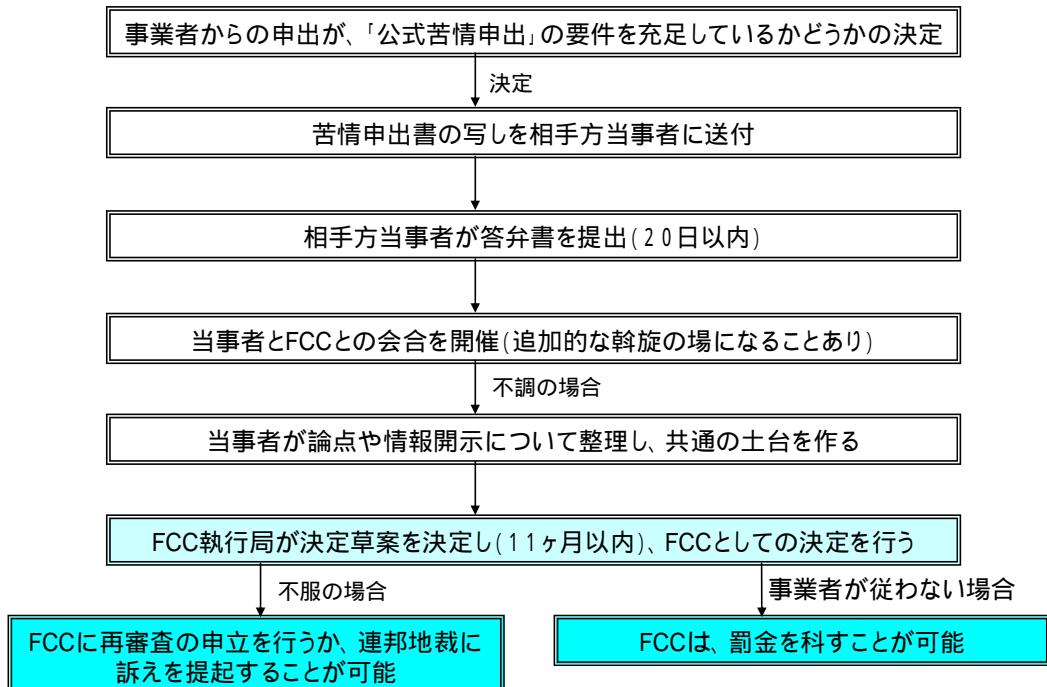
当事者が決定内容に不服であれば、FCCに再審査の申立を行うことが可能⁷¹。

当事者は、FCC決定に対して連邦地方裁判所に訴えを提起することもできる⁷²。

公式の苦情申し出の決定に違反する事業者には、各違反ごとに最高10万ドル、継続する違反には一個の作為又は不作為に対して最高100万ドルの罰金を科すことができる。

【図39：米国の事業者相互間紛争処理手続その2】

(一) FCCの公式の苦情申出



(4) FCCの情報収集及び開示

FCCは、コモンキャリアに対する調査権が法令上認められており⁷³、情報をどうしても入手できないときは、召喚状を発出して求めることも可能。

斡旋手続で事業者から提出される情報は、公表されない。但し、情報公開法により一般から求めることは可能。

公式苦情申出の申請書や答弁書の情報は、一般に公表しない。しかし、FCCのレファレンスルームで情報公開法によらずに入手することが可能。

事業者は、財務関係資料等について、情報を秘密扱いにすることを求めることが可能。秘密とするか否かについては、基準に従って決定する(一般による入手は、情報公開法で多くが可能と思われる。)。

FCCによる職権調査 (FCC investigation)

- a 職権調査への対応が不適切な場合には、罰則の適用があり得る。
- b 調査結果は、罰金や同意審決に繋がり得る。
- c こうした手続があることで、FCCの姿勢を示し、キャリアもそれに従って事業を行うことになる。

職権調査の手続

- a 次の契機等により職権調査を開始する。
 - 非公式(口頭・手紙)での情報提供を得る(当事者からのものである必要はない。)
 - 事業者からの申請報告等から問題となりそうなことを発見する。
 - 調査結果から問題を発見する。
- b 「調査の手紙」(Letters of Inquiry)を事業者宛に発出する。
 - 当該事業者が調査対象であることを明確にする。
 - 事業者は、質問に回答し、関連する文書を提出しなければならない(この他に事業者は、非公式に情報を提供することも可能。)
- c 調査終了後、得られた情報の評価を行い、違法性の決定を行う。
- d 違法性の決定をした場合には、執行局又はFCCから「責任と思われることの告示」(Notice of Apparent Liability (NAL))を発出する。
 - NALには、連邦通信法又はFCC規則の違反があると思われること、罰金額として適当と思われる額などを記載する。
 - NAL以後の手続は、公になる。
- e 事業者は、NALに応じて罰金を支払うか、そうでなければ回答を作成し、NALで述べられている罰金の金額を誤っている(例:事実関係の理解を謝っている。)等の反論を行うことができる(調査対象の事業者のみが当事者になることができる。)
- f FCCは、NALに対して回答があった場合には、その反論を評価して、提案どおり又は別の決定を行い、命令を発出する。
- g 事業者は、罰金の支払いを命じる命令があった場合には、その発出から30日以内にFCCに対して罰金を支払わなければならない。
- i 事業者は、FCC決定の前又は後に同意審決を求めることがある。
 - 同意審決の場合、事業者は、任意で財務省に罰金を納めて行動を改めることを約束する。

これによる場合には、紛争又は裁判に時間をかける必要がないという利点がある。

BOCの大規模な同意審決では、100万ドル以上のものの提案もある。

(5) 事業者 / 利用者間紛争処理体制

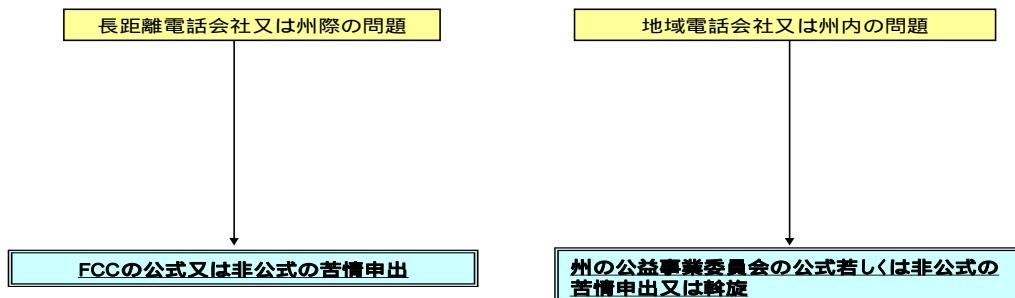
事業者 / 利用者間紛争処理体制についても、州及び連邦の所管に分かれている(図40参照)。

紛争当事者の事業者が地域電話会社であるか、又は、紛争が州内に留まる問題である場合には、各州の公益事業委員会が斡旋又は公式若しくは非公式の苦情申出によって処理を行う。

紛争当事者の事業者が長距離電話会社であるか、又は、紛争が州際にまたがる問題である場合には、FCCが公式又は非公式の苦情申出によって処理を行う。

また、消費者にサービスに関する情報提供を行う消費者・政府関係局において事業者 / 利用者間紛争の処理を行う。

【図40 : 米国の事業者 / 利用者間紛争処理体制】



出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月)

(6) 紛争処理実績

FCC 及びカリフォルニア州公益事業委員会の紛争処理実績は、次のとおりであり、特に FCC は、事業者相互間紛争及び事業者 / 利用者間紛争とも、多数処理している。

【表9：FCC 及びカリフォルニア州公益事業委員会の紛争処理実績】

	事業者 相互間紛争	事業者 / 利用者間紛争
FCCによる 処理	約40件 / 年 (非公式の斡旋)	約35万件 / 年 (2004年に電話調査でFCC消費者センタースタッフが解決した数)
	約25件 / 年 (公式の苦情申出)	
カリフォルニア州 公益事業委員会 による処理	4 ~ 5件 / 年 (通信法に基づく仲裁)	約1万件 / 年 (斡旋)
	3 ~ 4件 / 年 (州法に基づく仲裁)	
	5 ~ 7件 / 年 (斡旋)	

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局調査結果(2005年2月) 及びFCCのwebサイト

2 米国の競争環境の概要～紛争の背景

このように、米国では、斡旋・仲裁及び苦情申出を通じて多数の紛争が処理されている一方、FCCの下す裁定に対しては、訴訟が提起され、争訟を司法の場に移すことがある。

そして、米国では司法が立法や行政と独立して判決を下すことから、FCCの裁定が覆されることも少なくなく、不安定性が否めない。

他方、三権分立が政策革新のダイナミズムを胎動させているとも言える。そこで、米国の通信政策を巡る最近の同行について言及する。このような多数の紛争の背景となっている、最近の競争環境についても簡単に言及することとしたい。

(1) 1996年連邦通信法

米国には、1934年連邦通信法があったが、1996年に、新たに通信法が制定された。新法は、地域通信市場の競争促進、アクセスチャージの制度改革、ユニバーサルサービスの制度改革の3テーマを中心に据えており、これらは、「競争三部作」(Competition Trilogy)と呼ばれている。

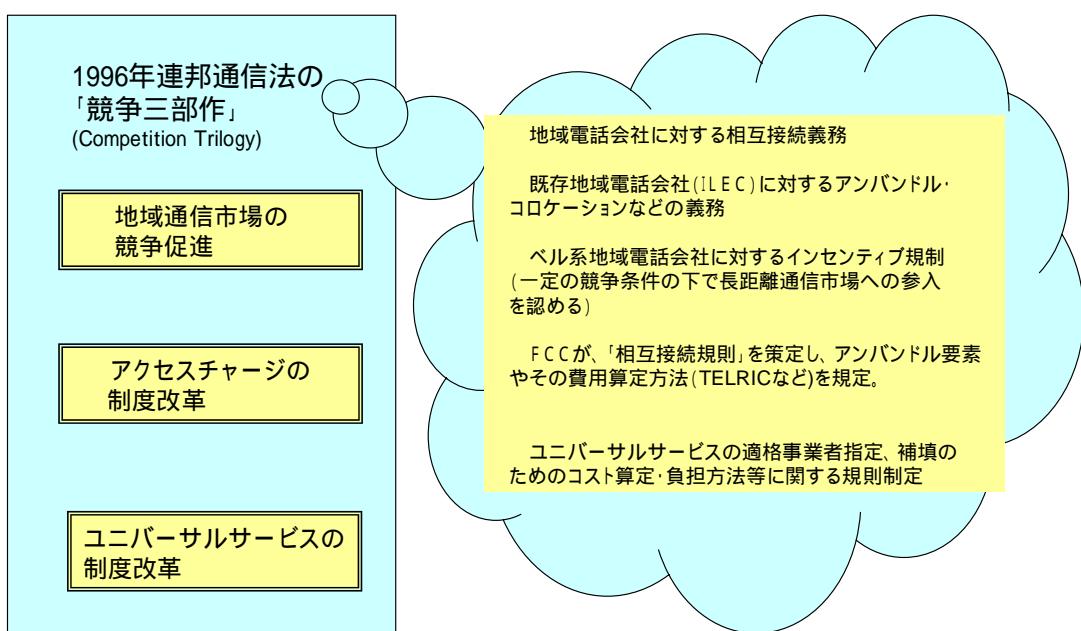
米国の地域通信市場では、旧AT&Tグループを構成していたベル系地域電話会社 (RBOC: Regional Bell Operating Companies) が市場支配的な地位を占めており、RBOCを含むILECが加入者回線を設置・運営している。

1996年連邦通信法は、ILECだけでなく、CLECを含む全ての地域電話会社に対して相互接続義務を課す一方で、ILECに対しては、アンバンドリングやコロケーションなどの附加的な義務を課し、さらに、RBOCに対しては、一定の競争条件の下でのみ長距離通信市場への参入を認める附加的な義務を課すなど、市場支配力に応じた非対称的な義務を規定したものとなっている。

これに加えて、ILECのアクセスチャージを引き下げるにより、加入者回線を開放し、地域通信市場の競争促進を図った。他方、特に不採算地域などにおける加入者回線の維持を図る必要性から、ユニバーサルサービス基金の制度を改正し、適正なコスト分担も図った。

しかし、1996年当時と異なり、ネットワークのIP化やブロードバンド化を迎えた最近、1996年連邦通信法やこれに基づく諸規制やPSTNの維持コストの負担の在り方に対する見直しの気運が高まっている模様である。このような最近の動向について、以下で述べることとする。

【図41：1996年連邦通信法の概要】



出典：連邦通信法及び総務省資料

(2) UNE規則の見直し

連邦通信法第251条においては、ILECに対して、相互接続に関する特別の義務が課されたが⁷⁴、FCCは、これに基づき、義務の具体的な内容を規定した「相互接続規則」を制定した。この「相互接続規則」中、アンバンドリング義務に関する規定である「UNE(Unbundled Network Elements)規則」の内容について、これまで様々な議論が行われてきている。

UNE 規則の制定（1996年8月）

地域通信市場の競争促進という観点から、ILECは、CLECの要求があれば、次の7つの要素についてアンバンドリングした上でアクセスを提供しなければならないこととされた⁷⁵。

- a ローカル・ループ
- b 市内・中継交換機
- c 局間伝送施設
- d ネットワークインターフェース装置
- e 信号発信及び呼関連データベース設備
- f OSS (Operation Support System) 機能
- g オペレーター及び番号案内補助設備

「UNE 規則」を含む「相互接続規則」に対して、多くのILECや一部の州の公益事業委員会が提訴し、一旦、「相互接続規則」が破棄される判決が出るなどしたが、最高裁判所は、「相互接続規則」に係る一般的な FCC の権限を認めた（1999年1月）。

他方、判決においては、「UNE 規則」が連邦通信法第251条（d）（2）の基準（“necessary” and “impair”）⁷⁶に沿って規定されていないとして、差し戻されることとなった。

「UNE 差戻命令」（1999年9月）

上記判決を受け、FCCは、1999年4月に、「UNE 差戻命令」（UNE Remand Order）案を公表の上、意見を求め、同年9月に同命令を決定した。同命令では、UNE 各要素について、再定義をした上で、次の点についてアンバンドル義務を課した。

- a ローカル・ループ
高容量回線⁷⁷、XDSLが可能な回線、ダークファイバ、屋内配線及びサブ・ループ。
- b ネットワークインターフェース装置（NID）
- c 回線交換機（例外あり⁷⁸）
- d パケット交換機（一定の条件の下⁷⁹）
- e 局間伝送施設
- f 信号網及び呼関連データベース
- g OSS⁸⁰

また、同決定において、FCCは、1996年連邦通信法上のアンバンドル義務の適用を受けるネットワーク要素のリストを3年ごとに見直す旨を発表した。

「UNE規則の見直し - 報告と命令」(2003年8月公表)

2001年以降、「UNE差戻命令」に基づくUNE規則の3年ごとの見直しの作業がFCCにおいて進められ、2003年8月、「UNE規則の見直し - 報告と命令」(Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking)として公表された。

しかし、1999年のUNE差戻命令から2003年のUNE規則見直し(TRO:Triennial Review Order)の間に、インターネットやネットワークのブロードバンド化が急速に進展していた。

FCCは、無線、衛星、及び電力線など、ADSL以外の技術を用いたネットワークの潜在的可能性により、ブロードバンド市場がILECのネットワークに対するアンバンドリングによるADSLに強く依存する懸念が緩和されると指摘した。特に、米国では、歴史的経緯から、CATVのネットワークが広く普及しており、ブロードバンド市場においては、ILECなどによるADSLの加入数よりもCATVのケーブルモデムの加入数が圧倒的に多いという事情もある(グラフ5参照)。このため、むしろ、これらの新技術やFTTHへの投資・参入を促進し、異なる技術によるサービス間の競争(注:「インターモダル競争」と呼ばれている。)を促進する必要があると指摘した⁸¹。

特に、連邦通信法において、高度電気通信を全ての米国人が利用できていない場合には、FCCは、インフラへの投資障壁を除去し、電気通信市場における競争を促進することにより、高度電気通信の提供を促進するための措置を即座にとらなければならないとされており⁸²、FCCは、インターモダル競争促進(及びそれによる新技術への投資促進)の観点から、アンバンドル義務の一部を緩和することとした⁸³。

一方で地域通信市場における競争促進の必要性は変わらないため、ドライカッパの提供などの義務は従来どおり維持することとした。

その結果、アンバンドル義務については、市場を「マス市場」(一般向け)及び「ビジネス市場」(企業向け)に分けた上で概ね次のように規定した。

すなわち、マス市場のローカル・ループについては、ドライカッパの義務を課すが、ラインシェアリングの高周波部分の義務を撤廃(3年間の移行期間あり)する。FTTH及びハイブリッドループ(FTTCなど)については、義務を撤廃するが、局間伝送路やマス市場の交換機については、州の公益事業委員会による競争阻害性の判断により決定する、などである⁸⁴。

「UNE最終規則」(2005年2月公表)

TRIに対しても、ILEC及びCLECの双方から訴訟が提起され、2004年3月、ワシントンD.C.合衆国控訴裁は、UNEの対象事業者を限定し、マス市場におけるブロードバンド提供のための設備にかかるアンバンドル義務の廃止を支持する一方、マス市場の交換機や局間伝送路について個別の競争阻害性の判断を州の公益事業委員会に委任した点が連邦通信法に違反するとし、差し戻した。

これに対して FCCは、最高裁への上告を断念した。

こうして2004年12月に決定され、2005年2月に公表された「UNE最終規則」(Order on Remand)では、CATV事業者のシェアが一層高くなっていること(グラフ5参照)及び光ファイバや次世代技術への投資インセンティブを高める必要性などを背景として、FCCとして設備ベース競争から生じる技術革新と投資を促すためにTRIから更なる手段を講じることとした⁸⁵。

すなわち、アンバンドル義務については、より狙いを絞った形で活用することにより、事業者が特定のネットワーク要素へのアクセスができない場合に真に競争が阻害される場合及びアンバンドリングすることによって設備ベースの競争が維持できないものにならない場合にのみアンバンドル義務を課すこととした⁸⁶。

また、競争事業者が、自ら設備投資に取り組み、自ら構築した設備と結合してUNEを用いるように、より狙いを定めた形でアンバンドル義務を課すこととし、それにより、全ての消費者、とりわけ中小企業の顧客にとって設備ベースの競争の恩恵が広がるようにした⁸⁷。

さらに、事業者が自らネットワークを構築し、地域通信市場においても、長距離通信市場や無線通信市場のような活発な競争となるようアンバンドル義務を緩和することを図ることとした⁸⁸。

具体的には、主に次のとおりである⁸⁹。

a 局間伝送設備

- DS1 (1.5Mbps) DS3 (45Mbps) 及びダークファイバ
局舎ごとにFCCが競争阻害性の有無により判断を行う。

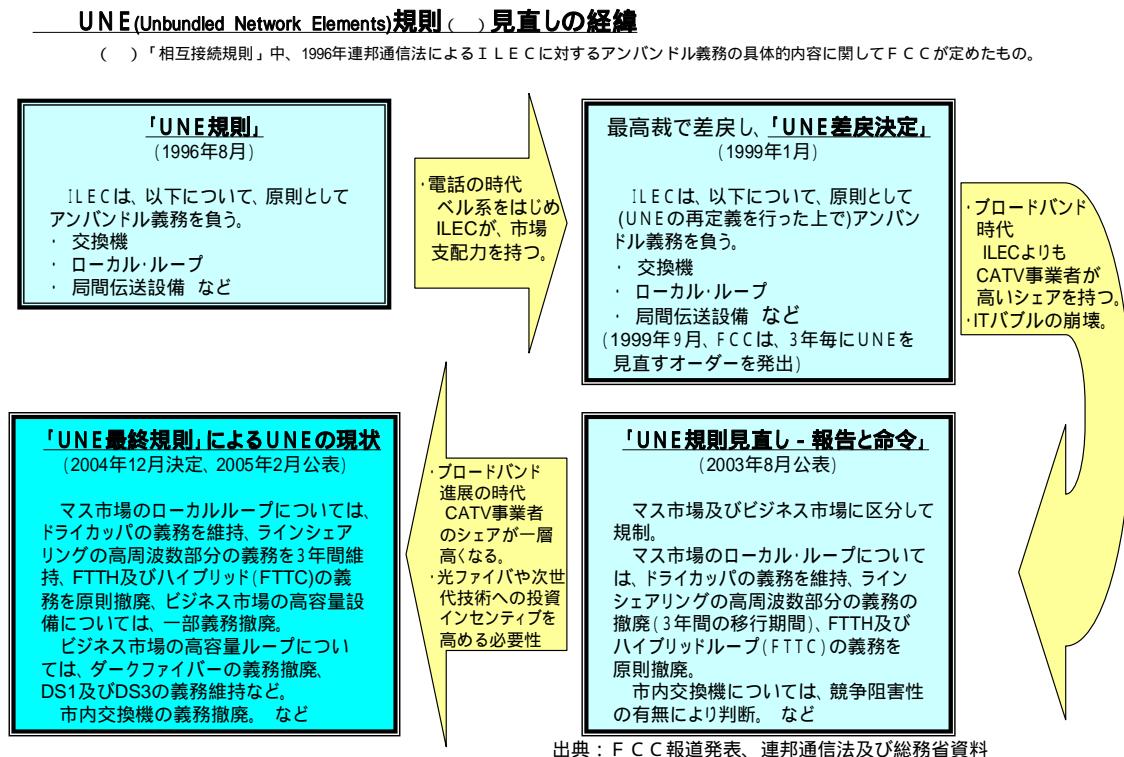
b 高容量回線 (ビジネス市場)

- DS1 及び DS3
局舎ごとにFCCが競争阻害性の有無により判断を行う。
- ダークファイバ
競争阻害性がなく、アンバンドル義務なし。

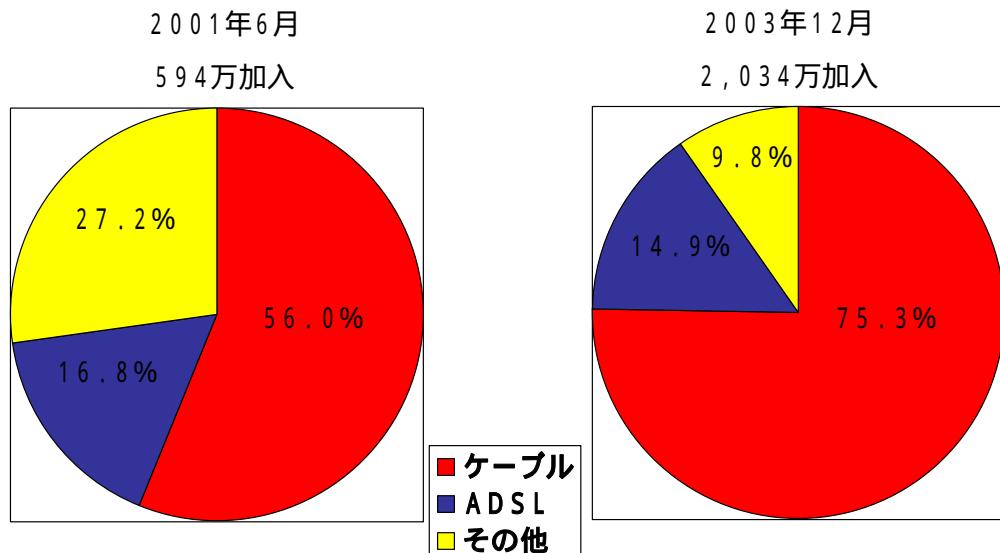
c 市内交換機 (マス市場)

- 競争阻害性がなく、アンバンドル義務なし。

【図42：UNE規則の見直し】



【グラフ5：米国ブロードバンドのサービス別シェア】



()上り下りともに200kbps以上のサービス。

出典：FCC “ Availability of Advanced Telecommunications Capability in the United States FCC 04-208, GN Docket No. 04-54 Fourth Report to Congress September 9, 2004 ” (2004年9月)

(3) 事業者再統合の動向

1984年のAT&Tの分離・分割により、地域電話会社であるRBOC（注：持株会社（RHC：Regional Holding Companies）の下にそれぞれ複数のRBOCがある）7社と長距離・国際通信会社であるAT&Tが誕生した。

ところが、その後の1996年通信法による地域通信市場の競争促進の可能性やITバブルの崩壊等の影響を受けて、RBOCが他のRBOCや独立系事業者を合併・買収した。

したがって、現在ではRBOCは4社となっている。つまり、競争の中で企業体力を強化させたRBOCは、資本及び人事を断った他のRBOCとの間で相互に鎧を削る熾烈な競争を繰り広げようとしている（図4-3参照）。すなわち、

SB Cによるパシフィック・テレシスの買収（1997年4月）

現在のSB C

ベル・アトランティックによるナイネックスの買収（1997年8月）及び独立系GTEの買収（2000年6月）

現在のベライゾン

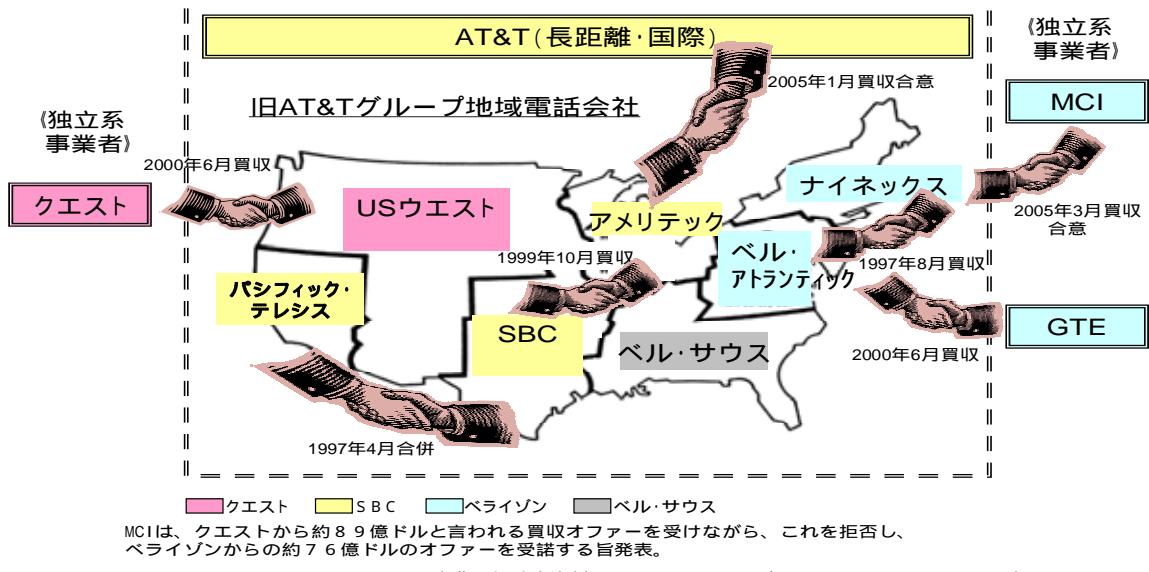
独立系クエストによるU.S.ウェストの買収（2000年6月）

現在のクエスト

ベル・サウス

また、2005年1月には、AT&TがSB Cに買収され、さらに、2005年4月には、AT&Tの競争事業者であったMC Iも、ベライゾン、クエストそれぞれからの買収提案があり、現時点では、ベライゾンによる買収が有力である。

【図4.3:事業者再統合の動向】



出典：総務省資料、MCIIのwebページ、Wall Street Journalなど

(4) VoIP規制

連邦通信法では、公衆通信事業者（コモンキャリア）又は通信事業者（キャリア）の提供する「電気通信サービス」と「情報サービス」⁹⁰及び「CATVサービス」を区別し、前者には、コモンキャリアとしての規制を課している。

しかし、VoIP（Voice over Internet Protocol）については、どのようなサービスに区分されるのか、明確に決まっておらず、規制を課されていない状況である。他方、VoIPを提供する事業者とその加入者が急増しており、VoIPがアクセスチャージやユニバーサルサービス基金について負担すべきか、また、VoIPの管轄権は、FCCにあるのか各州の公益事業委員会にあるのか、CATV事業者がケーブルモデルを用いて提供するVoIPのサービス区分などが問題となっている。

VoIP事業者からの申立て（petition）

VoIP事業者は、自身に対する規制の在り方についてFCCの解釈を求める申立てを行い、FCCは、次のように決定した。

a AT&T（電話 - 電話で中継回線がIP網のケース）

「電気通信サービス」であり、地域電話会社に対するアクセスチャージを支払う必要がある（2004年4月）。

b Pульверком（PC - PCでネットワーク全体がIP網のケース）

「電気通信サービス」ではない（2004年2月）。

c　Vonage(電話 - 電話で公衆網とVoIPの両方が利用可能なケース)

ミネソタ州公益事業委員会は、「電気通信サービス」としたもの、同州地裁判決では、「情報サービス」とされた。FCCは、本件はミネソタ州公益事業委員会の権限になく、「電気通信サービス」か「情報サービス」かについては、「インターネット利用サービスに関する規制適用の在り方について」(参照)において検討すべきこととした(2004年11月)。

「IP利用サービスに関する規制適用の在り方についての意見招請(NPRM)」(2004年2月決定、3月公表)

FCCは、インターネット利用サービスに関する広範な論点を示して意見を求めた。主な論点は、次のとおりである。

- a　IP利用サービスが「電気通信サービス」又は「情報サービス」のどちらに分類されるべきか。
- b　「電気通信サービス」として分類された場合にも、一定の要件を充たす場合には、規制の差控えを行うべきか。
- c　IP利用サービスに関する管轄権は、FCCにあるのか。
- d　IP利用サービスが「電気通信サービス」に分類された場合及び「情報サービス」に分類された場合のアクセスチャージの在り方。
- e　IP利用サービスが「情報サービス」に分類された場合、ユニバーサルサービス基金の負担を求めるることは可能か。「電気通信サービス」に分類された場合のユニバーサルサービス基金の負担の割合は、どれくらいか。
- f　ケーブルモデムによるIP利用サービスにコモンキャリアとしての規制を課すべきか。

なお、NPRM後、包括的な命令を発出するまでに2年を要する可能性も否定していないが、それまでに主要な申立て等、重要な事項について個別に命令を発出するであろうとしている。

ケーブルモデムサービスの分類に関する上告(2004年8月)

ケーブルモデムサービスの分類(及びこれに対して適用される規制)については、いわゆる「ポートランド判決」により、「電気通信サービス」及び「情報サービス」の両方から構成されるとされた(2000年9月)。これに対して、FCCは、同サービスが「州際情報サービス」である旨の暫定結論を出した(2002年3月)が、いわ

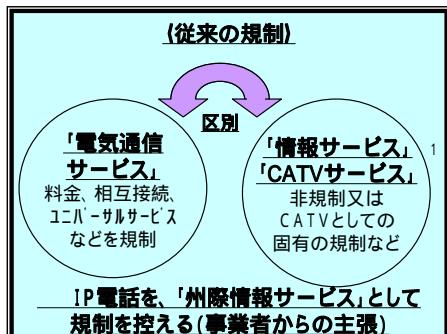
ゆる「ブランドX判決」により、FCCの暫定結論がポートランド判決に合致せず、FCCにおいて改めて検討を行うために差し戻すこととされた（2003年10月）。このため、FCCは、最高裁へ上告し（2004年8月）。最近になって審理が開始された模様である。

法案

このほか、VoIPを、既存の「電気通信サービス」や「情報サービス」とは別の新たな範疇に分類し、固有の規制を課すべきであるとする法案が、スターンズ下院議員（共和党）及びバウチャーハー下院議員（民主党）から提出されるなど、連邦議会においても、VoIPの規制をめぐる立法の動きがある。

【図44：VoIP規制】

1 背景



- IP電話を提供する事業者の増加
- それに伴う、規制当局の解釈を求める事業者からの申立ての提起（Vonage社、AT&T社など）

1：情報サービス：「電気通信を介して情報を生成し、取得し、蓄積し、変換し、処理し、検索し、利用し又はその利用を可能とする能力の提供を意味し、かつ、電子出版を含む。」（米国1996年通信法第3条第20項抜粋）
2：Vonage社のIP電話サービス：従来型の端末を用いてPSTNとIP電話を選択利用できる（サービス名は、"Digital Voice"）。

2 現状

(FCC)
「インターネット利用サービスに関する規制適用の在り方について意見招請(NPRM)」（2004年3月）
インターネット利用サービスは、「電気通信サービス」か「情報サービス」か
IP電話のアクセスチャージの在り方
IP電話事業者のユニバーサルサービス基金の負担の在り方
FCCの管轄権の有無（IP電話は州内通信か州際通信か）
ケーブルモデムを介するインターネット利用サービスに、通信法上のどの規制を適用するかなど
=>今後、本件に関する決定が行われる予定。

「ケーブルモデムサービスに関する上告」（2004年8月）
ケーブルモデムサービスは、「電気通信サービス」及び「情報サービス」の両方から構成されるとの判決（2003年10月、2004年9月）に対し、「情報サービス」である旨主張、上告。

「Vonage社のIP電話に関する決定」（2004年11月）
規制権限の管轄が州（公益事業委員会）ではなく、連邦（FCC）にある（ミネソタ州地裁判決と結論同旨）。
=>複数の州から提訴の可能性あり。

（議会）
「スターンズ（共和党）及びバウチャー（民主党）下院議員提出法案」など
IP電話を新たな範疇に分類し、固有の規制を課す。

出典：総務省資料

四 アジア諸国

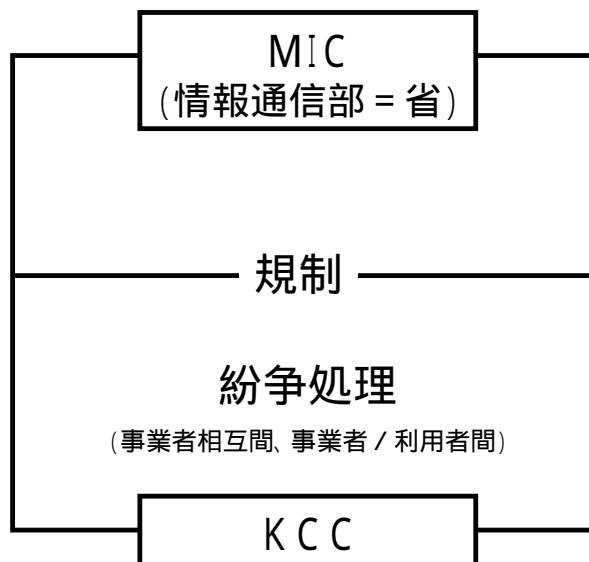
1 韓国の紛争処理制度

(1) 韓国における紛争処理制度の概観

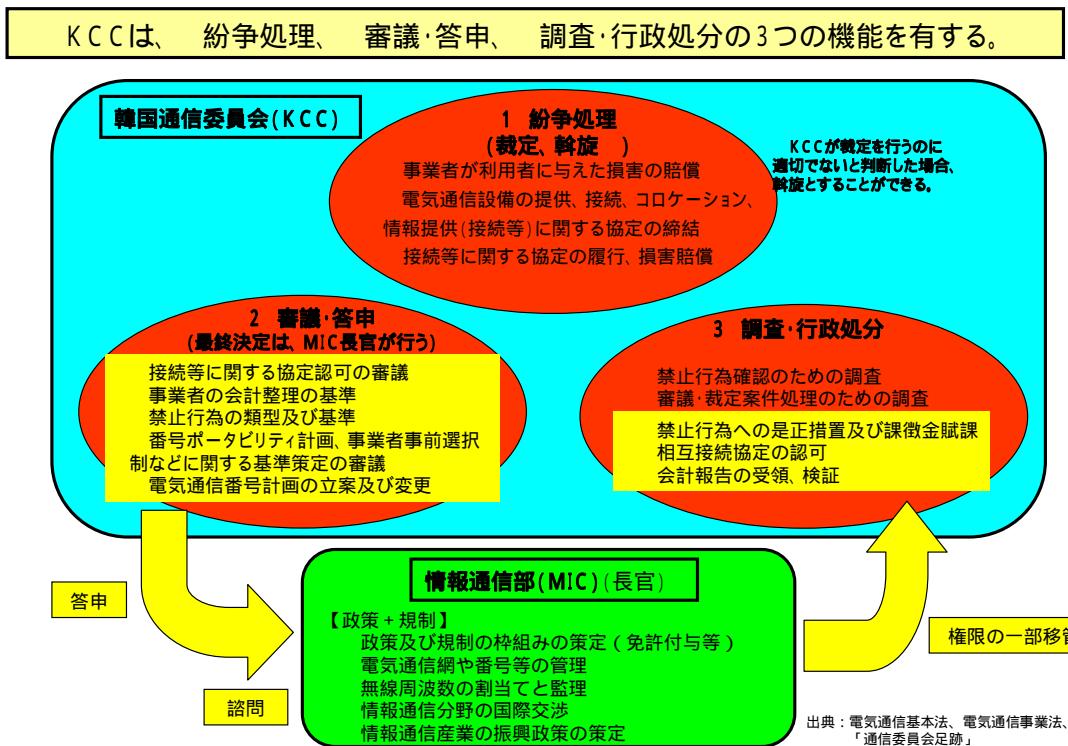
韓国では、情報通信部（M I C : Ministry of Information Communication）の附属機関である韓国通信委員会（K C C : Korean Communication Commission）が紛争処理機関となっており、EU諸国及び米国とは異なる制度となっている（図45参照。なお、K C Cは、M I Cから一部の規制権限を移譲されている（図46参照）。

具体的には、委員長以下7名の委員が紛争処理を担当し、事務局として「裁定課」がある（図47参照）。

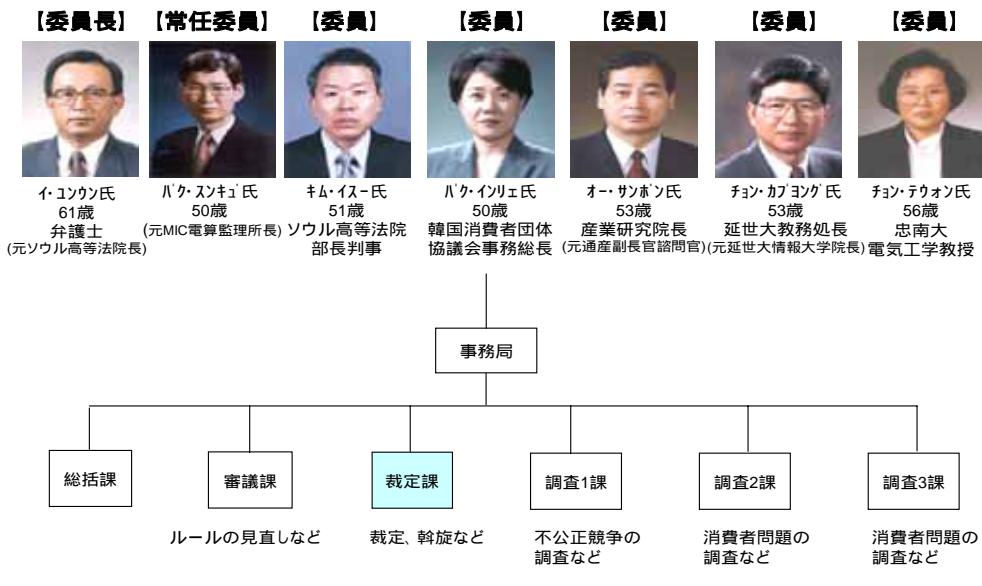
【図45：韓国の紛争処理制度】



【図46：KCCの概要】



【図47：KCCの組織】

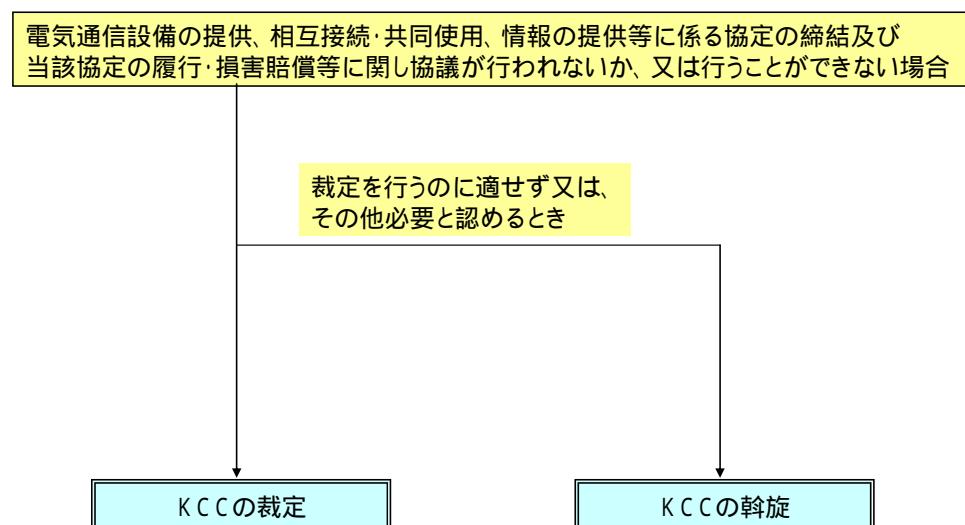


(2) 事業者相互間紛争処理体制

韓国の事業者相互間紛争処理体制では、電気通信設備の提供、電気通信施設の共同利用、相互接続、情報の提供等に関する協定の締結及びそれらに関する協定の履行・損害賠償等に関し協議が行われないか、又は行うことができない場合に、KCCの裁定により処理を行うことができる⁹¹。但し、裁定を行うのに適せず、又はその他必要と認めるときには、KCCの斡旋により紛争処理を行うことができる（図48参照）。

【図48：韓国の事業者相互間紛争処理体制】

電気通信基本法による紛争処理手続



出典：電気通信基本法第40条の2及び第40条の3

(3) 事業者相互間紛争処理手続

KCCが紛争処理を行う場合（裁定）の手続は、通常、次のとおりである（図49参照）。

KCCが、事業者からの申請を受ける

KCCが、相手方当事者へ通知し、意見を陳述する機会を付与する。

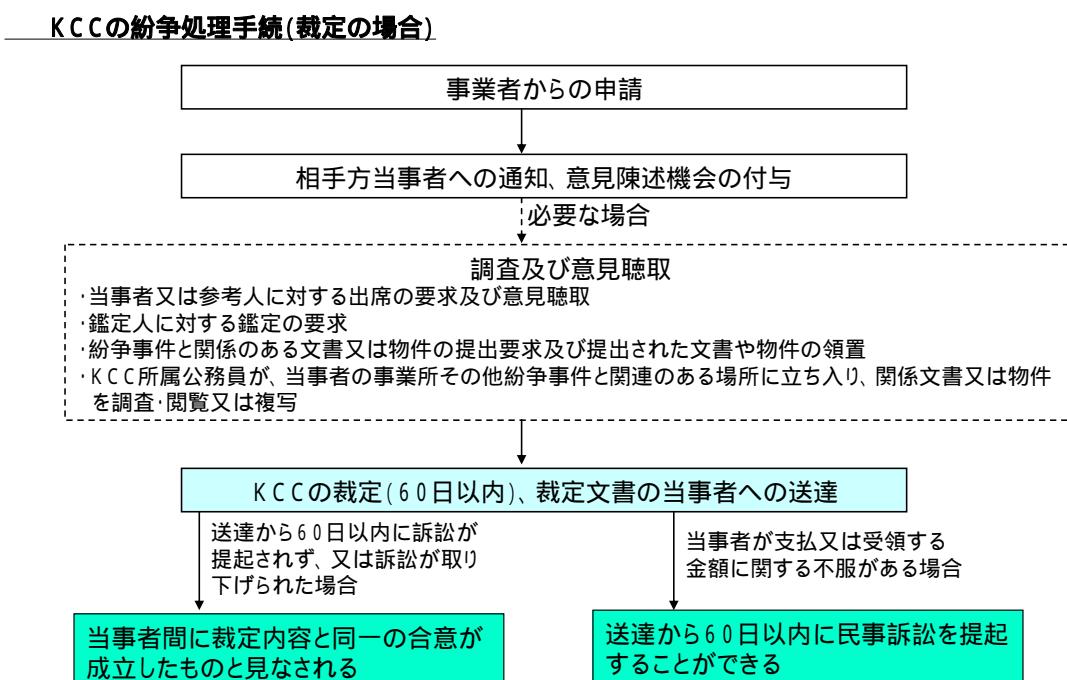
KCCは、必要な場合には、当事者又は参考人に対する出席を要求し、意見を聴取する、鑑定人に対して鑑定を要求する、紛争事件と関係のある文書又は物件の提出を要求し、提出された文書や物件を領置する、又はKCC所属の公務員が、当事者の事業所その他紛争事件と関連のある場所に立ち入り、関係文書又は物件を調査、閲覧又は複写させることができる。

KCCは、申請から60日以内に裁定を行い、裁定文書を当事者へ送達する。

当事者がKCCの裁定により支払い又は受領する金額について不服がある場合には、送達から60日以内に民事訴訟を提起することができる。

送達から60日以内に訴訟が提起されず、又は訴訟が取り下げられた場合には、当事者間に裁定内容と同一の合意が成立したものと見なされる。

【図49：韓国の事業者間紛争処理手続】

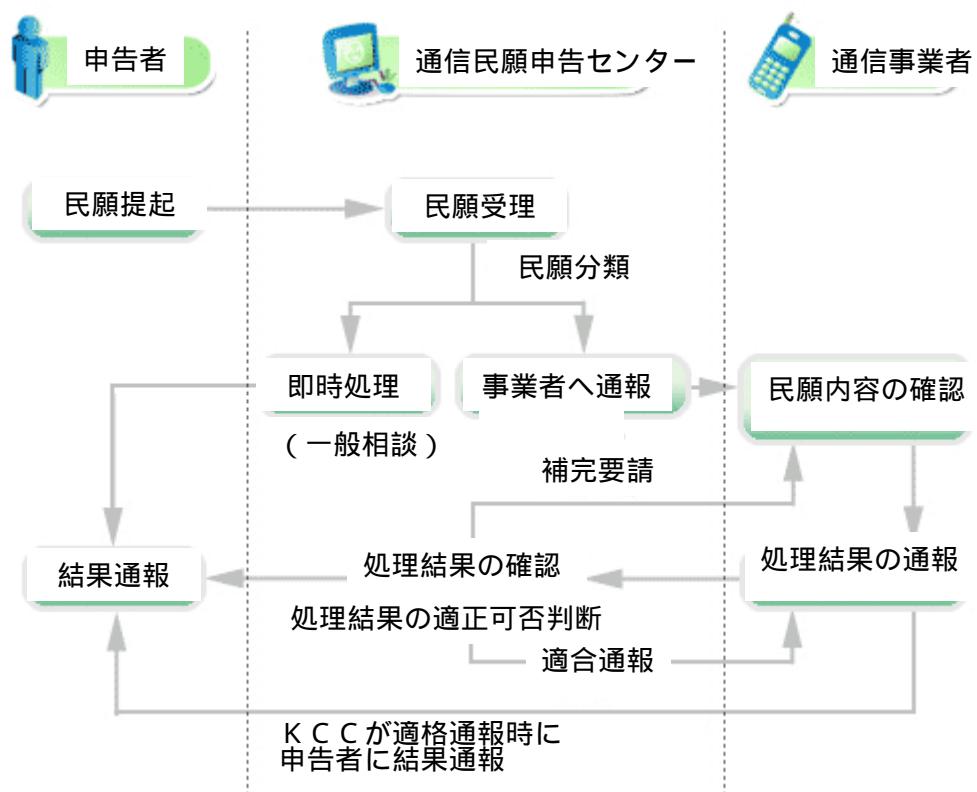


出典：電気通信基本法第40条の2

(4) 事業者 / 利用者間紛争処理体制

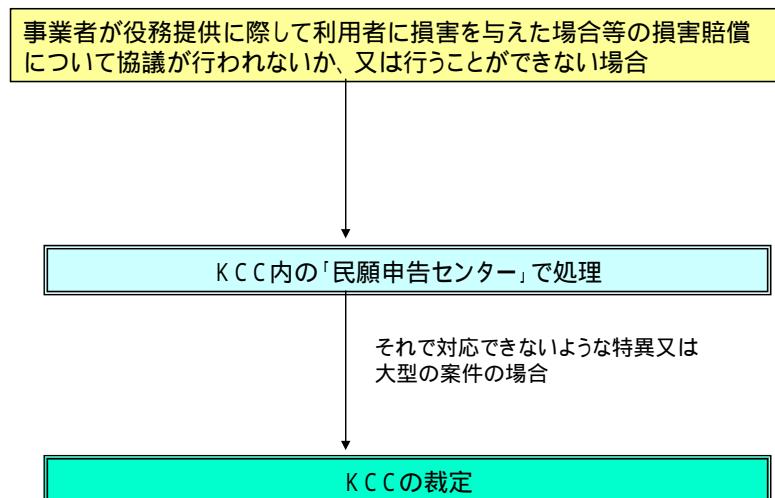
韓国では、事業者 / 利用者間紛争の大部分が、KCC内の「民願申告センター」⁹²において処理される(図50参照)。これで対応できないような特異な案件や大型の案件の場合には、KCCが裁定により処理することができる(図51参照)。

【図50：民願申告センターの手続】



出典：KCCのWebページ

【図5.1：韓国の事業者／利用者間紛争処理体制】



出典：電気通信基本法第40条の2及び電気通信事業紛争処理委員会海外調査結果(2004年10月)

(5) 紛争処理実績

2002年以降、KCCの裁定による紛争処理件数は、次のとおりである。裁定による処理は、事業者相互間紛争及び事業者／利用者間紛争のいずれにおいてもそれほど多くない。

【表1.0：韓国の紛争処理実績】

	事業者相互間件数	事業者／利用者間件数
KCCの裁定 (2002年～)	3件	7件 (民願申告センターでは、1998年～2004年2月までに47,160件を解決、現在も100件／日の申告)

出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局資料(2004年9月)及び電気通信事業紛争処理委員会海外調査結果(2004年10月)

(6) 韓国の競争環境と紛争処理体制

KCCの裁定は、欧米の紛争処理機関が行った裁定に比較して件数が少ない。しかし、事業者／利用者間紛争については、「民願申告センター」で大部分を処理しており（1998～2004年2月までに47,160件を処理）、全体として件数が多いことは判明している。

他方、事業者相互間紛争については、斡旋の数も公表されていないことから、なぜ事業者相互間紛争が事業者／利用者間紛争に比較して、このように少ないのか、その原因について、委員会において議論が行われたところであり、検討を行った。

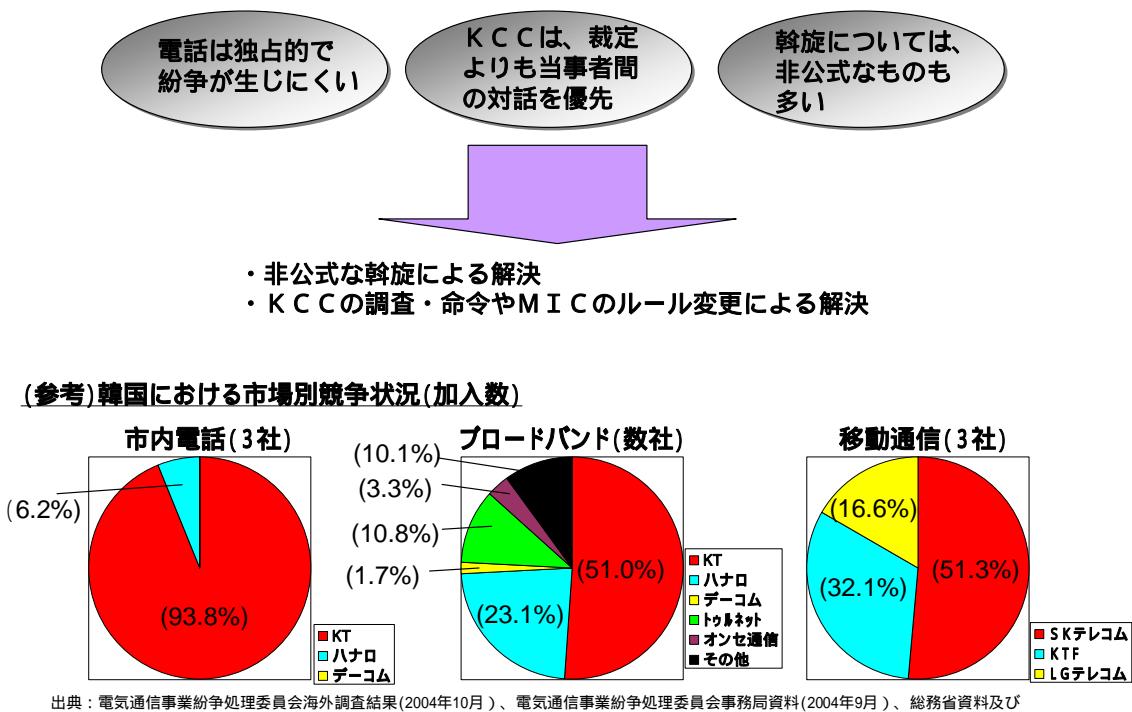
韓国における市場別競争状況を見ると、電話市場では、KTが高度に独占的であるため、そもそも紛争が生じにくいと想定される。これに対して、ブロードバンドでは、KTが約半数のシェアを占めるものの、ある程度の競争が認められ、紛争も生じやすい環境にあると言える。また、移動体通信もSKテレコムが約半数のシェアを占めるものの、同様にある程度の競争が認められ、紛争が生じやすい環境と言える。

そこで、ブロードバンドや移動体通信における紛争は、どのように処理されているのであるかが問題となるが、まず、（2）で述べたとおり、韓国の事業者相互間紛争処理体制では、裁定を行うのに適せず、又はその他必要と認めるときには、KCCの斡旋により紛争処理を行うことができるとされるので、紛争が生じた場合であっても、KCCは、自らの判断により、自由に斡旋によることができる。このため、裁定よりも非公式な斡旋により、当事者の意思に基づく解決を優先しているものと想定される。

また、委員会の海外調査の際に事業者から聴取した内容によれば、事業者もKCCの裁定よりも、非公式な対話、KCCの調査・命令又はMICのルール変更による解決を求める傾向が強いことが判明した。

このような事情を背景として、事業者相互間紛争については、件数としてはあるものの、裁定による処理に至らないケースが多いと想定される（図5-2及びグラフ6参照）。

【図5.2及びグラフ6：韓国の競争環境と紛争処理】



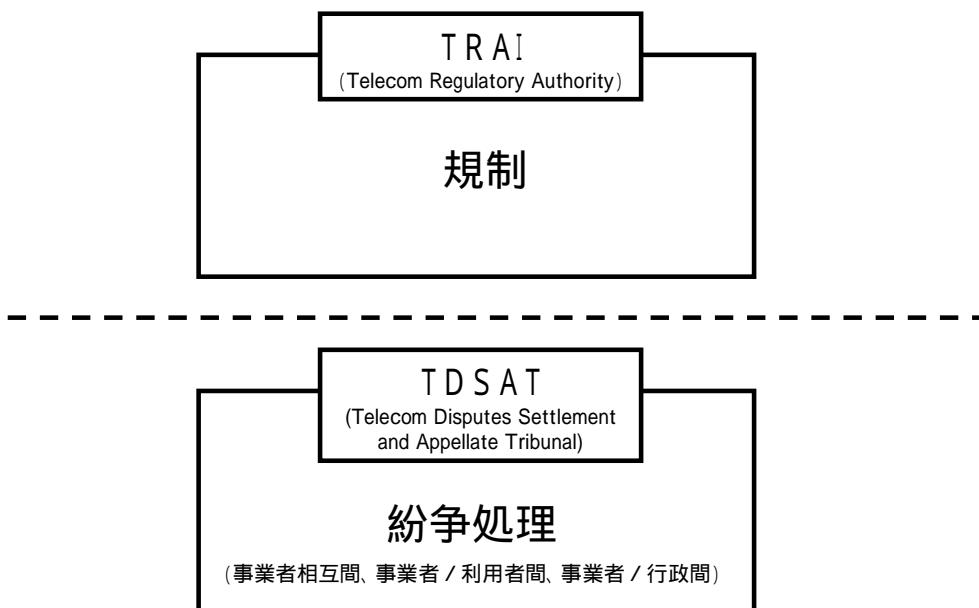
2 インドの紛争処理制度

(1) インドにおける紛争処理制度の概観

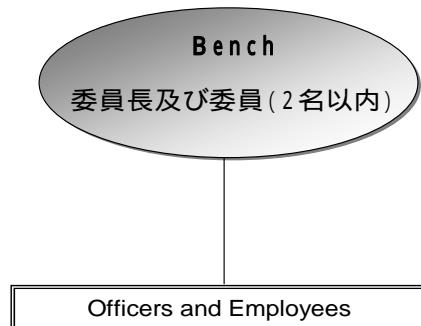
インドでは、規制機関である（TRAI：Telecom Regulatory Authority）と別に、紛争処理専門機関であるTDSAT（Telecom Disputes Settlement and Appellate Tribunal）が設置されており（図53参照。）EU各国、米国及び韓国とも異なる独自の制度となっている。

具体的には、TDSATの委員長及び2名以内の委員で構成される「Bench」で決定を行い、これにスタッフとしてOfficers and Employeesが存在する（図54参照）⁹³。

【図53：インドの紛争処理機関】



【図54：TDSATの組織】



出典：2000年TRAI法第14条B及びTDSAT訪問の際の意見交換結果(2003年3月)

(2) 事業者相互間紛争処理体制

インドにおいては、事業者相互間紛争は、TDSATの裁定によって処理される。

(3) 事業者相互間紛争処理手続

TDSATが紛争処理を行う場合（裁定）の手続は、通常、次のとおりである（図55参照）

TDSATが、事業者からの申請を受ける。

TDSATが、当事者に対して聴聞を行う。

場合によっては、TDSATが、申請の合法性、適正性、正確性を検証するために申請内容の処理に関する記録を要求する。

また、TDSATは、次のことを行うことができる。

- a 関係者の召喚
- b 資料の発見及び作成
- c 証拠の提出、証拠又は証言の検証

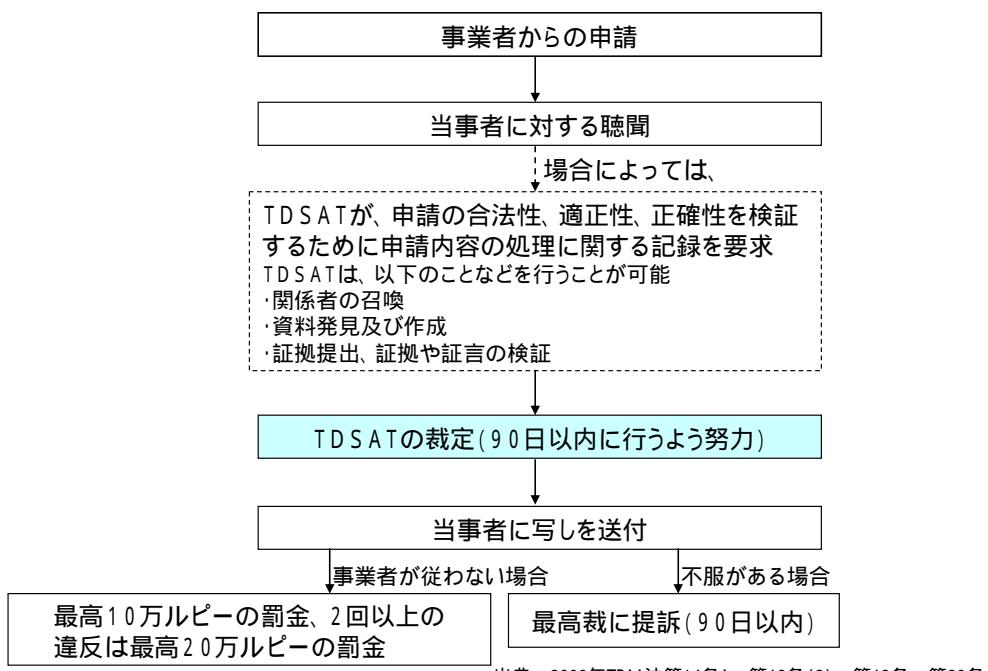
TDSATが、裁定（申請から90日以内に行うようにすべき努力規定あり）を行い、その写しを当事者に送付する。

T D S A T の裁定に当事者が従わない場合には、最高 10 万ルピーの罰金が課せられる。また、2 回以上違反した場合には、最高 20 万ルピーの罰金が課せられる。

T D S A T の裁定に不服がある場合には、最高裁判所に提訴することができる。

【図 5 5 : インドの事業者相互間紛争処理手続】

T D S A T の紛争処理手続(裁定の場合)



(4) 事業者 / 利用者間紛争処理体制

T D S A T は、事業者相互間紛争のほか、事業者 / 利用者間紛争及び免許人 / 被免許人間紛争についても、同様に処理を行う。

(5) 紛争処理実績

2003年3月以降、T D S A T が裁定の申請を受理したのは、事業者相互間、事業者 / 利用者間及び免許人 / 被免許人間の紛争の合計で 337 件になっている。(1)のとおり、T D S A T の組織は、それほど大きいものではないにもかかわらず、多数の紛争を受理している。

(6) インドの競争環境と紛争処理体制

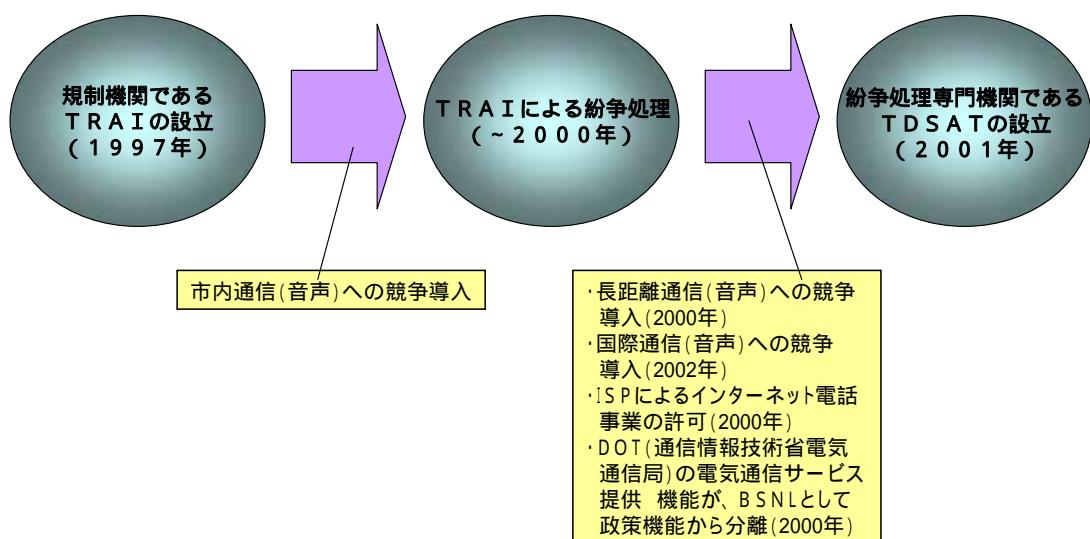
インドでは、1997年、市内通信(音声)に競争が導入されたが、これに伴い、TRAI法が制定され、規制機関であるTRAIが設立された。そして、TRAIによる紛争処理が行われることとなった⁹⁴。

しかしながら、2000年以降、競争を導入する分野が拡大されるなど、次のような動きがあり、これに併せて、TRAI法が改正され、TRAIから紛争処理機能が分離され、紛争処理専門機関としてTDSATが設立された⁹⁵(図56参照)。

- a 長距離通信(音声)への競争導入(2000年)
- b ISPによるVoIP事業の許可(2000年)
- c DOT(通信情報技術省電気通信局)の電気通信サービス提供機能が、BSNLとして政策機能から分離(2000年)
- d 國際通信(音声)への競争導入(2002年)

TDSATがそれほど大きい組織でないにもかかわらず、(5)のように多数の紛争を受理しているのは、紛争処理専門機関であることが大きな要因であると思われる。このような体制は、紛争処理の一つの在り方として大いに参考になる。

【図56：インドの競争環境と紛争処理体制】



出典：TDSAT訪問の際の意見交換結果(2003年3月)、総務省資料及び
TRAI "The Indian Telecommunication Industry Performance Indicators 2002-03"

(脚注)

¹ ITU “EUROPEAN WORKSHOP ON DISPUTE RESOLUTION” ITU-World Bank “Dispute Resolution in the Telecommunications Sector: Current Practices and Future Directions”など

² OECD “Designing independent and accountable regulatory authorities for high quality regulation expert meeting Document 10 “The Role and “Office” of the Regulator in the Settlement Dispute between Operators”など

³ “1. **In the event of a dispute arising** in connection with obligations arising under this Directive or the Specific Directives **between undertakings providing electronic communications networks or services** in a Member State, **the national regulatory authority concerned shall**, at the request of either party, and without prejudice to the provisions of paragraph 2, **issue a binding decision to resolve the dispute** in the shortest possible time frame and **in any case within four months** except in exceptional circumstances. . . .
2. Member States may make provision for **national regulatory authorities to decline to resolve a dispute through a binding decision where other mechanisms, including mediation, exist** and would better contribute to resolution of the dispute in a timely manner in accordance with the provisions of Article 8. **If after four months the dispute is not resolved, and if the dispute has not been brought before the courts by the party seeking redress, the national regulatory authority shall issue, at the request of either party, a binding decision to resolve the dispute in the shortest possible time frame and in any case within four months.**
4. **The decision of the national regulatory authority shall be made available to the public.**”
(Framework Directive Article 20 (抜粋))

⁴ “**Unless they consider-**
(a) that there are alternative means available for resolving the dispute,
(b) that a resolution of the dispute by those means would be consistent with the Community requirements set out in section 4, and
(c) that a prompt and satisfactory resolution of the dispute is likely if those alternative means are used for resolving it,
their decision must be a decision that it is appropriate for them to handle the dispute.”
(Communications Act 2003 第 186 条(3))

⁵ “**Ofcom will be reluctant to resolve a dispute unless one party is dominant** and/or failure to agree would result in detriment to competition or consumers. In the absence of these circumstances, **Ofcom may consider that alternative mechanisms for dispute resolution would be more appropriate, and may decline to resolve a dispute on that basis.**”
(OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

⁶ “Ofcom recently announced the establishment of a new independent office, the Telecommunications Adjudicator. The role of the adjudicator is to help accelerate the implementation and delivery of fit for purpose and appropriately industrialised products and processes for LLU. **Where a dispute about LLU products and processes is submitted to Ofcom under section 185 of the Communications Act and the parties have not made use of the Adjudicator Scheme then Ofcom may consider that alternative opportunities to resolve the dispute have not been fully exhausted.**”
(OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

⁷ “Member States shall ensure, where appropriate, consultation and cooperation between those authorities, and between those authorities and **national authorities entrusted with the implementation of competition law** and national authorities entrusted with the implementation of consumer law, on matters of common interest.”
“National regulatory authorities and **national competition authorities** shall provide each other with the information necessary for the application of the provisions of this Directive and the Specific Directives.”
(Framework Directive Article 3 4. 及 5. (抜粋))

⁸ “**A complaint is an allegation that the Competition Act (and/or Articles 81 and 82 of the EC Treaty), or a specific ex ante condition, has been breached.**”
(OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

⁹ “**Ofcom will only accept a dispute where complainants submit clear information on all details of the dispute including:**
• relevant ex ante conditions (e.g. a condition imposing the requirement to meet a request for access);
• a clear statement of the scope of the dispute;
• full details, with reasons, of a preferred remedy;
• documentary evidence of commercial negotiations on all issues covered by the scope of the dispute; and
• a statement by an officer, preferably the CEO, that the company has used its best endeavours to resolve the dispute through commercial negotiation.”
(OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

¹ ⁰ “In summary, **Ofcom will only accept a complaint where complainants:**
• **clearly identify the relevant *ex ante* condition which they believe is being breached, or the alleged abuse under the Competition Act (and/or Articles 81 and 82 of the EC Treaty);**
• **submit sufficient factual evidence to back up their allegations; and**
• **submit a statement by an officer, preferably the CEO, of the company that due care has been taken to ensure that the evidence submitted is correct and complete.”**
(OFCOM “Guidelines for the handling of competition complaints, and complaints and disputes about breaches of conditions imposed under the EU Directives”)

¹ ¹ **“Except in exceptional circumstances and subject to section 187(3), OFCOM must make their determination no more than four months after the following day-**
(a) in a case falling within subsection (1)(a), the day of the decision by OFCOM that it is appropriate for them to handle the dispute; and
(b) in a case falling within subsection (1)(b), the day on which the dispute is referred back to them.”
“Where it is practicable for OFCOM to make their determination before the end of the four month period, they must make it as soon in that period as practicable.”
(Communications Act 2003 第 188 条(5)(6))

¹ ² “**The Adjudicator shall be an individual appointed from time to time by Ofcom alone:**”
“**after consultation by Ofcom with British Telecommunications plc (“BT”) and other Communications Providers (“Operators”) as regards selection criteria and nominations**”
(Adjudicator Appointment Rules 1.1 及 1.1.1)

¹ ³ “**The Adjudicator will in the exercise of:**
3.1.1 **facilitation, assist BT and Operators to reach agreement on and, where necessary, make recommendations on;** and
3.1.2 **if necessary, dispute resolution, set**”
(Ofcom Terms of Reference for the Telecommunications Adjudication Scheme for Local Loop Unbundling 3.11 及 3.12)

¹ ⁴ “Save for Rule 4.5, **the Adjudication shall be binding** unless and until superseded by:
5.4.1 a contrary determination or direction by Ofcom; or
5.4.2 an order of a Court of competent jurisdiction”
(Dispute Resolution Rules 5.4.1 及 5.4.2)

¹ ⁵ “**3.2 The costs will be paid for by Ofcom. Ofcom will reclaim 50% of the cost of the Adjudicator from BT.**”
(Adjudicator Appointment Rules 3.2)

¹ ⁶ <http://www.offta.org.uk/participants.htm>

¹ ⁷ <http://www.offta.org.uk/disputes/ota001/index.htm>

¹ ⁸ “(5) Subject to section 55, OFCOM’s duties under subsections (1) and (3) so far as relating to procedures for resolving disputes are to be performed, to such extent as they consider appropriate, by the setting of general conditions requiring public communications providers-
(a) to establish and maintain procedures for resolving disputes; and
(b) **to secure that those procedures are, and continue to be, approved by OFCOM**
(Communications Act 2003 第 52 条(5))

¹ ⁹ “We deal with complaints about:
• **the way in which your mobile and fixed phone, fax and internet services are provided to you;**
• **certain services like Short Messaging Services (SMS, also known as texting), voice-mail and call forwarding; and**
• **services and products for people with disabilities, such as text relay (an operator service that translates voice to text and text to voice) and free directory enquiries.”**
(OTELO “Making a complaint to the Ombudsman”)

² ⁰ **“Oftel has a policy of encouraging network operators and service providers to resolve consumer disputes directly with their customers.”**
(OFTEL press release 11 December 2002)

² ¹ <http://www.otelo.org.uk/content.php?menuID=25&pageID=10>

² ² “**We have over 100 member companies that include over 95% of the UK fixed-line telecom market, over 55% of the UK mobile phone market and about 33% of the UK Internet Service Provider (ISP) market.**”
(OTELO “Making a complaint to the Ombudsman”)

² ³ “**We are funded by our members.**”
(OTELO “Making a complaint to the Ombudsman”)

² ⁴ “**It is important for us to be independent of the communications industry and the regulator so that people trust us to be fair. We have a Council to make sure of this.**”
(OTELO “Making a complaint to the Ombudsman”)

^{2 5} “**If's up to you to decide whether you are satisfied with the Ombudsman's decision.**
If you accept the decision within two months

Your company has agreed that it will keep to the decision and take the action that the Ombudsman has asked for.

If you don't accept the decision within two months

You lose the right to the solution that the Ombudsman has offered. However, you will be free to follow other routes to try to sort out the problem in a way that suits you better.”

(OTELO “Making a complaint to the Ombudsman”)

^{2 6} “Already set to gain approval at that time was an Ombudsman body formed and promoted by OFTEL. **The companies did not want to join the Ombudsman, citing, amongst other reasons, high joining costs and high case fees.”**

(CISAS “The First Report of the Communications & Internet Services Adjudication Scheme”)

^{2 7} “a) **The scheme can be used to settle disputes about:**

- bills
- The way a company provides mobile-phone, fixed-phone, fax or internet services to customers;
- certain services such as text messaging (SMS), voice mail and call forwarding; or services and products for people with disabilities, like text relay and free directory enquiries.

b) The dispute must be between a customer and one or more of the companies listed in 1a.

c) The dispute cannot involve a claim for an amount of more than £5000 including

VAT for any one customer.

d) The dispute must not involve a complicated issue of law and court action must not have been started.

e) The dispute must have already gone through the relevant company's own complaints procedure and the company must have accepted, in writing, that the dispute may be settled through the scheme.

f) Customers must apply to the scheme within three months of receiving the last reply on the matter from the company.

g) Putting a dispute through the scheme does not remove the customer's duty to pay the company any other amounts which are due and which are not disputed.”

(CISAS “The Rules of the CISAS Scheme” 3.)

^{2 8} <http://www.arbitrators.org/cisas/members.asp>

^{2 9} http://www.arbitrators.org/cisas/joining_cisas.asp

^{3 0} “**The independent adjudicator's decision is binding on the company when the customer accepts that decision.”**

(CISAS “The Rules of the CISAS Scheme” 5k.)

^{3 1} “**En cas de refus d'accès ou d'interconnexion, d'échec des négociations commerciales ou de désaccord sur la conclusion ou l'exécution d'une convention d'interconnexion ou d'accès à un réseau de communications électroniques, l'Autorité de régulation des télécommunications peut être saisie du différend par l'une ou l'autre des parties.”**

(アクセスあるいは相互接続の拒否、商業的な交渉の失敗、あるいはその結論についての不同意、相互接続取り決めの実施及び電子通信ネットワークへのアクセス実施に関する不同意がある場合、電気通信規制庁は、当事者による異議申し立てを検討することができる。)

“**En cas d'échec des négociations commerciales, l'Autorité de régulation des télécommunications peut également être saisie des différends relatifs à la mise en oeuvre des obligations des opérateurs prévues par le présent titre, ainsi que celles du chapitre III du titre II, notamment ceux portant sur :**

1° Les possibilités et les conditions d'une utilisation partagée entre opérateurs, prévue à l'article L. 47, d'installations existantes situées sur le domaine public et, prévue à l'article L. 48, d'installations existantes situées sur une propriété privée ;

2° Les conditions techniques et financières de la fourniture des listes d'abonnés prévue à l'article L. 34 ;

2° bis La conclusion ou l'exécution de la convention d'itinérance locale prévue à l'article L. 34-8-1 ;

4° Les conditions techniques et tarifaires d'exercice d'une activité d'opérateur de communications électroniques ou d'établissement, de mise à disposition ou de partage des réseaux et infrastructures de communications électroniques visés à l'article L. 1425-1 du code général des collectivités territoriales.”

(商業的な交渉が必要な場合でも、電気通信規制庁は同様に、本編においてまた第 II 編第 III 章、特に以下に定める事業者の責務を実施させるため、関係する係争に関与することができる。)

1. 第 L47 条に規定される事業者間の共同利用の可能性と条件、また私有地に設置される設備に関する第 L48 条に規定される事業者間の共同利用の可能性と条件

2. 第 L34 条に規定する加入者リスト提供の技術的及び財政的条件。

2bis. 第 L34-8-1 条に定める地域ローミング協約の締結または実施

4. 電子通信事業者の活動、あるいは地方公共団体一般法典第 L1425-1 条に述べる電子通信ネットワーク及びインフラの設置、提供あるいは共同利用に関する技術及び料金についての条件。

電気通信規制庁は、I に規定する形式と手続きの条件の中で、この異議申し立てに対する裁定を行う。それ以外の場合、同庁はその決定に先立ち、1 に述べる設備について事業者間の共同利用を課す全ての関係当事者により公開協議を行うものとする。)

(郵便電子通信法典第 L 3 6 - 8 条 (抜粋) 及び)

^{3 2} <http://www.art-telecom.fr/eng/index.htm>

3 3 “A good example is France, where the new entrants hold one of the highest shares of the DSL market, and consequently the overall broadband market.”

(欧州委員会“European Electronic Communications Regulation and Market 2004”)

3 4 “The incumbent has been able to maintain and stabilise its dominant position in local voice telephony and local access, and other operators have concerns about the lack of regulatory intervention in relation to the incumbent’s aggressive commercial and pricing strategy.” (欧州委員会“European Electronic Communications Regulation and Market 2004”)

3 5 “Die Regulierungsbehörde kann in geeigneten Fällen zur Beilegung elektrocommunicationsrechtlicher Streitigkeiten den Parteien einen einvernehmlichen Einigungsversuch vor einer Gütestelle (Mediationsverfahren) vorschlagen.”
(規制機関は、電気通信法上の係争を仲裁するために、適切な場合、仲裁所において合意すべき仲裁案を提出することができる（仲裁手続き）)
(Telekommunikationsgesetz (TKG) § 124)

3 6 RegTP 第 1 局 1 1 5 課回答。

3 7 <http://www.regtp.de/en/index.html>

3 8 “If a dispute arises between those who provide electronic communications networks or electronic communications services or associated services as regards obligations ensuing from this Act or from regulations, licence conditions or decisions concerning obligations that have been issued under the Act, a party may refer the dispute for determination by the supervisory authority.

The authority shall as soon as possible decide on the issues to which the dispute applies. The decision shall be issued no later than four months from when the request was received by the authority, if a longer time is not necessary having regard to the scope of the dispute or other special circumstances.”

“If, having regard to the nature of the dispute, it is more suitable, the supervisory authority may instead of entertaining a dispute for consideration refer it for mediation. The parties shall in such a case be afforded an opportunity to submit proposals to the authority concerning an appropriate party to act as mediator.
If mediation has proceeded for four months or been discontinued before that without the parties reaching agreement, the authority shall, upon a new application by any of the parties, consider the dispute in accordance with that prescribed in Section 10.”

(Telecommunication Act 2003 Chapter7 section 10及び11)

3 9 “If a dispute arises relating to the application of the Act or of the regulations or licence conditions issued under the Act, the supervisory authority shall expeditiously investigate the situation and, if special reasons do not suggest otherwise, mediate between the parties.”

(Telecommunication Act 1993 section 58 (抜粋))

4 0 “In those cases where disputes arose between the parties, PTS was empowered to mediate between them. It soon transpired that this was not sufficient to establish functioning competition. The mediations that were commenced became protracted and seldom resulted in any desirable result. Therefore, the provision was made more stringent in 1997, and PTS was empowered to decide what should apply between the disputing parties. The results became more and better interconnection contracts and a manifest improvement to the competition situation.

In certain cases, PTS has had to decide on what terms should apply between the parties.”

(PTS “Reflections- Ten years of experience with the Swedish Telecommunications Act”)

4 1 “The Ministry and the Telecommunications Administration Centre shall, in compliance with the purposes of this Act referred to in section 1, promote the service operations of telecommunications operators and their mutual cooperation as well as aim to settle any disputes primarily through negotiations with the parties. Where necessary, the party guilty of an error or neglect shall be made liable to rectify its action.”

(1997 Telecommunications Market Act Section 36 (抜粋))

4 2 “The Finnish Communications Regulatory Authority shall promote cooperation among telecommunications operators and aim at resolving disputes between telecommunications operators primarily through mediation.”

“If mediation does not produce results within four months and if one of the parties to the dispute so requests, the Finnish Communications Regulatory Authority shall make a decision on the matter within four months of the end of mediation.”

(2003 Communications Market Act Section 126(3)(4))

4 3 “If telecommunications operators cannot agree on the other conditions of interconnection relating to telecommunications, the Ministry shall decide the matter in compliance with the provisions of section 36 on the settlement of disputes.”

(1997 Telecommunications Market Act Section 10 (抜粋))

4 4 “ . . . compared to the EU average, a high percentage of the total number of broadband retail lines is in the hands of incumbents (72%). . . . The Finnish fixed market remains segmented, with some fifty SMP operators, most of which are medium to small local telephone companies. The trend towards market consolidation, observed in the previous years, has further strengthened, with the organisation of the market around three main players (one of which consists, *inter alia*, of a number of local telephone companies). These three major actors have relatively equal shares of the total fixed market (25.9%, 31.4% and 36.1% of all fixed calls respectively, by retail revenue).

New entrants are encountering difficulties that are specifically related to the above-mentioned segmentation of the market (which obliges them, *inter alia*, to negotiate interconnection with numerous SMP operators) and to the fact that the local telecommunications markets remain firmly in the hands of local telephone companies. . . . ”

(European Commission “European Electronic Communications Regulation and Market 2004”)

4 5 OECD “Designing independent and accountable regulatory authorities for high quality regulation expert meeting Document 10 “ The Role and “Office” of the Regulator in the Settlement Dispute between Operators” など

4 6 “For the purpose of regulating interstate and foreign commerce in communication by wire and radio there is hereby created a commission to be known as the “Federal Communications Commission”” ([47 U.S.C. 151](抜粋))

4 7 “Any party negotiating an agreement under this section may, at any point in the negotiation, ask a State commission to participate in the negotiation and to mediate any differences arising in the course of the negotiation.” ([47 U.S.C. 252] (a)(2))

4 8 “During the period from the 135th to the 160th day (inclusive) after the date on which an incumbent local exchange carrier receives a request for negotiation under this section, the carrier or any other party to the negotiation may petition a State commission to arbitrate any open issues.” ([47 U.S.C. 252] (b)(1))

4 9 “During the period from the 135th to the 160th day (inclusive) after the date on which an incumbent local exchange carrier receives a request for negotiation under this section, the carrier or any other party to the negotiation may petition a State commission to arbitrate any open issues.” ([47 U.S.C. 252] (b)(1))

5 0 “A party that petitions a State commission under paragraph (1) shall, provide the State commission all relevant documentation concerning- ()the unresolved issues; ()the position of each of the parties with respect to those issues; and ()any other issue discussed and resolved by the parties.” ([47 U.S.C. 252] (b)(2)(A))

5 1 “A party petitioning a State commission under paragraph (1) shall provide a copy of the petition and any documentation to the other party or parties not later than the day on which the State commission receives the petition.” ([47 U.S.C. 252] (b)(2)(B))

5 2 “A non petitioning party to a negotiation under this section may respond the other party’s petition and provide such additional information as it wishes within 25 days after the State commission receives the petition.” ([47 U.S.C. 252] (b)(3))

5 3 “Within 7 days of receiving the response, the applicant and respondent shall jointly file a revised statement of unresolved issues that removes from the list presented in the initial petition those issues which are no longer in dispute” ([Resolution ALJ-181 Rule 3.7])

5 4 “Within 10 days after the filing of a response to the request for arbitration, the arbitration conference and hearing shall begin. . . .” ([Resolution ALJ-181 Rule 3.9])

5 5 “. . . . The conference and hearing process shall conclude within 10 days of the hearing’s commencement, unless the Arbitrator determines otherwise.” ([Resolution ALJ-181 Rule 3.12])

5 6 “Though participation at arbitration conferences and hearings is strictly limited to the parties that were negotiating the agreements being arbitrated, the general public is permitted to attend arbitration hearings unless circumstances dictate that a hearing, or portion thereof, be conducted in closed session. Any party to an arbitration seeking a closed session must make a written request to the Arbitrator describing the circumstances compelling a closed session. . . .” ([Resolution ALJ-181 Rule 3.16] (抜粋))

5 7 “Within 15 days following the hearings, the Arbitrator, after consultation with the Assigned Commissioner, shall file a Draft Arbitrator's Report. . . .”
([Resolution ALJ-181 Rule 3.18])

5 8 “Each party and any member of the public may file comments on the Draft Arbitrator's Report (DAR) within 10 days of its release. Such comments shall not exceed 20 pages, unless otherwise authorized by the Arbitrator for the respective parties in arbitration, and shall focus on factual, legal or technical errors in the DAR. . . .”
([Resolution ALJ-181 Rule 3.19] (抜粋))

5 9 The Arbitrator shall file the Final Arbitrator's Report no later than 15 days after the filing date for comments. Prior to the report's release, the Telecommunications Division will review the report. . . .”
([Resolution ALJ-181 Rule 3.20] (抜粋))

6 0 “The State commission . . . shall conclude the resolution of any unresolved issues not later than 9 months after the date on which the local exchange carrier received the request under this section.”
([47 U.S.C. 252] (b)(4)(B) (抜粋))

6 1 “Determinations by a State commission of the just and reasonable rate for the interconnection of facilities and equipment for purposes of subsection (c)(2) of section 251, and the just and reasonable rate for network elements for purposes of subsection (c)(3) of such section- . . .”
([47 U.S.C. 252] (d)(1) (抜粋))

6 2 “. . . If any party refuses or fails unreasonably to respond on a timely basis to any reasonable request from the State commission, then the State commission may proceed on the basis of the best information available to it from whatever source derived.”
([47 U.S.C. 252] (b)(4)(B) (抜粋))

6 3 “A local exchange carrier shall make available any interconnection, service, or network element provided under an agreement approved under this section to which it is a party to any other requesting telecommunications carrier upon the same terms and conditions as those provided in the agreement.”
([47 U.S.C. 252] (i))

6 4 “The provision of this Act shall apply to all interstate and foreign communication by wire or radio and all interstate and foreign transmission of energy by radio, which originates and/or is received within the United States, . . .”
([47 U.S.C. 152] (a) (抜粋))

6 5 “The term “common carrier” or “ carrier” means any person engaged as a common carrier for hire, in interstate or foreign communication by wire or radio or in interstate or foreign radio transmission of energy, except where reference is made to common carriers not subject to this Act; . . .”
([47 U.S.C. 153] (10) (抜粋))

6 6 “Any person, any body politic or municipal organization, or state commission, complaining of anything done or omitted to be done by any common carrier subject to this Act, in contravention of the provisions thereof, may apply to said Commission by petition which shall briefly state the facts, . . .”
([47 U.S.C. 208] (a) (抜粋))

6 7 “(a) . . . a formal complaint shall contain:
(1) The name of each complainant and defendant;
(2) The occupation, address and telephone number of each complainant and, to the extent known, each defendant;
(3) The name, address, and telephone number of complainant's attorney, if represented by counsel;
(4) Citation to the section of the Communications Act and/or order and/or regulation of the Commission alleged to have been violated.
(5) A complete statement of facts which, if proven true, would constitute such a violation. . . .
(6) Proposed findings of fact, conclusions of law, and legal analysis relevant to the claims and arguments set forth in the complaint;
(7) The relief sought, including recovery of damages and the amount of damages claimed, if known; . . .
([47 C.F.R. 1.721] (抜粋))

6 8 “. . . a statement of the complaint thus made shall be forwarded by the Commission to such common carrier, who shall be called upon to satisfy the complaint or to answer the same in writing within a reasonable time to be specified by the Commission. . . .”
([47 U.S.C. 208] (抜粋))

6 9 “. . . any carrier upon which a copy of a formal complaint is served shall answer such complaint in the manner prescribed under this section within twenty days of service of the formal complaint by the complainant, . . .”
([47 C.F.R. 1.724](a) (抜粋))

7 0 “The answer shall advise the complainant and the Commission fully and completely of the nature of any defense. . . .”
([47 C.F.R. 1.724] (b) (抜粋))

7 1 “After an order, decision, report, or action has been made or taken in any proceeding by the Commission, or

by any designated authority within the Commission pursuant to a delegation under Section 5(c)(1), any party thereto, or any other person aggrieved or whose interests are adversely affected thereby, may petition for reconsideration only to the authority, making or taking the order, decision, report, or action . . .”
([47 U.S.C. 405] (a) (抨粧))

⁷ ² “Any proceeding to enjoin, set aside, annul or suspend any order of the Commission under this Act (except those appealable under subsection (b) of this section) shall be brought as provided by and in the manner prescribed in Chapter 158 of title 28, United States Code.”
([47 U.S.C. 402] (a))

⁷ ³ “The Commission may perform any and all acts, make such rules and regulations, and issue such orders, not inconsistent with this Act, as may be necessary in the execution of its functions.”
([47 U.S.C. 154] (i))

⁷ ⁴ “In addition to the duties contained in subsection (b), each incumbent local exchange carrier has the following duties:

(3) The duty to provide, to any requesting telecommunications carrier for the provision of a telecommunications service, nondiscriminatory access to network elements on an unbundled basis at any technically feasible point on rates, terms, and conditions that are just, reasonable, and nondiscriminatory in accordance with the terms and conditions of the agreement and the requirements of this section and section 252. An incumbent local exchange carrier shall provide such unbundled network elements in a manner that allows requesting carriers to combine such elements in order to provide such telecommunications service.”
([47 U.S.C. 251] (c)(3))

⁷ ⁵ “the Commission identifies a minimum set of network elements that incumbent LECs must provide under this section. States may require incumbent LECs to provide additional network elements on an unbundled basis. The minimum set of network elements the Commission identifies are: local loops, local and tandem switches (including all vertical switching features provided by such switches), interoffice transmission facilities, network interface devices, signalling and call-related database facilities, operations support systems functions, and operator and directory assistance facilities.”
(FCC “FIRST REPORT AND ORDER” (FCC 96-325))

⁷ ⁶ “In determining what network elements should be made available for purposes of subsection (c)(3), the Commission shall consider, at a minimum, whether-
(A) access to such network elements as are proprietary in nature is necessary; and
(B) the failure to provide access to such network elements would impair the ability of the telecommunications carrier seeking access to provide the services that it seeks to offer.”
([47 U.S.C. 251] (d)(2))

⁷ ⁷ “High-Capacity Transmission. We reaffirm that the definition of dedicated transport set forth in the *Local Competition First Report and Order* includes all technically feasible capacity-related services such as DS1-DS3 and OC3-OC96 dedicated transport services.”
(FCC “THIRD REPORT AND ORDER AND FOURTH FURTHER NOTICE OF PROPOSED RULEMAKING” (FCC99-238))

⁷ ⁸ “except for local circuit switching used to serve end users with four or more lines in access density zone 1 in the top 50 Metropolitan Statistical Areas (MSAs), provided that the incumbent LEC provides non-discriminatory, cost-based access to the enhanced extended link throughout zone 1.”
(FCC “THIRD REPORT AND ORDER AND FOURTH FURTHER NOTICE OF PROPOSED RULEMAKING” (FCC99-238))

⁷ ⁹ “only in limited circumstances in which the incumbent has placed digital loop carrier systems in the feeder section of the loop or has its Digital Subscriber Line Access Multiplexer (DSLAM) in a remote terminal. The incumbent will be relieved of this obligation, however, if it permits a requesting carrier to collocate its DSLAM in the incumbent's remote terminal on the same terms and conditions that apply to its own DSLAM.”
(FCC “THIRD REPORT AND ORDER AND FOURTH FURTHER NOTICE OF PROPOSED RULEMAKING” (FCC99-238))

⁸ ⁰ “OSS consists of pre-ordering, ordering, provisioning, maintenance and repair, and billing functions supported by an incumbent LEC's databases and information. The OSS element includes access to all loop qualification information contained in any of the incumbent LEC's databases or other records, including information on whether a particular loop is capable of providing advanced services.”
(FCC “THIRD REPORT AND ORDER AND FOURTH FURTHER NOTICE OF PROPOSED RULEMAKING” (FCC99-238))

⁸ ¹ “in vacating the Commission's line sharing rules, the D.C. Circuit found that the Commission failed to consider the relevance of broadband competition coming from cable and, to a lesser extent, satellite providers. The Commission staff's *High Speed Services December 2002 Report* shows that, nationally, cable modem service is the most widely used means by which the mass market obtains broadband service. Indeed, two reports show that the gap between cable modem and ADSL subscriberhip continues to widen.”

“As discussed earlier, the Commission also has acknowledged the important broadband potential of

other platforms and technologies, such as third generation wireless, satellite, and power lines. Although cable modem's lead in broadband deployment is not dispositive in our impairment analysis, the fact that broadband service is actually available through another network platform and may potentially be available through additional platforms helps alleviate any concern that competition in the broadband market may be heavily dependent upon unbundled access to the HFPL. Indeed, as noted by Allegiance, the existence of some measure of intermodal alternatives in the residential market lessens the benefits of unbundling.

Given that the whole loop is available, on an unbundled basis, we find that the costs of unbundling the HFPL outweigh the benefits when taking into account the skewed entry incentives discussed above. Moreover, we anticipate that the Commission's decisions in this Order and other proceedings will encourage the deployment of new technologies providing the mass market with even more broadband options."

"In fact, broadband platforms enabled by the deployment of FTTH loops will likely enable a variety of new services and applications, competing directly with the market-leading cable broadband offerings and the broadband offerings potentially provided by other technological platforms, such as satellite and wireless, thereby weakening the case for unbundling."

"We are also informed in our analysis by the state of intermodal competition for broadband service. As noted above, cable companies have made significant inroads in providing broadband service to the mass market, but these same companies have made less progress in the market for traditional narrowband services. For example, cable companies have widely deployed broadband service in the form of high-speed Internet access offered via cable modem service, but cable telephony deployment is still in its infancy. According to a Commission staff report, more consumers continue to obtain their high speed Internet access by cable modem service than by xDSL, and the rate of growth for cable modem subscribership continues to outpace the rate of growth for xDSL subscribership (i.e., since the period June to December 2001, cable modem subscribership for high speed Internet access increased 55 percent versus an increase of only 35 percent for xDSL-based subscribership). A primary benefit of unbundling hybrid loops – that is, to spur competitive deployment of broadband services to the mass market – appears to be obviated to some degree by the existence of a broadband service competitor with a leading position in the marketplace. We therefore tailor our unbundling requirements to most effectively address those services that are not yet fully subject to competition (i.e., narrowband services in the mass market) rather than the broadband services that are currently provided in a competitive environment."

(以上、FCC "Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking" (FCC 03-36))

^{8 2} "The Commission shall . . . initiate a notice of inquiry concerning the availability of advanced telecommunications capability to all Americans . . . If the Commission's determination is negative, it shall take immediate action to accelerate deployment of such capability by removing barriers to infrastructure investment and by promoting competition in the telecommunications market."
([47 U.S.C. 157nt] (b) (抜粋))

^{8 3} "we conclude that it is consistent with our section 706 mandate to promote investment in infrastructure by refraining from unbundling incumbent LECs' next generation network facilities and equipment."
(FCC "Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking" (FCC 03-36))

^{8 4} " • **Mass Market Loops.** Incumbent LECs must offer unbundled access to stand-alone copper loops and subloops for the provision of narrowband and broadband services. Subject to a grandfather provision and a transition period, incumbent LECs do not have to provide unbundled access to the high frequency portion of their loops. Incumbent LECs must offer unbundled access to the Time Division Multiplexing (TDM) features, functions, and capabilities of their hybrid copper/fiber loops. Similarly, only in fiber loop overbuild situations where the incumbent LEC elects to retire existing copper loops must the incumbent LEC offer unbundled access to those fiber loops for narrowband service only. Incumbent LECs do not have to offer unbundled access to newly deployed or "greenfield" fiber loops or to the packet-switching features, functions, and capabilities of their hybrid loops.

• **Enterprise Market Loops.** Incumbent LECs are no longer required to unbundle OCn loops. Incumbent LECs must offer unbundled access to dark fiber loops, DS3 loops (limited to 2 loops per requesting carrier per customer location) and DS1 loops except at specified customer locations where states have found no impairment pursuant to Commission-delegated authority to conduct a more granular review based on Commission-defined triggers measuring the availability or feasibility of alternatives to incumbent LEC unbundled loops at such customer location.

• **Subloops.** Incumbent LECs must offer unbundled access to subloops necessary to access wiring at or near a multiunit customer premises, including the Inside Wire Subloop, *i.e.*, all incumbent LEC loop plant between the minimum point of entry (MPOE) at a multiunit premises and the point of demarcation, regardless of the capacity level or type of loop the requesting carrier will provision to its customer. Unbundled access must be provided at any technically feasible accessible terminal at or near the multiunit premises, including but not limited to, a pole or pedestal, a network interface device (NID), the MPOE, the single point of interconnection (SPOI) or a feeder distribution interface. A requesting carrier accessing a subloop on the incumbent LEC's network side of the NID obtains the NID functionality as part of that subloop. Upon notification by a requesting carrier that interconnection is required through SPOI, an incumbent LEC is required to provide a SPOI at multiunit premises where the incumbent LEC owns, controls or leases the wiring at such premises.

• **Network Interface Devices (NID).** Incumbent LECs must offer unbundled access to the NID on a stand alone basis to requesting carriers. The NID is defined as any means of interconnecting the incumbent LEC's loop distribution plant to wiring at a customer premises location. An incumbent LEC shall permit a requesting carrier to connect its loop facilities through the incumbent LEC's NID.

• **Dedicated Transport.** We redefine the dedicated transport network element as those transmission facilities that connect incumbent LEC switches or wire centers. The Commission conducted its impairment analysis of dedicated transport by capacity level. Specifically, we find that requesting carriers are not impaired without access to unbundled OCn level transport. Further, we find that requesting carriers are impaired without access to dark fiber, DS3, and DS1 transport, each independently subject to a granular route-specific review by the states to identify available wholesale facilities. Dark fiber and DS3 transport also each subject to a granular route-specific review by the states to identify where transport facilities can be deployed.

• **Switching for Enterprise Market (defined as DS1 and above).** We find, on a national basis, that competitive LECs are not impaired without unbundled local circuit switching when serving the enterprise market. We recognize that a more geographically specific record may reveal such impairment in particular markets and thus allow states to rebut this national finding based on certain operational and economic criteria.

• **Switching for Mass Market (defined as DS0).** We find, on a national basis, that competing carriers are impaired without unbundled local circuit switching when serving the mass market due to operational and economic barriers associated with the incumbent LEC hot cut process. We require state commissions to approve an incumbent LEC batch hot cut process, or make a detailed finding that such a process is not necessary. We recognize that a more geographically specific record may identify particular markets where there is no impairment and thus ask states to apply Commission-defined triggers measuring existing switch deployment serving this market and, if necessary, consider operational and economic barriers to switch deployment to serve this market. If states conclude that there is impairment in a particular market, they must consider whether the impairment can be cured by requiring unbundled switching on a rolling basis, rather than making unbundled switching available for an indefinite period of time.

• **Shared Transport.** We find that carriers are impaired without shared transport only to the extent that carriers are impaired without access to unbundled switching.

• **Packet Switching.** Incumbent LECs are not required to unbundle packet switching, including routers and Digital Subscriber Line Access Multiplexers (DSLAMs), as a stand-alone network element. The Order eliminates the current limited requirement for unbundling of packet switching.

• **Signaling Networks.** Incumbent LECs are only required to offer unbundled access to their signaling network when a carrier is purchasing unbundled switching. The signaling network element, when available, includes, but is not limited to, signaling links and signaling transfer points (STPs).

• **Call-Related Databases.** When a requesting carrier purchases unbundled access to the incumbent LEC's switching, the incumbent LEC must also offer unbundled access to their call-related databases and, if the incumbent LEC does not provide customized routing, to operator service and directory assistance (OS/DA) services. When a carrier utilizes its own switches, with the exception of 911 and E911 databases, incumbent LECs are not required to offer unbundled access to call-related databases, including, but not limited to, the Line Information database (LIDB), Toll Free Calling database, Number Portability database, Calling Name (CNAM) database, Operator Services/Directory Assistance databases, and the Advanced Intelligent Network (AIN) database.

• **OSS Functions.** Incumbent LECs must offer unbundled access to their operations support systems (OSS) for qualifying services. OSS consists of pre-ordering, ordering, provisioning, maintenance and repair, and billing functions supported by an incumbent LEC's databases and information. The OSS element also includes access to all loop qualification information contained in any of the incumbent LEC's databases or other records.

(以上、FCC “Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking” (FCC 03-36))

^{8 5} “**In this Order, the Commission takes additional steps to encourage the innovation and investment that come from facilities-based competition.”**
(FCC “Order on Remand” (FCC 04-290))

^{8 6} “**By using our section 251 unbundling authority in a more targeted manner, this Order imposes unbundling obligations only in those situations where we find that carriers genuinely are impaired without access to particular network elements and where unbundling does not frustrate sustainable, facilities-based competition.”**
(FCC “Order on Remand” (FCC 04-290))

^{8 7} “**This Order imposes unbundling obligations in a more targeted manner where requesting carriers have undertaken their own facilities-based investments and will be using UNEs in conjunction with selfprovisioned facilities. By adopting this approach, we spread the benefits of facilities-based competition to all consumers, particularly small- and medium-sized enterprise customers.”**
(FCC “Order on Remand” (FCC 04-290))

^{8 8} “**Our unbundling rules are designed to remove unbundling obligations over time as carriers deploy their own networks and downstream local exchange markets exhibit the same robust competition that characterizes the long distance and wireless markets.”**
(FCC “Order on Remand” (FCC 04-290))

^{8 9} “**• Dedicated Interoffice Transport.** Competing carriers are impaired without access to DS1 transport except on routes connecting a pair of wire centers, where both wire centers contain at least four fiber-based collocators or at least 38,000 business access lines. Competing carriers are impaired without access to DS3 or dark fiber transport except on routes connecting a pair of wire centers, each of which contains at least three fiber-based collocators or at least 24,000 business lines. Finally, competing carriers are not impaired without access to entrance facilities connecting an incumbent LEC's network with a competitive LEC's network in any instance. We adopt a 12-month plan for competing carriers to transition away from use of DS1- and DS3-capacity dedicated transport where they are not impaired, and an 18-month plan to govern transitions away from dark fiber transport. These transition plans apply only to the embedded customer base, and do not permit competitive LECs to add new dedicated transport UNEs in the absence of impairment. During the transition

periods, competitive carriers will retain access to unbundled dedicated transport at a rate equal to the higher of (1) 115 percent of the rate the requesting carrier paid for the transport element on June 15, 2004, or (2) 115 percent of the rate the state commission has established or establishes, if any, between June 16, 2004 and the effective date of this Order.

• **High-Capacity Loops.** Competitive LECs are impaired without access to DS3-capacity loops except in any building within the service area of a wire center containing 38,000 or more business lines and 4 or more fiber-based collocators. Competitive LECs are impaired without access to DS1-capacity loops except in any building within the service area of a wire center containing 60,000 or more business lines and 4 or more fiber-based collocators. Competitive LECs are not impaired without access to dark fiber loops in any instance. We adopt a 12-month plan for competing carriers to transition away from use of DS1- and DS3-capacity loops where they are not impaired, and an 18-month plan to govern transitions away from dark fiber loops. These transition plans apply only to the embedded customer base, and do not permit competitive LECs to add new high-capacity loop UNEs in the absence of impairment. During the transition periods, competitive carriers will retain access to unbundled facilities at a rate equal to the higher of (1) 115 percent of the rate the requesting carrier paid for the unbundled loops on June 15, 2004, or (2) 115 percent of the rate the state commission has established or establishes, if any, between June 16, 2004 and the effective date of this Order.

• **Mass Market Local Circuit Switching.** Incumbent LECs have no obligation to provide competitive LECs with unbundled access to mass market local circuit switching. We adopt a 12-month plan for competing carriers to transition away from use of unbundled mass market local circuit switching. This transition plan applies only to the embedded customer base, and does not permit competitive LECs to add new switching UNEs. During the transition period, competitive carriers will retain access to the UNE platform (*i.e.*, the combination of an unbundled loop, unbundled local circuit switching, and shared transport) at a rate equal to the higher of (1) the rate at which the requesting carrier leased that combination of elements on June 15, 2004, plus one dollar, or (2) the rate the state public utility commission establishes, if any, between June 16, 2004, and the effective date of this Order, for this combination of elements, plus one dollar.”

(以上、FCC “Order on Remand” (FCC 04-290))

90 “The term “information service” means the offering of a capability for generating, acquiring, string, transforming, processing, retrieving, utilizing, or making available information via telecommunications, and includes electronic publishing, but does not include any use of any such capability for the management, control, or operation of a telecommunications system or the management of a telecommunications service.”
([47 U.S.C. 153] (20))

91 「電気通信事業者または利用者は次の各号の1の事項に関して当事者間の協議がなされず、または協議できない場合は、通信委員会に裁定を申請することができる。」

1. 電気通信事業法第33条の2の規定による損害賠償または第46条の規定による実費補償
2. 電気通信事業法第33条の5第1項の規定による電気通信設備の提供、第34条第1項の規定による相互接続、第34条の3第1項の規定による共同使用等、または第34条の4第1項の規定による情報の提供等に関する協定の締結
3. 電気通信事業法第35条の5第1項の規定による電気通信設備の提供、第34条第1項の規定による相互接続、第34条の3第1項の規定による共同使用等、または第34条の4第1項の規定による情報の提供等に関する協定の履行もしくは損害の賠償
4. その他、他の法律で通信委員会の裁定事項に規定された事項」
(電気通信基本法第40条の2第1項)

「電気通信事業者は電気通信役務を提供するにあたって利用者に損害を与えた場合は賠償しなければならない。」

(電気通信事業法第33条の2)

「基幹通信事業者は第43条の第1項の規定に基づいて船舶、航空機、その他の交通機関の所有者または占有者から電気通信業務の利用に提供される無線局の開設に必要な特殊な供給、または設備を提供される場合には、それに所要された実費を保証すべきである。」

(電気通信事業法第46条)

「基幹通信事業者は他の基幹通信事業者からの電気通信設の提供に関する要請がある場合には協定を締結し、電気通信設備を提供することが可能である。」

次の各号の1にあたる基幹通信事業者は、第1項の規定による要請がある場合には、第1項の規定にも関わらず協定を締結して電気通信設備を提供すべきである。

1. 他の電気通信事業者が電気通信役務を提供することにあたり、必需的な設備を保有する基幹通信事業者
2. 基幹通信事業者の事業規模及び市場占有率などが情報通信部令が定まる基準にあたる基幹通信事業者」
(電気通信事業法第33条の5第1項及び第2項)

「基幹通信事業者が他の基幹通信事業者から提供を受ける無線通信施設共同利用の対価は、公定で妥当な方法で算定し精算すべきである。」

電気通信事業の効率性を上げて利用者を保護するため、情報通信部長官が定めて公示する基幹通信事業者から共同利用に関する要請がある場合には、第1項の規定にも関わらず協定を締結してこれを許容すべきである。」

(電気通信事業法第33条の7第1項及び第2項)

「電気通信事業者は他の電気通信事業者から電気通信設備の相互接続に関する要請がある場合には、協定を締結して相互接続を許容することが出来る。」
(電気通信事業法第34条第1項)

「基幹通信事業者は他の電気通信事業者から電気通信設備の相互接続に必要な設備の設置または運営のため、その基幹通信事業者の管路、ケーブル、電柱または局舎などの電気通信設備または設備への出入り、または共同利用の要請を受けた場合には協定を締結して、電気通信設備または施設への出入り、または共同利用を許容することが出来る。」
(電気通信事業法第34条の3第1項)

「基幹通信事業者は他の電気通信事業者から電気通信設備の提供、相互接続、または共同利用などや料金の賦課、徴収及び電気通信番号案内のため、必要な技術的情報または利用者の人的事項に関する情報の提供を要請された場合には、協定を締結して要請された情報を提供することが出来る。」
(電気通信事業法第34条の4第1項)

⁹² 1997年11月設置。

⁹³ “The Appellate Tribunal shall consist of a Chairperson and not more than two Members to be appointed, by notification, by the Central Government.”

“The Central Government shall provide the Appellate Tribunal with such officers and employees as it may deem fit.”

(THE TELECOM REGULATORY AUTHORITY OF INDIA (AMENDMENT) ORDINANCE,2000(No. 2 OF 2000) 14(B)(1) (抜粋) 及び14H(1))

⁹⁴ “If a dispute arises, in respect of matters referred to in sub-section (2), among service providers or between service providers and a group of consumers, such disputes shall be adjudicated by a bench constituted by the Chairperson and such bench shall consist of two members”

(THE TELECOM REGULATORY AUTHORITY OF INDIA ACT(1997 No. 24 of 1997) 14(1) (抜粋))

⁹⁵ “The Central Government shall, by notification, establish an Appellate Tribunal to be known as the Telecom Disputes Settlement and Appellate Tribunal to -

(a) adjudicate any dispute -

(i) between a licensor and a licensee;
(ii) between two or more service providers;

(iii) between a service provider and a group of consumers.”

(THE TELECOM REGULATORY AUTHORITY OF INDIA (AMENDMENT) ORDINANCE,2000(No. 2 OF 2000) 14(a))